

函館市子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)



函 館 市

はじめに



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。したがって、国においては、家庭を築き、子どもを生み育てるという人々の希望が叶えられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、市町村に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けたところであります。

このようななか、本市としても、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業等の集中的・計画的な推進を図るため、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。策定にあたっては「次世代育成支援対策推進法」の延長に伴い、平成26年度をもって計画期間が終了する「函館市次世代育成支援後期行動計画」の後継の計画との統合計画としたところであります。

この計画は、幼児期における教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容やその実施時期を定めるとともに、新たに、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点のもと、子どもを生み育てやすいまちづくりをめざして取り組むべき内容を取りまとめた総合的な内容となっており、これまでも増して、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、計画の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

結びにあたり、本計画の策定に際し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市子ども・子育て会議の委員の皆様ならびに関係団体等の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

函館市長 工 藤 壽 樹

【目次】

第1章	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	3
第2章	函館市の子ども・子育てを取り巻く環境	
第1	少子化等の現状	5
1	人口の推移と推計	5
2	出生数等の状況	7
3	婚姻および出産等の状況	8
第2	世帯の状況	13
第3	産業・就業構造の状況	14
1	産業構造と就業者	14
2	女性の就業状況	15
第4	子育ての実態	20
第3章	目標年度における児童等の人口推計	23
第4章	計画の基本理念と施策の方向等	
1	基本理念	25
2	基本的な視点	25
(1)	子どもの視点	25
(2)	次代の親の育成という視点	25
(3)	すべての子どもと家庭への支援の視点	25
(4)	地域社会全体で支援する視点	26
(5)	サービス利用者の視点	26
(6)	仕事と生活の調和の実現の視点	26
(7)	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点	26
(8)	地域特性の視点	26
3	施策の方向	27
(1)	地域における子育て支援	27
(2)	母子の健康確保と増進	27

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	27
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	28
(5) 仕事と生活の調和の実現	28
(6) 特別な援助を要する家庭への支援	28
(7) 母子家庭および父子家庭の自立支援	28
(8) 子育てに伴う経済的負担の軽減	28
4 施策の体系	29

第5章 施策の展開とサービスの目標量等

第1 地域における子育て支援	31
1 地域における子育て支援サービスの充実	31
(1) 家庭における子育て支援	32
(2) 施設における子育て支援	38
(3) 子育て相談、情報提供体制の充実	43
2 保育サービスの充実	47
(1) 多様な保育ニーズへの対応	47
(2) 保育サービスの質の向上	52
3 子育て支援のネットワークづくり	53
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進	53
(2) 子育て支援情報の提供の充実	56
(3) 地域における子育て意識の啓発推進	57
4 子どもの健全育成	60
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進	60
(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進	66
第2 母子の健康確保と増進	70
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	70
(1) 健康診査、保健相談・指導の充実	70
(2) 母子保健の情報提供の充実	75
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	78
(1) 思春期保健に関する知識の普及促進	78
(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進	81
(3) 心のケアと相談体制の充実	83
3 「食育」の推進	85
(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実	85
4 周産期・小児医療等の充実	88
(1) 周産期・小児医療の確保・充実	88
(2) 小児慢性特定疾病対策の推進	89

(3) 不妊に悩む方に対する支援の充実	90
第3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	91
1 次代の親の育成	91
(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進	91
(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進	93
2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備	95
(1) 確かな学力の向上	95
(2) 豊かな心の育成	96
(3) 健やかな体の育成	98
(4) 信頼される学校づくりの推進	100
(5) 幼児教育の充実	101
3 家庭や地域の教育力の向上	103
(1) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実	103
(2) 地域の教育力の向上	104
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	106
(1) 関係業界への自主的措置の促進	106
(2) 情報モラル教育の推進	106
(3) 情報リテラシーの向上	107
第4 子育てを支援する生活環境の整備	109
1 良質な住宅の確保	109
(1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援	110
2 安全な道路交通環境の整備	111
(1) 安全な道路交通環境の整備推進	111
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	113
(1) 交通安全教育の推進	113
(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底	114
4 安心して外出できる環境の整備	115
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進	115
(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実	116
5 安全・安心なまちづくりの推進	117
(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進	117
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	118
第5 仕事と生活の調和の実現	121
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	121
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進	121
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	124
(1) 多様な働き方に対応した子育て支援	124

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進	125
第6 特別な援助を要する家庭への支援	127
1 児童虐待防止対策の充実	127
(1) 関係機関との連携等	127
(2) 発生予防, 早期発見・早期対応等	128
2 障がい児施策の充実	130
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	130
(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進	131
(3) 教育的支援の推進	133
(4) 保育所等における障がい児保育等の推進	135
第7 母子家庭および父子家庭の自立支援	136
1 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	136
(1) 子育て・生活支援の充実	137
(2) 就業支援の充実	139
(3) 養育費確保の促進	141
(4) 経済的支援の充実	142
(5) 情報提供および相談体制の充実	143
第8 子育てに伴う経済的負担の軽減	146
1 子育て家庭への経済的支援の充実	146
(1) 各種手当の支給・充実	147
(2) 医療費等の助成, 軽減の実施	148
(3) 就学に係る費用の助成, 軽減の実施	149
第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制	
1 教育・保育提供区域	151
2 教育・保育の需給計画	152
(1) 計画策定の考え方	152
(2) 教育・保育の需給計画	153
3 地域子ども・子育て支援事業の需給計画	160
(1) 計画策定の考え方	160
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画	161
4 認定こども園の普及等に係る取組み	167
第7章 計画の推進	169
第8章 資料編	171

第 1 章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

近年、我が国では、少子化や核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化し、家庭や地域において、子ども同士はもとより、大人と子どもがふれあう機会が減少しているうえ、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となっているなど、子どもの育ちや子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、共働き家庭は増加し、非正規雇用割合も高まっており、就労の継続を希望しながらも、都市部を中心とする待機児童の問題にも関連し、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

さらに、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。

一方、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、時には、子どもの生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

こうした状況のなか、子どもが安心してはぐくまれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、すべての子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援していくことが必要となります。

2 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき、最重要課題でもあります。

このようなことから、国は、家庭を築き、子どもを生み育てるという人々の希望が叶えられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし「子ども・子育て支援法」を定め、地方公共団体に對し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

この法に基づく、子ども・子育て支援に係る制度の実施主体は市町村であり、本市においても、すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため本計画を策定し、地域における家庭や子どもの状況に応じ、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の実施に努めます。

また、平成26年4月の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月まで10年間延長されたことから、本計画については、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「函館市次世代育成支援後期行動計画」の後継として位置付けし、地域における子育て支援や母子の健康確保と増進、子どもの健やかな成長のための教育環境の整備などの次世代育成支援対策についても、引き続き、拡充に努めます。

3 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて、幼児期における質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた量の見込みを踏まえた提供体制の確保の内容やその実施時期等を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、学校、企業、行政等すべての個人や団体を対象として、本市が今後進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標量等についても総合的に定めるものです。

また、その推進にあたっては、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「新函館市総合計画」に即し、他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

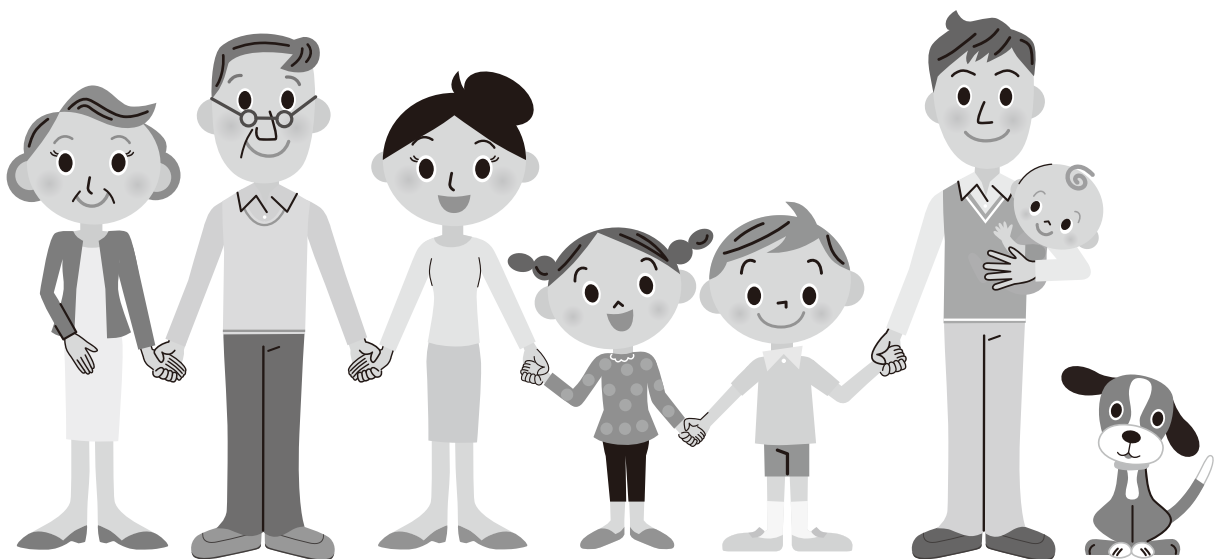
4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく事業計画は、平成27年度からの5年を1期として策定することとされています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされていることから、この計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃から子ども・子育て支援に深く関わる立場にある、学識経験者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。



第2章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

- 第1 少子化等の現状
- 第2 世帯の状況
- 第3 産業・就業構造の状況
- 第4 子育ての実態

第 2 章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

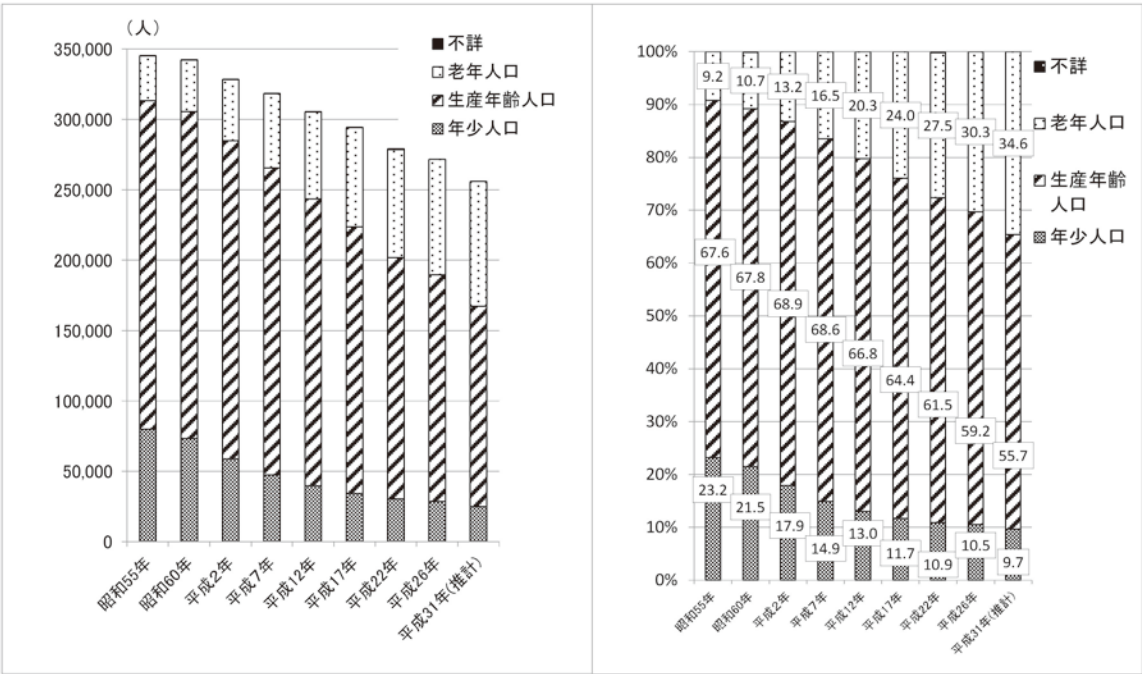
第 1 少子化等の現状

1 人口の推移と推計

平成22年国勢調査による函館市の総人口は279,127人であり、昭和55年を頂点に減少を続け、平成26年3月末日の住民基本台帳によると、総人口は271,772人となっています。

また、年少人口（0歳～14歳）は、昭和55年の80,038人から、平成22年には30,474人と4割以下に減少しており、総人口に占める構成割合でも、23.2%から10.9%に減少するなど、少子化が進んでいます。

【年齢階層別人口の推移および各区分の割合の推移】



(単位：人)

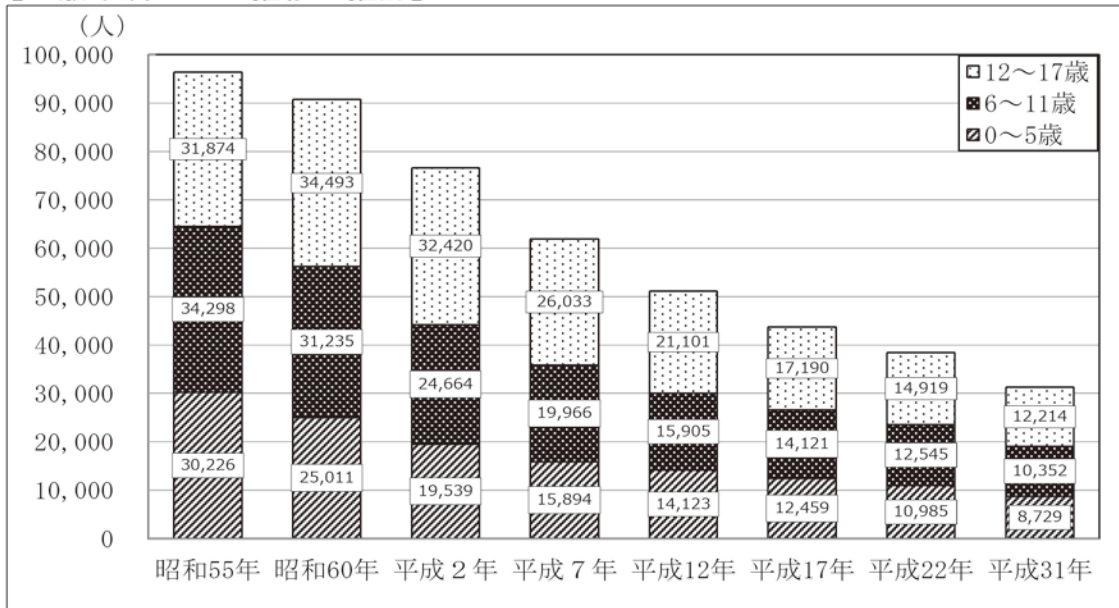
	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年 (推計)
年少人口	80,038	73,429	58,732	47,487	39,591	34,369	30,474	28,598	24,816
生産年齢人口	233,334	232,185	226,263	218,185	203,855	189,327	171,405	160,908	142,498
老年人口	31,712	36,644	43,411	52,607	61,855	70,459	76,637	82,266	88,674
年齢不詳	81	282	87	29	10	109	611	—	—
合 計	345,165	342,540	328,493	318,308	305,311	294,264	279,127	271,772	255,988

(資料：国勢調査(現在の市域での組替値：以下注釈がない限り同様)、平成26年は3月末日の住民基本台帳)

18歳未満人口も、昭和55年の国勢調査では96,398人でしたが、平成22年には38,449人と半分以下に減少しています。

今後もこの傾向は続くものと思われ、計画の目標年度とする平成31年度の18歳未満人口を、国の示す人口推計手法によって推計すると、約31,300人となり、少子化の一層の進行が見込まれています。

【18歳未満人口の推移と推計】



(単位: 人, %)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成31年	22年対比
0歳	4,509	3,823	2,897	2,545	2,242	1,953	1,783	1,326	74.4%
1歳	4,750	4,080	3,110	2,503	2,339	1,949	1,781	1,389	78.0%
2歳	4,937	4,076	3,184	2,667	2,349	2,089	1,797	1,427	79.4%
3歳	5,004	4,161	3,249	2,624	2,333	2,105	1,894	1,482	78.2%
4歳	5,345	4,411	3,449	2,740	2,362	2,140	1,793	1,525	85.1%
5歳	5,681	4,460	3,650	2,815	2,498	2,223	1,937	1,577	81.4%
6歳	6,019	4,671	3,841	3,023	2,459	2,323	1,947	1,625	83.5%
7歳	5,987	4,852	3,896	3,156	2,545	2,303	2,006	1,737	86.6%
8歳	5,677	4,960	3,961	3,238	2,538	2,323	2,086	1,725	82.7%
9歳	5,734	5,263	4,191	3,324	2,633	2,291	2,108	1,734	82.3%
10歳	5,462	5,606	4,302	3,523	2,777	2,465	2,147	1,809	84.3%
11歳	5,419	5,883	4,473	3,702	2,953	2,416	2,251	1,722	76.5%
12歳	5,386	5,936	4,694	3,757	3,107	2,544	2,259	1,854	82.1%
13歳	5,550	5,620	4,776	3,828	3,192	2,580	2,334	1,875	80.3%
14歳	4,578	5,627	5,059	4,042	3,264	2,665	2,351	2,006	85.3%
15歳	5,503	5,595	5,602	4,381	3,564	2,845	2,628	2,060	78.4%
16歳	5,528	5,905	6,120	4,919	3,942	3,228	2,603	2,154	82.8%
17歳	5,329	5,810	6,169	5,106	4,032	3,328	2,744	2,265	82.5%
合計	96,398	90,739	76,623	61,893	51,129	43,770	38,449	31,292	81.4%

(資料: 国勢調査, 平成31年は函館市子ども未来部推計)

2 出生数等の状況

本市の出生数は、昭和55年で4,137人と人口千人当たりの出生率は12.9でしたが、平成25年では、1,731人と約4割に減少しており、人口千人当たりの出生率は6.3と全国・全道の数値を下回っています。

【出生数および出生率の推移】

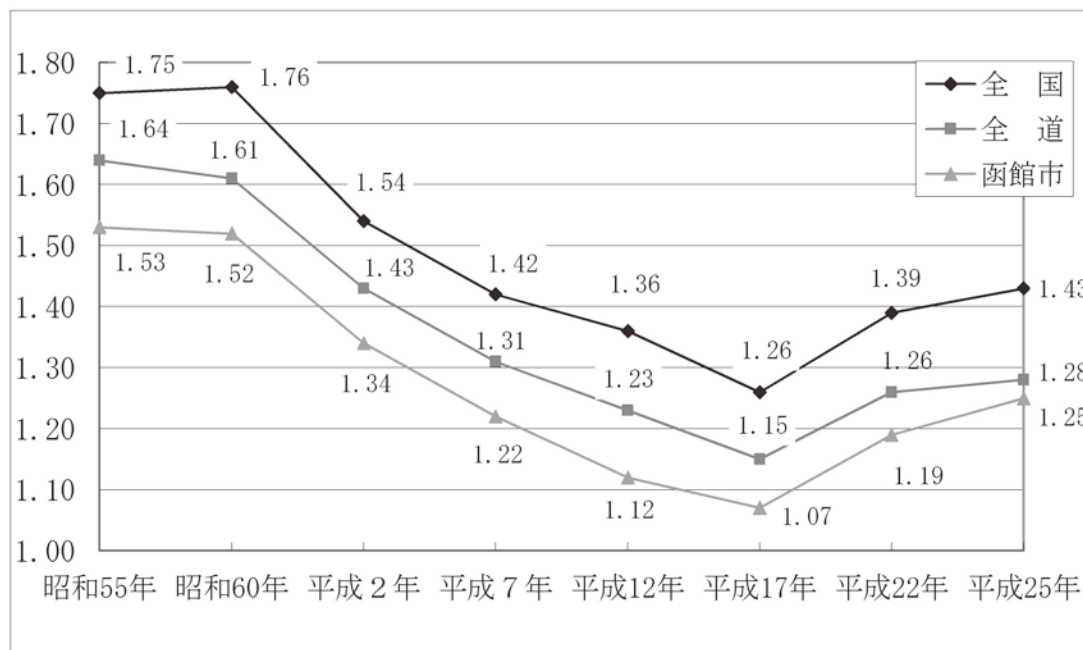
(単位：人)

区 分	出 生 数			出 生 率 (人 口 千 対)		
	総 数	男	女	函 館 市	全 道	全 国
昭 和 55 年	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
昭 和 60 年	3,573	1,854	1,719	11.2	11.7	11.9
平 成 2 年	2,778	1,408	1,370	9.0	9.7	10.0
平 成 7 年	2,444	1,234	1,210	8.2	8.8	9.6
平 成 12 年	2,153	1,090	1,063	7.4	8.5	9.5
平 成 17 年	1,947	983	964	6.6	7.4	8.4
平 成 22 年	1,827	922	905	6.6	7.3	8.5
平 成 25 年	1,731	856	875	6.3	7.1	8.2

(資料：市立函館保健所(平成17年以降は現在の市域での組替値:以下注釈がない限り同様))

また、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は2.07～2.08とされていますが、本市では、昭和55年で1.53、平成17年には、過去最低の1.07を記録し、その後若干上昇し、平成25年では1.25となっていますが、これも全国・全道の平均を下回っています。

【合計特殊出生率の推移】



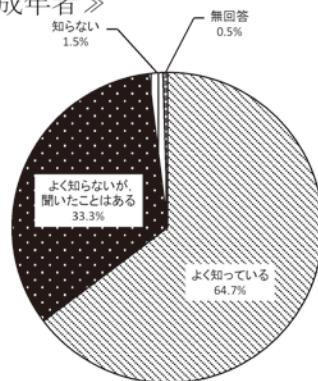
(資料：市立函館保健所)

このような出生の動向に対する市民意識については、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、未成年者（15歳～19歳）の「函館市の少子化に対する認知度」を見ると、64.7%が「よく知っている」、33.3%が「よく知らないが、聞いたことはある」と回答しています。

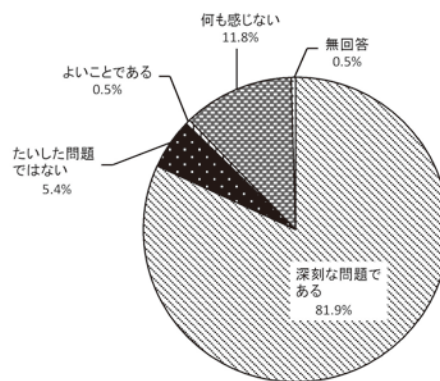
また、「少子化に対する問題意識」に関して、8割以上が少子化の進行は「深刻な問題である」と考えています。

【出生率が低下し、子どもの数が減少していることを知っていますか】

《未成年者》



【子どもの数が減少することについて、どのように考えますか】

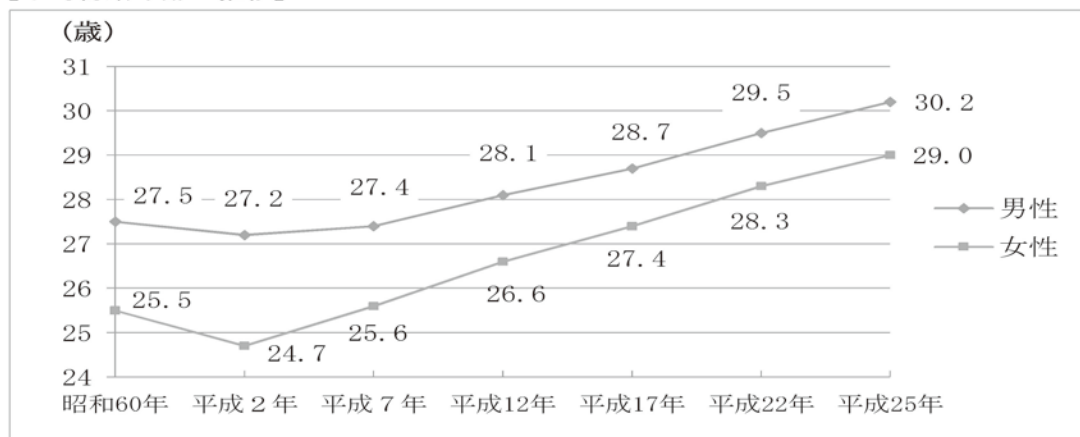


（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

3 婚姻および出産等の状況

少子化の要因の1つとされている晩婚化について、函館市の平均初婚年齢の推移を見ると、昭和60年の男性27.5歳、女性25.5歳に比べ、平成25年では男性30.2歳、女性29.0歳となっており、男性で2.7歳、女性で3.5歳高くなっています。

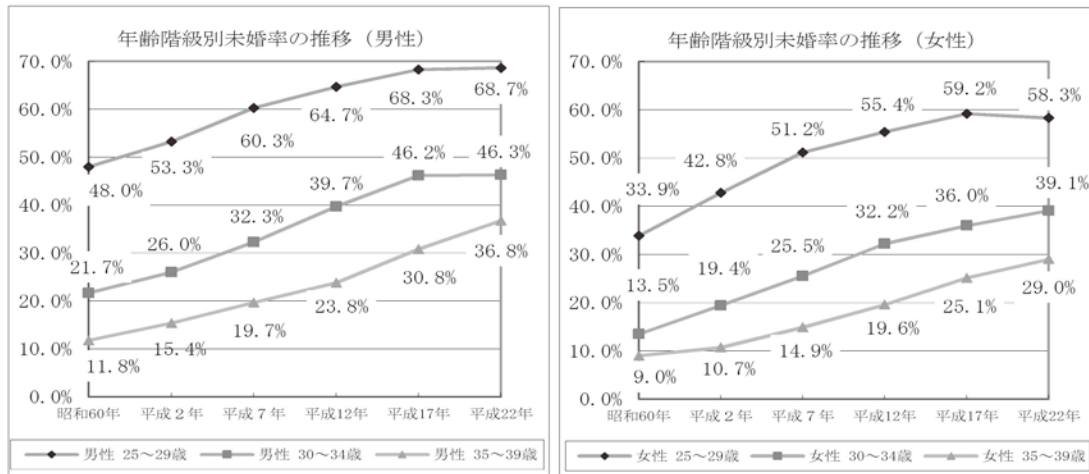
【平均初婚年齢の推移】



（資料：市立函館保健所）

未婚率については、男女とも、25歳から39歳までの各年代で上昇を続けており、平成22年では、25歳から29歳までの男性の約7割、女性の約6割が未婚となっています。

【年齢階級別未婚率の推移】



(資料：国勢調査)

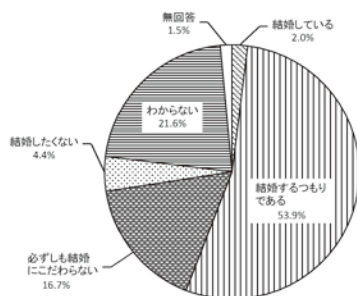
本市における婚姻と離婚の状況を、人口千人当たりの割合で見ると、平成25年で婚姻率は4.5で全国の5.3や全道の4.9を下回っている状況にあり、離婚率は2.16で全国の1.84や全道の2.09を上回っている状況にあります。

結婚や家庭に関する考え方については、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、15歳から19歳までの未成年者では、「必ずしも結婚にこだわらない」が2割近くとなり、また、「結婚するつもりである」という人が、何歳くらいで結婚したいかについては、「25～29歳」が53.6%、「20～24歳」が36.4%を占めています。

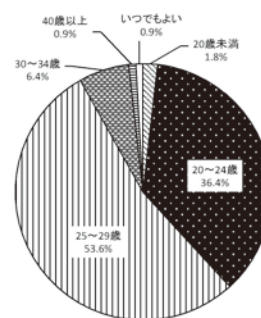
「必ずしも結婚にこだわらない」または「結婚したくない」理由としては、「特に結婚の必要性を感じないから」が全体の約3割を占めています。

【結婚について、どのように考えますか】

《未成年者》



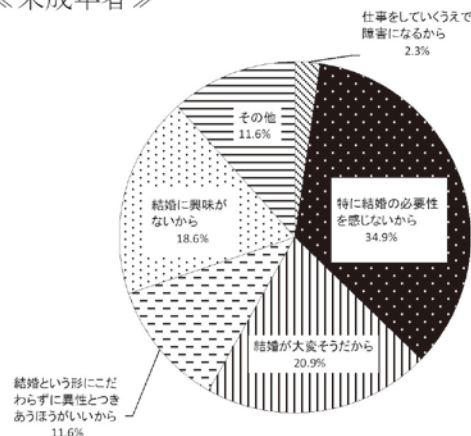
【結婚するつもりである方は、何歳くらいまでに結婚したいですか】



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【「必ずしも結婚にこだわらない」「結婚したくない」理由は何ですか】

《未成年者》

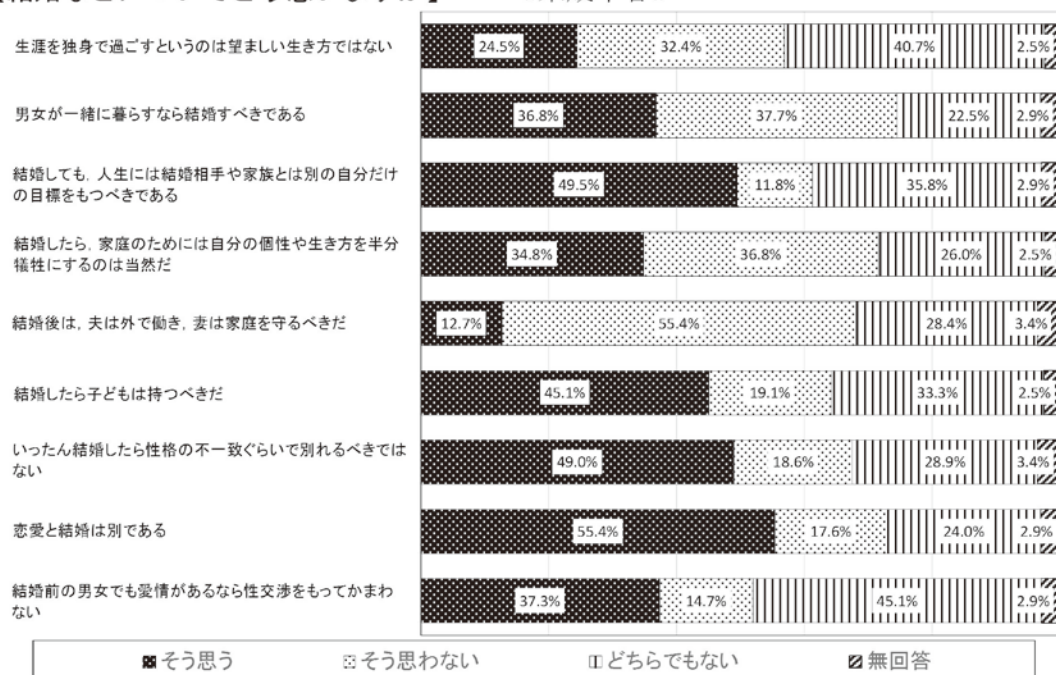


(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

また、「結婚などについてどう思うか」については、「生涯を独身で過ごすというのは望ましい生き方ではない」が32.4% (前回調査：40.7%)、「男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである」が37.7% (40.7%)、「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ」が36.8% (41.5%)、「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」が55.4% (60.2%)、「結婚したら子どもは持つべきだ」で19.1% (28.8%)が、「そう思わない」と回答しています。

【結婚などについてどう思いますか】

《未成年者》



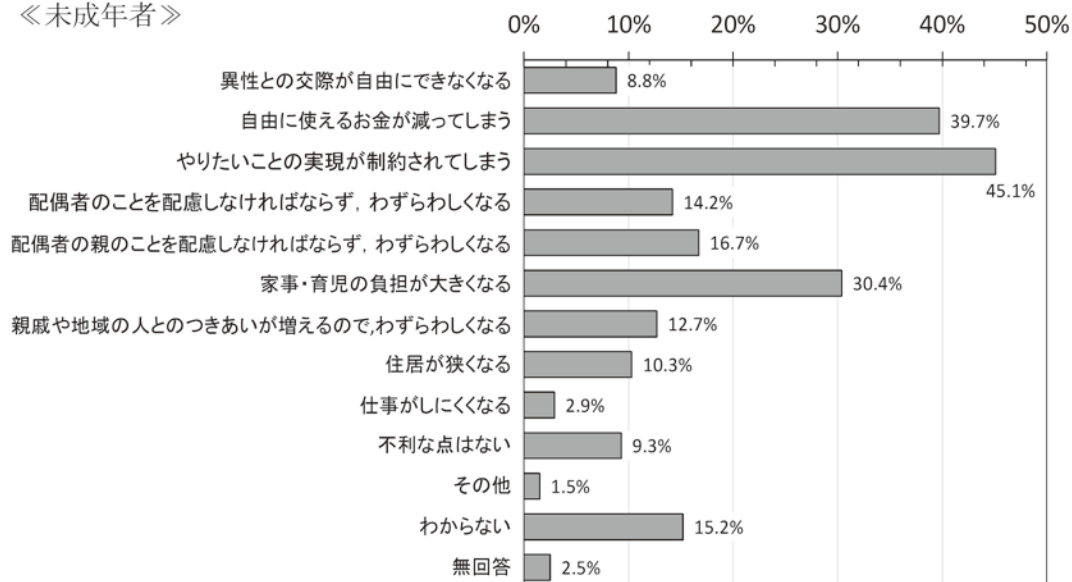
(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

第2章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

「一般的に、結婚して不利な点」については、「やりたいことの実現が制約されてしまう」が45.1%、「自由に使えるお金が減ってしまう」が39.7%、「家事・育児の負担が大きくなる」が30.4%と高くなっているほか、「仕事ができなくなる」という回答も10.3%ありました。

【一般的に、結婚して不利な点とは何だと思いますか（3つまで）】

《未成年者》

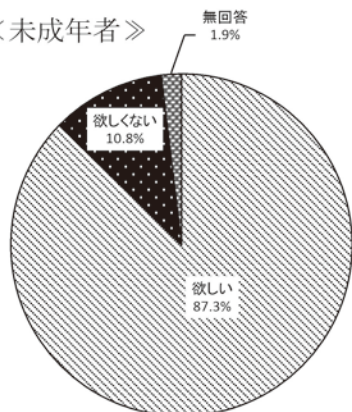


（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

「将来子どもが欲しいか」については、「欲しい」が87.3%を占め、「欲しくない」という回答を大幅に上回っています。「子どもが欲しい理由」としては、「子どもが好き」(58.4%)、「人として自然なこと」(37.1%)という回答が多くなっています。

【将来子どもが欲しいですか】

《未成年者》

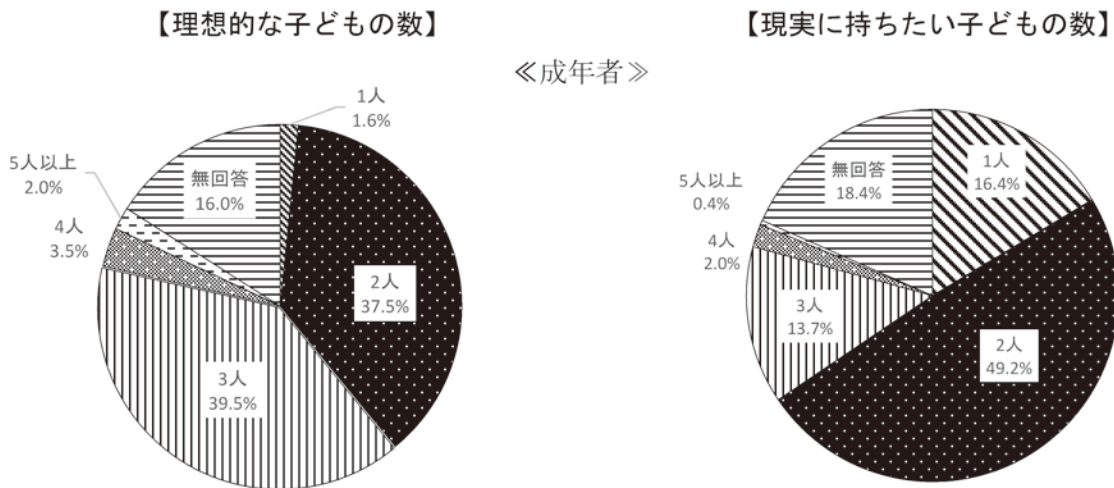


【子どもが欲しい理由は何ですか（複数回答）】

区 分	人数	比率
子どもが好き	104	58.4%
人として自然なこと	66	37.1%
大人としての責任	18	10.1%
社会で認められたい	1	0.6%
その他	15	8.4%
無回答	5	2.8%
全体	178	

（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

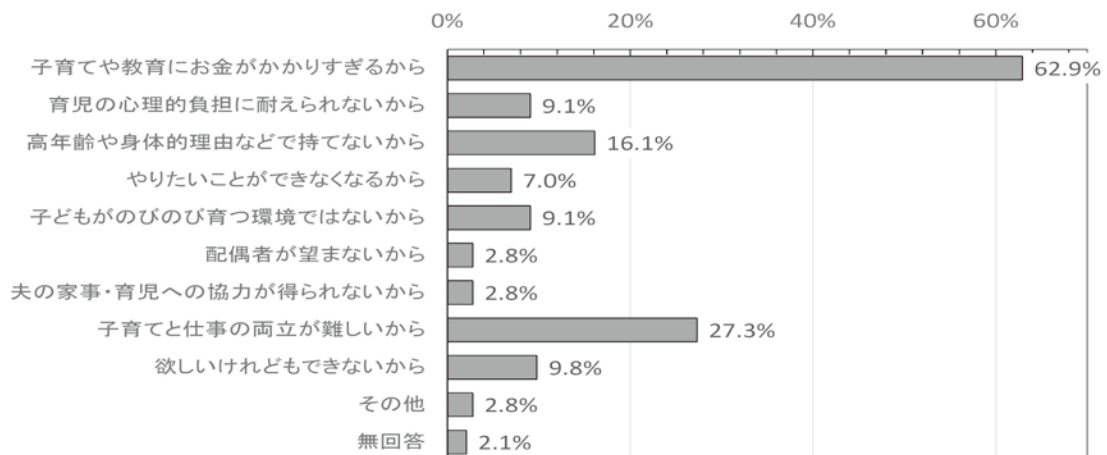
「理想的な子どもの数」と、「現実に持ちたい子どもの数」を比較すると、「理想的な子どもの数」では、「2人」と「3人」がほぼ同数でともに約40%であるのに対して、「現実に持ちたい子どもの数」では、「2人」が約50%へと増加するのに対して、「3人」は14%程度まで減少しています。



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

「理想的な子どもの数」より「現実に持ちたい子どもの数」が少ない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が最も多くなっています。

【理想と考える子どもの数より現実に持ちたい子どもの数が少ない理由】



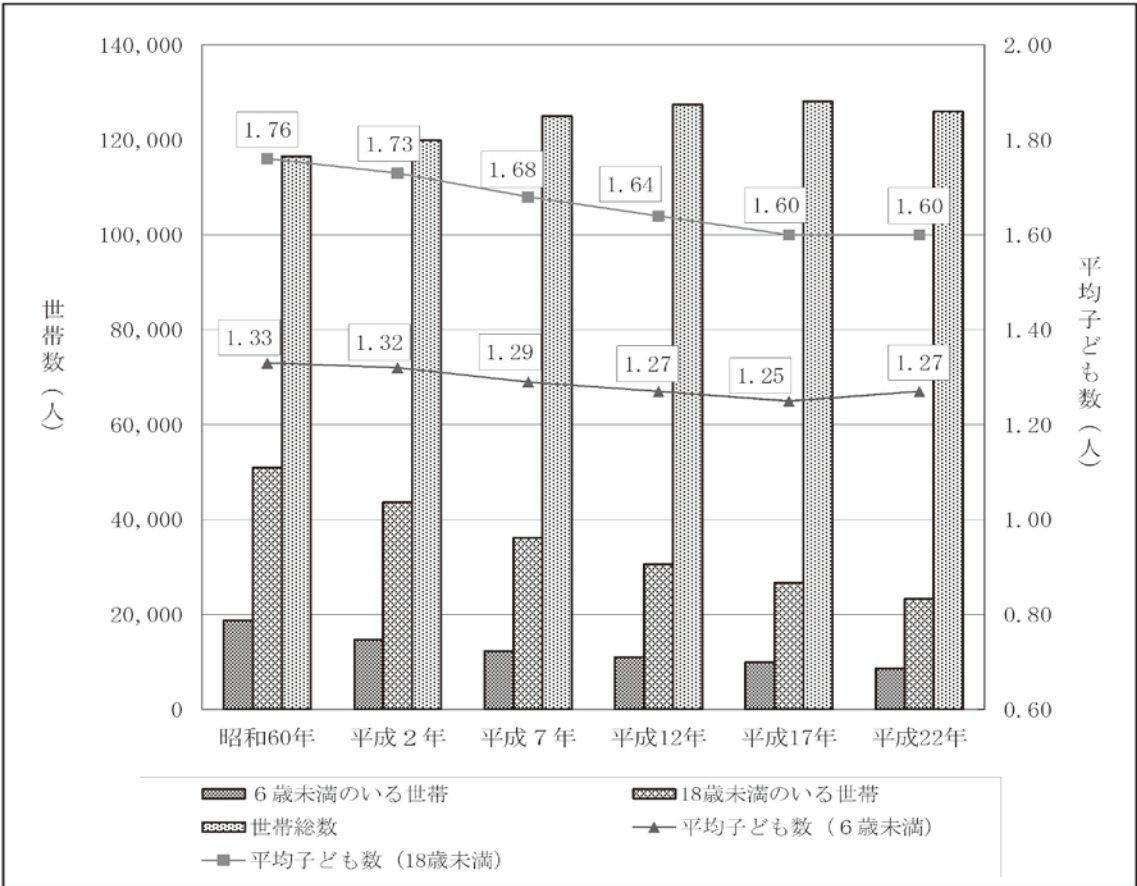
(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

第2 世帯の状況

昭和55年以降、世帯数は一貫して増加を続けてきましたが、平成22年には若干減少しています。なお、「18歳未満の子どもがいる世帯」や「6歳未満の子どもがいる世帯」は減少し続けています。

また、平均子ども数も同様に減少してきましたが、平成22年には、「18歳未満の子どもがいる世帯」では横ばいに、「6歳未満の子どもがいる世帯」では若干ですが、増加しています。

【子どものいる世帯の推移】



区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯総数	世帯数	116,491	119,900	125,009	127,415	128,132	125,956
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18歳未満の 子どものいる 世帯（内数）	世帯数	50,895	43,672	36,225	30,598	26,664	23,340
	構成比	43.2%	36.1%	28.7%	23.8%	20.8%	18.5%
6歳未満の 子どものいる 世帯（内数）	平均子ども数	1.76	1.73	1.68	1.64	1.60	1.60
	世帯数	18,801	14,733	12,286	11,032	9,931	8,612
	構成比	15.9%	12.1%	9.7%	8.6%	7.8%	6.8%
	平均子ども数	1.33	1.32	1.29	1.27	1.25	1.27
	世帯数						

（資料：国勢調査）

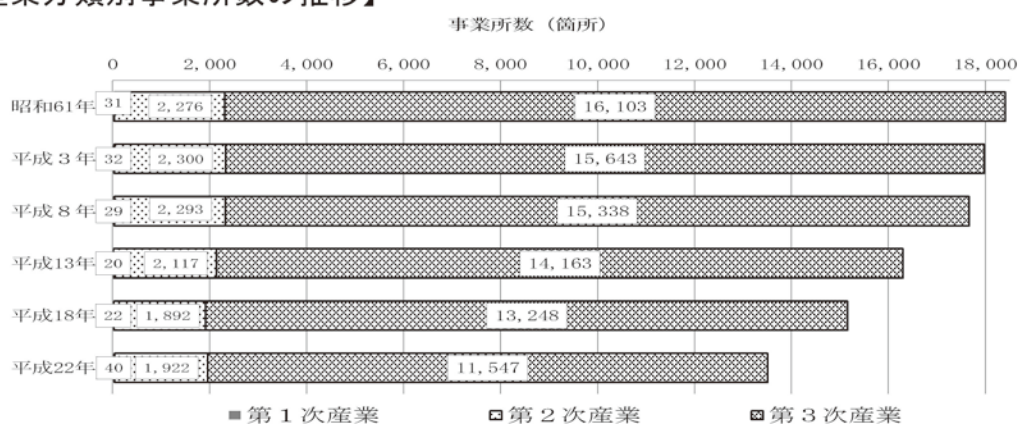
第3 産業・就業構造の状況

1 産業構造と就業者

本市の産業構造は、卸売・小売業、サービス業を主体とした第3次産業の比重が極めて高くなっており、「平成24年経済センサスー活動調査」では、全事業所13,509か所のうち11,547か所と、全体の85.5%を第3次産業が占めています。

就業者数の推移を見ると、男性が昭和60年の89,686人から、平成22年には65,864人と減少しており、女性も同様に56,648人から55,870人へと減少していますが、就業者に占める女性の割合は38.7%から45.9%へと増加しており、女性の就業が進んでいます。

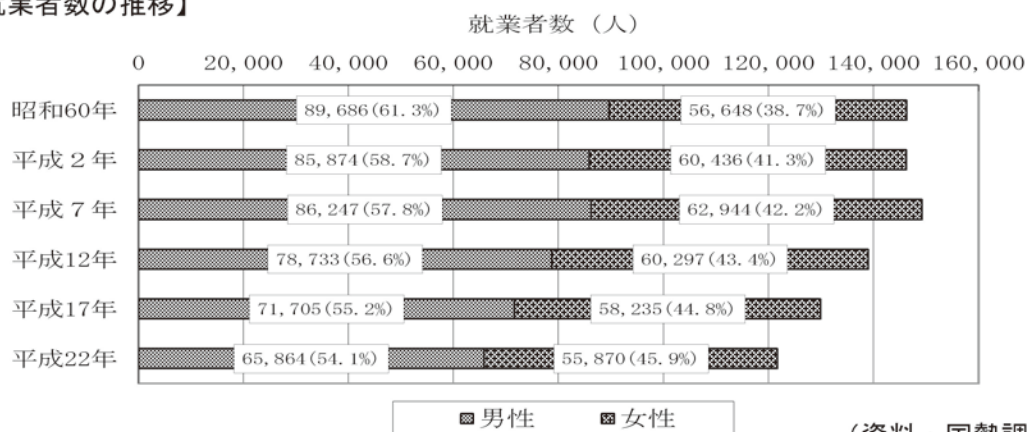
【産業分類別事業所数の推移】



区 分	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成22年
第1次産業	31 0.2%	32 0.2%	29 0.2%	20 0.1%	22 0.1%	40 0.3%
第2次産業	2,276 12.4%	2,300 12.8%	2,293 13.0%	2,117 13.0%	1,892 12.5%	1,922 14.2%
第3次産業	16,103 87.5%	15,643 87.0%	15,338 86.9%	14,163 86.9%	13,248 87.4%	11,547 85.5%
合 計	18,410 100.0%	17,975 100.0%	17,660 100.0%	16,300 100.0%	15,162 100.0%	13,509 100.0%

（資料：事業所・企業統計調査、経済センサスー活動調査）

【就業者数の推移】

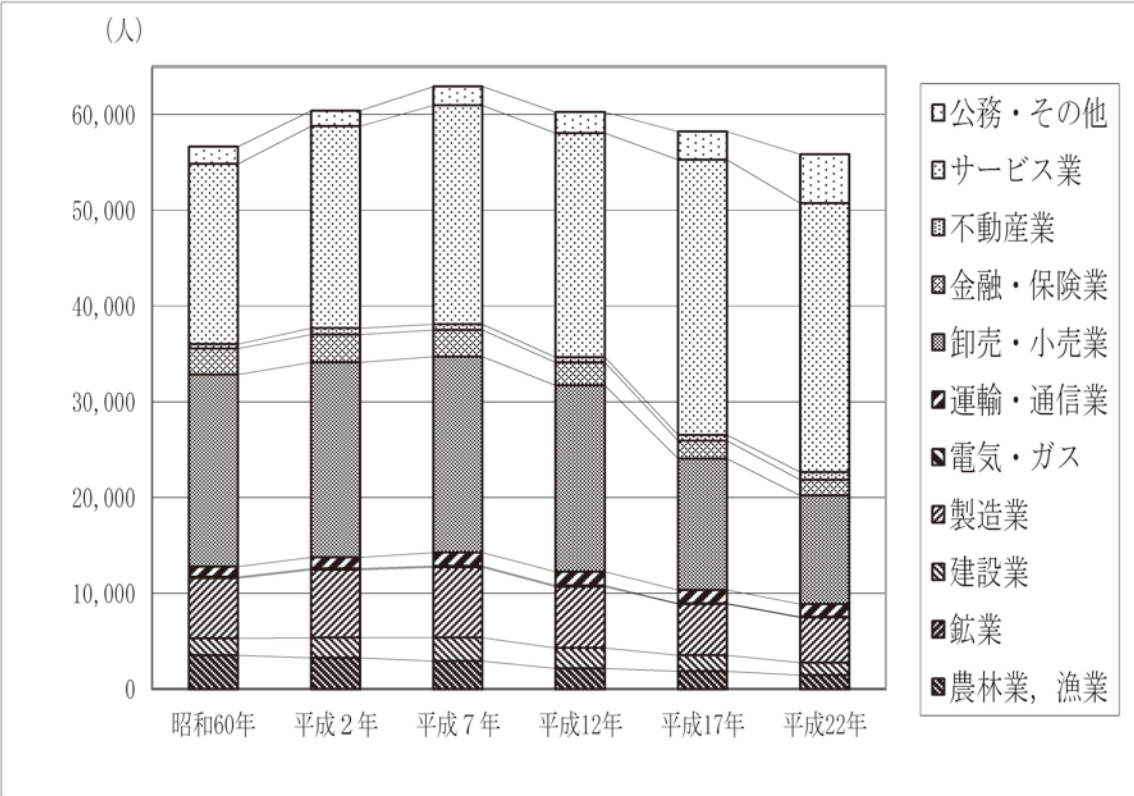


（資料：国勢調査）

2 女性の就業状況

女性の就業者数は平成 7 年をピークに減少していますが、第 3 次産業が大部分を占める産業構造は依然として続いています。

【女性の産業分類別就業者数の推移】



(単位：人)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
1 次						
農林業，漁業	3,523	3,255	2,932	2,157	1,873	1,456
2 次						
鉱業	11	20	18	18	6	8
建設業	1,776	2,121	2,440	2,105	1,661	1,281
製造業	6,295	7,044	7,320	6,413	5,355	4,738
3 次						
電気・ガス	128	142	143	111	88	86
運輸・通信業	1,096	1,192	1,425	1,477	1,364	1,316
卸売・小売業	20,044	20,374	20,424	19,457	13,746	11,352
金融・保険業	2,719	2,894	2,811	2,399	1,847	1,618
不動産業	459	652	605	557	608	803
サービス業	18,796	21,114	22,866	23,389	28,782	28,066
公務・その他	1,801	1,628	1,960	2,214	2,905	5,146
合 計	56,648	60,436	62,944	60,297	58,235	55,870

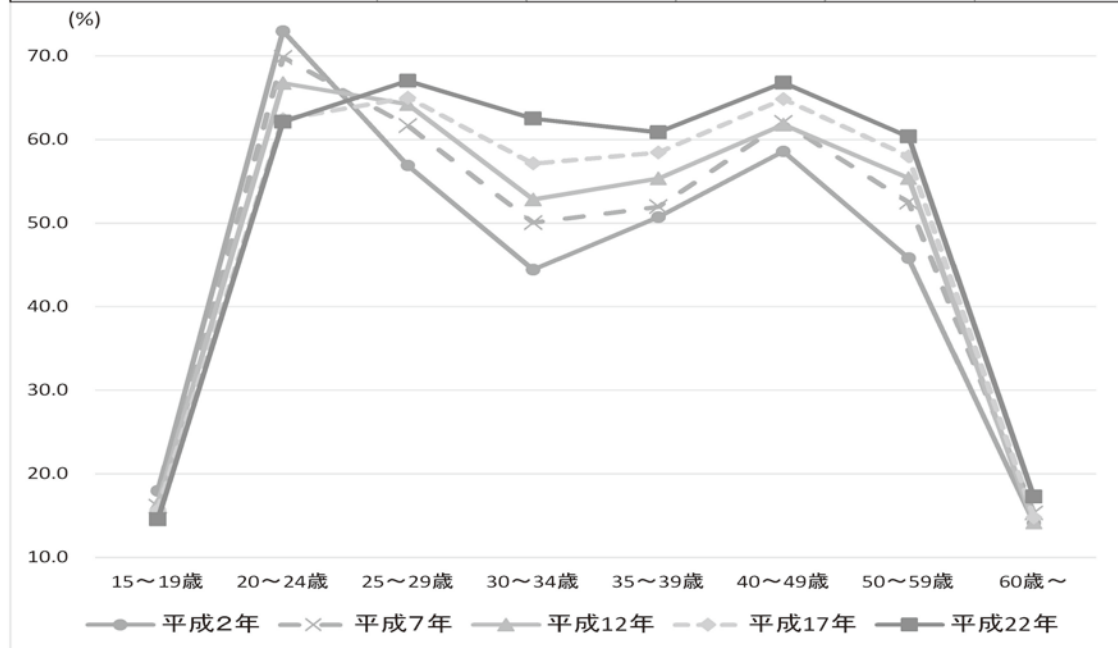
(資料：国勢調査)

女性の年齢階層別就業率の推移を見ると、25歳以上の全年齢層において増加が見られます。ほかの年齢層に比べると30歳代の女性の就業率が低くなる傾向があり、いわゆるM字カーブを描いていますが、その底は上昇してきており、30歳代の女性の就業が進んでいます。

【女性の年齢階層別就業率の推移】

(単位: 人, %)

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	総数	13,402	11,414	9,043	7,547	6,222
	就業者数	2,412	1,841	1,486	1,185	905
	就業者の割合	18.0	16.1	16.4	15.7	14.5
20～24歳	総数	10,893	11,541	9,232	7,449	6,192
	就業者数	7,950	8,061	6,162	4,651	3,847
	就業者の割合	73.0	69.8	66.7	62.4	62.1
25～29歳	総数	10,616	10,260	10,557	8,504	6,681
	就業者数	6,041	6,327	6,782	5,530	4,480
	就業者の割合	56.9	61.7	64.2	65.0	67.1
30～34歳	総数	10,721	10,048	9,750	9,968	8,055
	就業者数	4,766	5,032	5,153	5,696	5,036
	就業者の割合	44.5	50.1	52.9	57.1	62.5
35～39歳	総数	13,241	10,367	9,680	9,461	9,745
	就業者数	6,716	5,387	5,357	5,531	5,935
	就業者の割合	50.7	52.0	55.3	58.5	60.9
40～49歳	総数	28,107	27,621	22,447	19,183	18,335
	就業者数	16,473	17,137	13,868	12,443	12,251
	就業者の割合	58.6	62.0	61.8	64.9	66.8
50～59歳	総数	23,613	23,806	26,314	26,125	21,507
	就業者数	10,818	12,501	14,576	15,160	12,984
	就業者の割合	45.8	52.5	55.4	58.0	60.4
60歳～	総数	37,138	43,426	48,700	54,400	60,375
	就業者数	5,260	6,658	6,913	8,039	10,432
	就業者の割合	14.2	15.3	14.2	14.8	17.3
総数		147,731	148,483	145,723	142,637	137,112
就業者数合計		60,436	62,944	60,297	58,235	55,870
就業者の割合		40.9	42.4	41.4	40.8	40.7



(資料: 国勢調査)

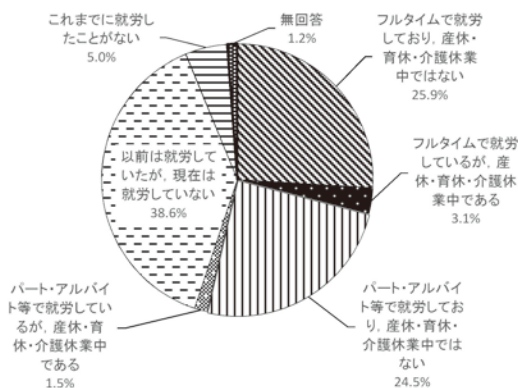
第2章 函館市子ども・子育てを取り巻く環境

就学前児童を持つ母親の就業状況は、平成20年度は42.9%でしたが、平成25年度には50.4%まで増加しており、現在、パート、アルバイト等をしている人のうち22.9%がフルタイムへの転換を希望しています。

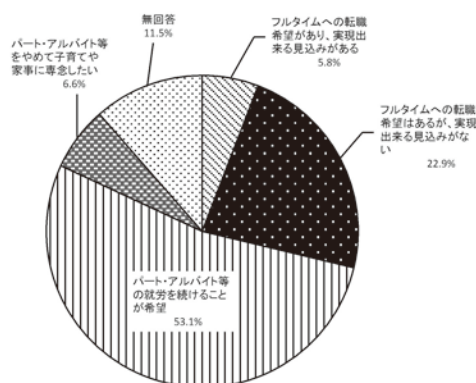
また、就労していない人のうち28.8%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考えていますが、希望する就労形態は、パート・アルバイト等が81.3%と多く、フルタイムは15.0%となっています。

《就学前児童保護者》

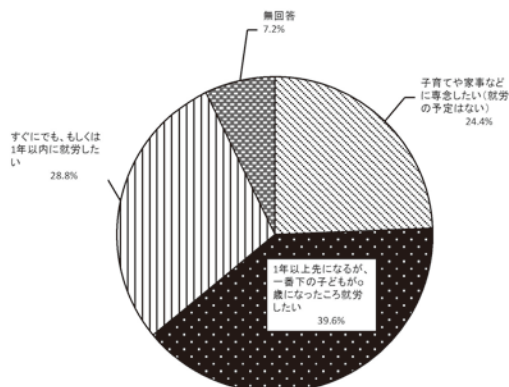
【就学前児童を持つ母親の就業状況】



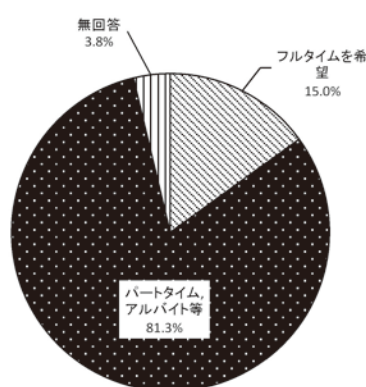
【パート、アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望】



【現在就労していない就学前児童を持つ母親の就労希望】



【現在就労していない就学前児童を持つ母親の希望する就労形態】



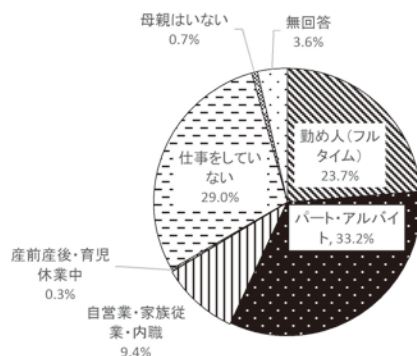
(平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

小学校児童を持つ母親の就業状況は、平成20年度は55.7%でしたが、平成25年度には66.3%となっており、このうち、週に5日勤務しているのは60%、週に4日以上勤務も含めると75%を超えています。

また、就労していない人のうち約16%が「仕事を探している」、または「具体的に仕事をする予定がある」と回答しており、約30%が「時間的に都合のよい仕事があれば働いてみたい」と回答しています。

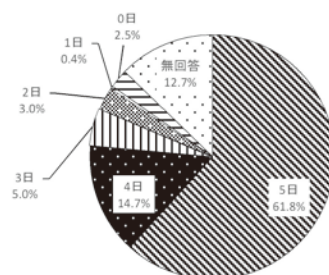
《小学校児童保護者》

【小学校児童を持つ母親の就業状況】

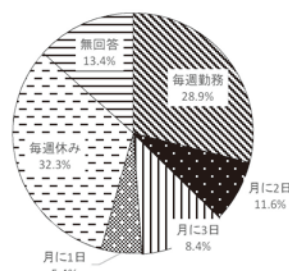


【小学校児童をもつ母親の勤務状況】

[平日]



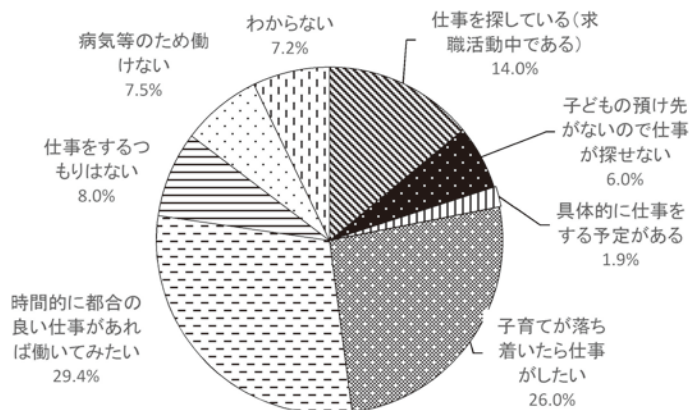
[土曜日]



[日曜日]



【現在就労していない母親の就労希望（小学生児童保護者）】



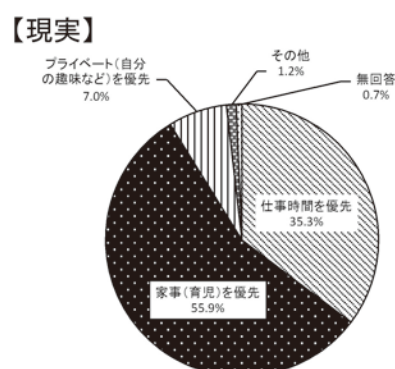
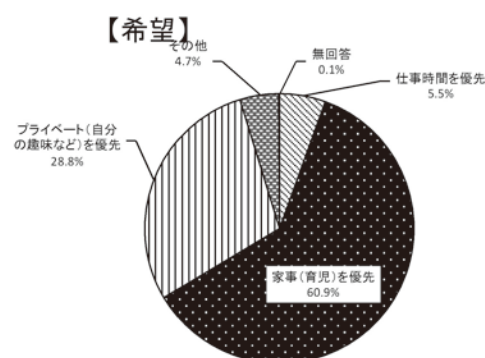
(平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

第2章 函館市子ども・子育てを取り巻く環境

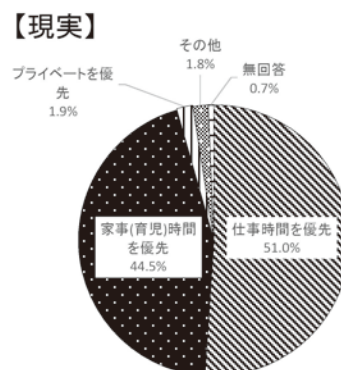
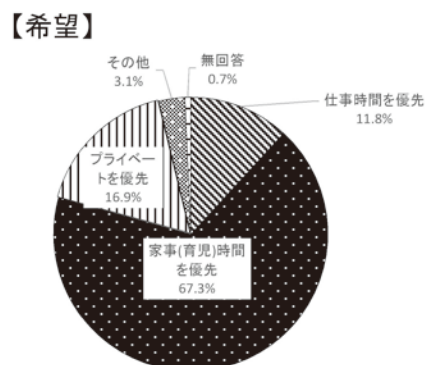
「仕事時間」、「家事（育児）時間」、「プライベート」の優先度では、どの年代でも、希望としては、「家事（育児）時間を優先」の割合が60%以上と最も多く、次に割合が多いのは「プライベートを優先」で、約20%となっていますが、現実としては、小学校児童保護者および中学校生徒保護者で、「仕事時間を優先」の割合が約50%となり、「家事（育児）時間」の約40%を上回り、最も多くなっています。

また、「プライベート」については、ほとんど優先できていない状況にあります。

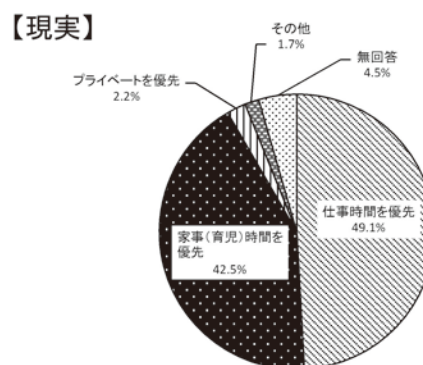
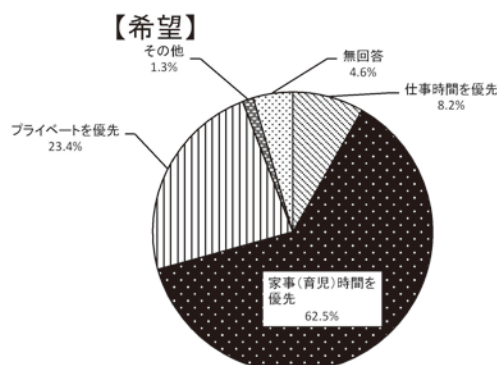
《就学前児童保護者》



《小学校児童保護者》



《中学校生徒保護者》

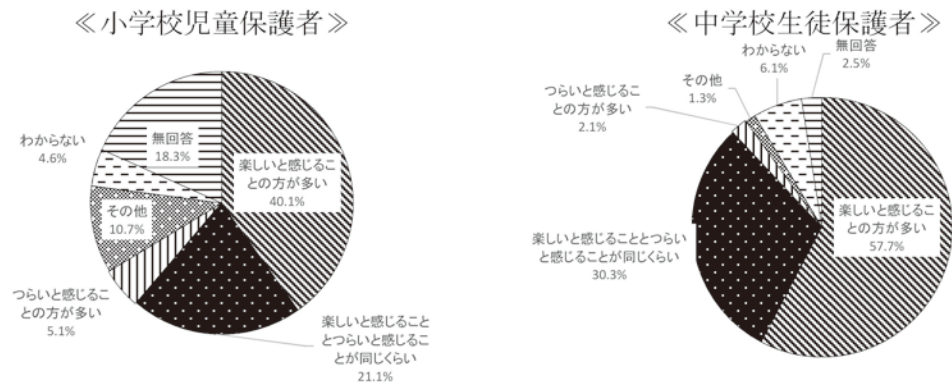


(平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

第4 子育ての実態

小学校児童の保護者は約4割が、中学校生徒の保護者の約6割が、「子育てを楽しんでいると感じることの方が多い」と回答しています。

【子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いか】

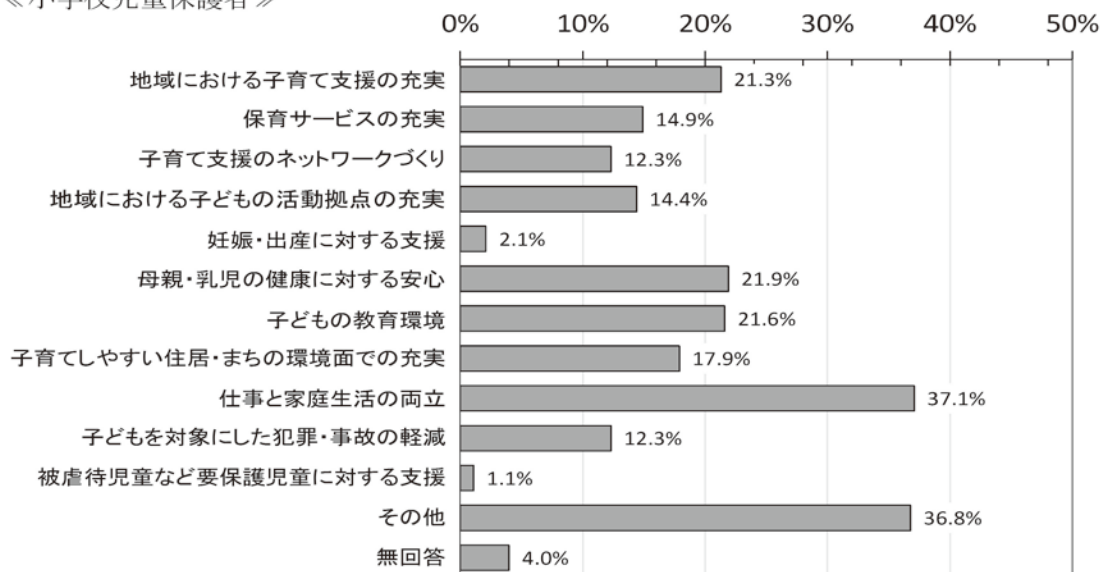


(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」または「辛いと感じることの方が多い」と回答した人は、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「地域における子育て支援の充実」、「母親・乳児の健康に対する安心」、「子どもの教育環境整備」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」や「仕事と家庭生活の両立」を挙げています。

【子育ての辛さを解消するために必要なこと（複数回答）】

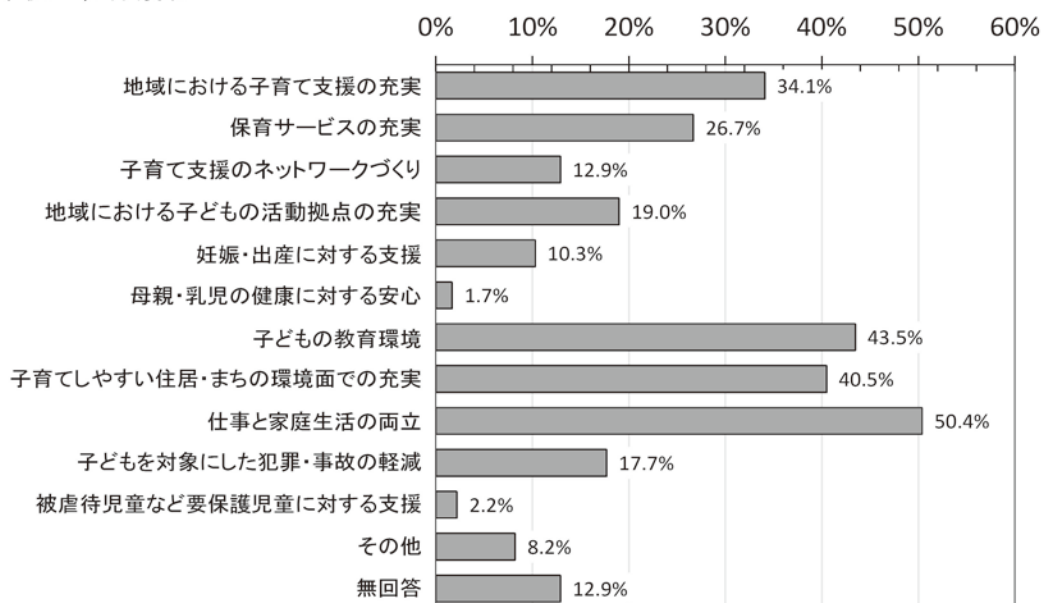
《小学校児童保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

第2章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

《中学校生徒保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)



第 3 章 目標年度における児童等の人口推計

第3章 目標年度における児童等の人口推計

計画の目標年度である平成31年度までの人口は、同じ年に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口変化率が今後も継続するものとして、将来人口を推計するコーホート変化率法により推計しました。

各年次における人口は、下表のとおり推計されますが、平成26年の住民基本台帳人口（3月31日）と平成31年の推計を比較すると、総人口では、約15,800人、5.8%の減少ですが、0～17歳児人口では、約4,600人、12.7%の減少となり、少子化がさらに進むことが予想されます。

【人口の推計】

（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	1,651	1,522	1,470	1,421	1,372	1,326
1歳児	1,670	1,595	1,540	1,490	1,438	1,389
2歳児	1,795	1,642	1,584	1,529	1,480	1,427
3歳児	1,770	1,778	1,644	1,586	1,532	1,482
4歳児	1,798	1,770	1,768	1,635	1,577	1,525
5歳児	1,866	1,780	1,769	1,766	1,635	1,577
0～5歳児計	10,550	10,087	9,775	9,427	9,034	8,726
対総人口割合	3.9%	3.7%	3.7%	3.6%	3.5%	3.4%
対26年伸び率	—	95.6%	92.7%	89.4%	85.6%	82.7%
6歳児(小1)	1,782	1,856	1,767	1,757	1,753	1,625
7歳児(小2)	1,916	1,754	1,837	1,751	1,738	1,737
8歳児(小3)	1,822	1,893	1,742	1,826	1,739	1,725
9歳児(小4)	1,933	1,818	1,885	1,735	1,818	1,734
10歳児(小5)	2,019	1,940	1,810	1,876	1,729	1,809
11歳児(小6)	2,010	2,007	1,936	1,802	1,869	1,722
6～11歳児計	11,482	11,268	10,977	10,747	10,646	10,352
対総人口割合	4.2%	4.2%	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%
対26年伸び率	—	98.1%	95.6%	93.6%	92.7%	90.2%
12歳児(中1)	2,068	2,004	1,992	1,921	1,788	1,854
13歳児(中2)	2,201	2,178	2,086	2,078	2,005	1,875
14歳児(中3)	2,297	2,204	2,178	2,086	2,078	2,006
15歳児(高1)	2,274	2,292	2,185	2,161	2,068	2,060
16歳児(高2)	2,486	2,359	2,394	2,282	2,259	2,154
17歳児(高3)	2,477	2,486	2,362	2,399	2,289	2,265
12～17歳児計	13,803	13,523	13,197	12,927	12,487	12,214
対総人口割合	5.1%	5.0%	5.0%	4.9%	4.8%	4.8%
対26年伸び率	—	98.0%	95.6%	93.7%	90.5%	88.5%
0～17歳児合計	35,835	34,878	33,949	33,101	32,167	31,292
対総人口割合	13.2%	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.2%
対26年伸び率	—	97.3%	94.7%	92.4%	89.8%	87.3%
18歳以上人口	235,937	234,278	232,121	229,113	227,128	224,693
総人口	271,772	269,156	266,070	262,214	259,295	255,985

（注）平成26年数値は住民基本台帳データによる。また、平成27年以降は各年4月1日の推計値である。

第4章 計画の基本理念と施策の方向等

第4章 計画の基本理念と施策の方向等

1 基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれあいや支え合い、助け合いのなかで、個性豊かにのびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん、子育て家庭を地域において温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは、市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

2 基本的な視点

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組みます。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービスの対象のほとんどが子ども自身であることから、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、中・長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

(3) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援などの取組みだけでなく、子育てによる孤立などの要因から、児童虐待や引きこもりに至ることを防止するために、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

(4) 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは地域社会の一員でもあることから、子どもを心身ともに健やかに育てるためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が、地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要であり、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

(5) サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため、子育て支援サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価などの取組みを進めるほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った取組みを進めていきます。

(6) 仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

子育ては男女が協力し合うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを進めていきます。

(7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取組みを進めていきます。

(8) 地域特性の視点

本市は、平成16年の市町村合併により広域化しており、旧市内と合併町村との間では、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等に差異が生じています。

また、長引く経済不況や雇用環境の悪化など、市全体として、子どもや

子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、創意工夫のもと、地域の実情に応じて、その特性を生かした事業展開を図るなど、地域特性の視点に立った取組みを進めていきます。

3 施策の方向

この計画の基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

なかでも、保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

さらに、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての友達関係の形成のほか、児童の自主性や社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

これらの取組みについて、より効果的な展開を図るため、必要に応じて、高齢者や育児経験豊かな主婦等の地域における人材の養成や活用に努めます。

(2) 母子の健康確保と増進

母子保健は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる基礎でもあることから、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進します。

また、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組みます。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次の時代に親となる子どもが豊かな人間性を形成し、自立できるようはぐくむため、家庭は男女が協力して築くものであること、子どもを生み育てることの意義に関することの教育・広報・啓発に取り組みます。

また、子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような

教育環境等の整備を推進します。

さらには、地域社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備など、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために関係機関と連携した活動を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携しながら、創意工夫するなかで、ライフステージの各段階に応じ、地域の実情に即した取組みを推進します。

また、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

(6) 特別な援助を要する家庭への支援

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、児童虐待の防止対策等の充実を図ります。

また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・治療の推進はもとより、障がい児の健全な発達を支援するなど、障がい児施策の充実を図り、身近な地域で安心して生活できる環境の整備を推進します。

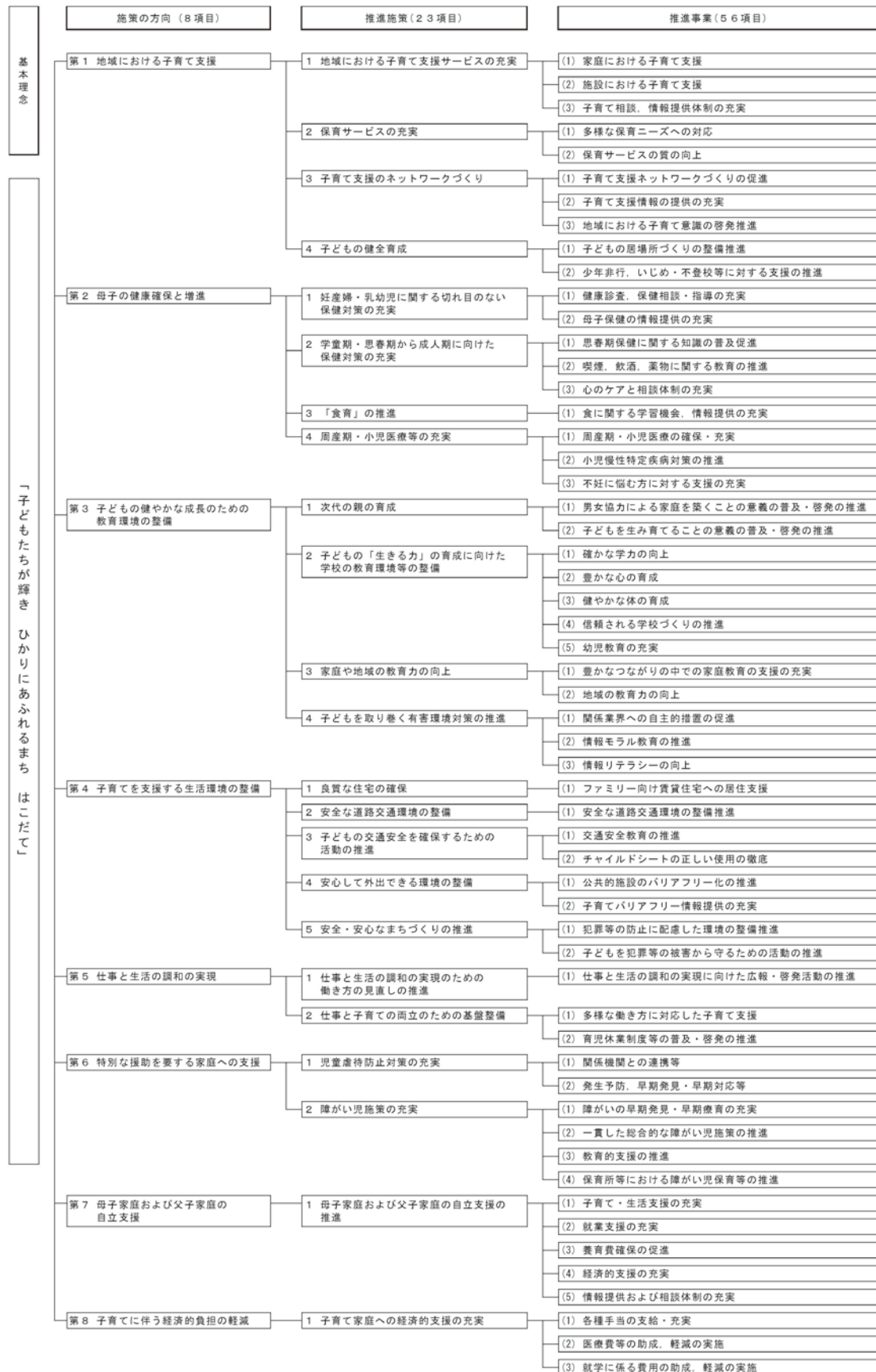
(7) 母子家庭および父子家庭の自立支援

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るために、子育てや生活の支援策、就業支援策、経済的支援策、さらには養育費の確保対策に取り組めます。

(8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

理想と考える子どもの数に対して、現実に持たたい子どもの数が少ない理由として、子育てに伴う経済的負担を挙げている保護者が最も多いことから、教育費、医療費等経済的な負担の軽減に努めます。

4 施策の体系



第5章 施策の展開とサービスの目標量等

- 第1 地域における子育て支援
- 第2 母子の健康確保と増進
- 第3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 第4 子育てを支援する生活環境の整備
- 第5 仕事と生活の調和の実現
- 第6 特別な援助を要する家庭への支援
- 第7 母子家庭および父子家庭の自立支援
- 第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

第5章 施策の展開とサービスの目標量等

第1 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行に伴い、家族関係や地域コミュニティが希薄化し、子育ての不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えているなかで、共働き家庭はもとより、すべての子育て家庭を対象とした支援を地域社会全体で進めていく必要があります。

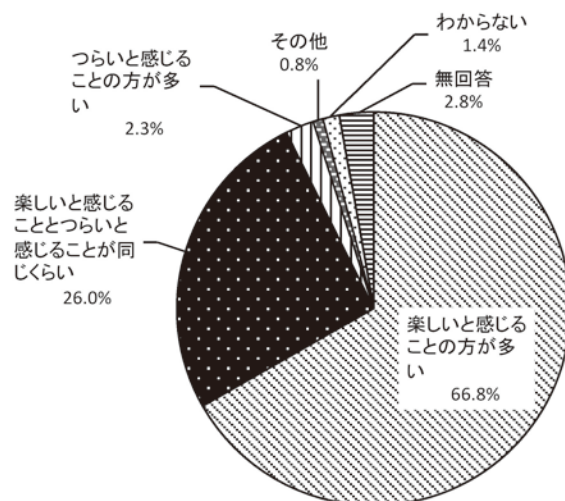
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、就学前児童保護者への「子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いか」という問いに対して、「楽しいと感じることの方が多い」という回答が約67%と平成20年度の調査時と比較し増加しているものの、一方では、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」や「辛いと感じることの方が多い」という回答が合わせて約28%と、未だ一定の割合を占めています。

このようなことから、引き続き、身近で気軽に通える地域において、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを推進し、家庭における子育て支援の充実に努めます。

また、共働き家庭等を対象として、施設における子育て支援や子育て相談、情報提供体制の充実に向けた取組みについても積極的に進めるなかで、地域における子育て支援サービスの一層の充実に努めます。

【子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いか】

《就学前児童保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

(1) 家庭における子育て支援

【現状と課題】

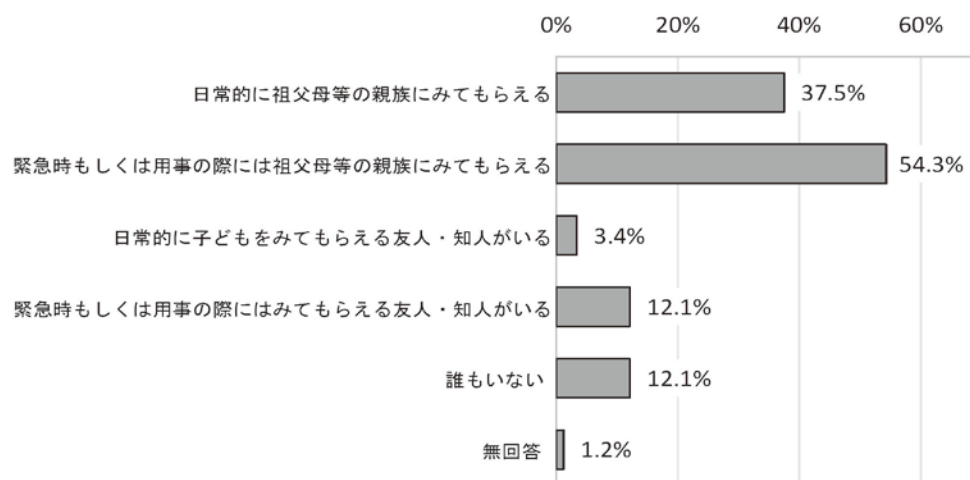
家族関係や地域コミュニティが希薄化してきているなか、親や親戚、知人に対して、子どもを預けたり、出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい子育て家庭が多くあり、保護者が短時間の勤務や出産・病気などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

また、子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、社会問題となっている子育て家庭の孤立化の防止についても、その対策が急務となっており、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるうえで、多様化するニーズに即したサービスの充実が必要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」への回答は、次のとおりとなっています。

【日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか（複数回答）】

《就学前児童保護者》



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、緊急時等に子どもをみてもらえるような身近な存在がない場合が多く、家庭における子育て支援として、保護者の緊急時等に、その家庭において、子どもの保育など、身の回りの世話をしてくれるサービスも必要となっていることが分かります。

本市では、育児について援助を受けたい人で行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施し、様々な子育て支援活動を行っています。

また、子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、孤立化を防止するため、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして、「地域子育て支援拠点事業」における「子育てサロン」や「つどいの広場」を開設するとともに、子育てサロンの指導員が地域に出向き子育て支援活動を行う「地域支援活動」として、「まめっこサロン」や「青空サロン」を実施しています。

さらには、乳幼児健康診査（乳幼児健診）等により把握した、子育てに特に支援が必要と認められる家庭に保健師やヘルパー等を派遣する「養育支援訪問事業」や児童館における子育て支援事業のほか、保健師や子育てアドバイザーが生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。

【施策の方向】

今後は、身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「児童館における子育て支援事業」のほか、「子育て支援隊」をはじめとする各種取組みのきめ細かな展開を図ります。

また、地域において子育て支援の気運を高めるとともに、子育て力の向上を図り、家庭において子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなど、子育て支援に市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れるほか、地域全体が子どもたちの成長を喜びをもって支える社会の実現を図るため、子どもに関わる施策推進の柱となる（仮称）函館市子ども条例の制定をめざします。

さらに、子育ての楽しさやすばらしさを子育て家庭の父親が実感できるような「お父さんのための子育て講座」など、新たな取組みの事業化についても引き続き検討します。

《個別事業》

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）

〔子ども未来部子ども企画課〕

子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子等の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、現在、市内では、子育てサロンとして、中央保育園、函館亀田港保育園、函館美原保育園、函館石川保育園、鍛冶さくら保育園、函館深堀保育園、赤川保育園、函館大谷短期大学附属港保育園、函館市花園保育園、函館市つつじ保育園、函館市地域子育て支援センター南かやべの計11か所、つどいの広場として、函館短期大学、道営住宅であえ〜る大森浜団地の計2か所の合計13か所で実施しており、今後も継続していきます。

【実施箇所数】 平成26年度：13か所 → 平成31年度：13か所

■ 子育て支援隊〔子ども未来部子ども企画課〕

子育て家庭における子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴や子どもとの遊び方の助言のほか、各種サービスに係る情報提供等を行う子育て支援員が家庭訪問する事業で、平成26年度から実施しており、今後も継続していきます。

【実施箇所数】 平成26年度：1か所

■ ファミリー・サポート・センター事業〔子ども未来部子ども企画課〕

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業です。

本市では、総合福祉センターに1か所設置しており、登録している会員が毎年増加している状況にあります。

援助活動件数も増加傾向にあることから、引き続き、提供会員の確保はもとより、事業実施体制の強化に努め、継続していきます。

【援助活動件数】 平成25年度：8,666件

■ まめっこサロン、青空サロン [子ども未来部子ども企画課]

子育てサロンの指導員が地域に出向き子育て支援活動を行う「地域支援活動」として、町会館等の屋内で行う「まめっこサロン」や公園等の屋外で行う「青空サロン」を実施しています。

子育てサロンがより身近に感じられ、その利用促進を図るための出張サロンとして行っている事業で、今後も継続していきます。

【実施箇所数】 平成26年度：まめっこサロン 4か所、青空サロン 1か所

■ ちびっこなかよし運動会 [子ども未来部子ども企画課]

自然とふれあう親子ゲーム等を通じて、子育て家庭の親子等がふれあい、交流を図る事業で、子育てへの父親の参加の促進もねらいとしており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成26年度：年1回

■ 子育て応援券プレゼント事業 [子ども未来部子ども企画課]

子育てに関する負担感の解消はもとより、子育て支援サービスの利用促進を図るため、出生世帯等に子育て支援サービスに係るお試し利用券等を配布する事業で、計画期間内の事業化をめざします。

■ (仮称) 函館市子ども条例の制定 [子ども未来部子ども企画課]

家庭や地域の子育て力の低下、子育て家庭の孤立化が指摘され、また、女性の就業機会の増加が進んでいるなかで子育て支援を推進するとともに、子どもたちが生きる喜びを感じながら健やかに育つことのできる環境を整え、地域全体が子どもたちの成長を喜びをもって支える社会の実現を図るため、子どもに関わる施策推進の柱となる本条例を制定し、平成28年度からの施行をめざします。

■ 子育て世代活動支援プラザ

[経済部中心市街地再生担当、子ども未来部子ども企画課、次世代育成課]

函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業(和光ビル跡地)において、託児機能を有し、親子によるふれあいや遊びのほか、子育てに関する情報交換等ができる施設として、平成27年度中の開設をめざします。

■ はこだておもしろ館

〔経済部中心市街地再生担当、子ども未来部子ども企画課、次世代育成課〕

函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業（和光ビル跡地）において、子どもをはじめ、広く市民から観光客までが様々な分野の情報等について先端技術を活用した体験や交流ができる施設として、平成27年度中の開設をめざします。

■ ひとり親家庭等奉仕員派遣事業 [子ども未来部子育て支援課]

ひとり親家庭等の保護者が、技術習得、疾病、出張、事故、看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に奉仕員を派遣する事業で、今後も継続していきます。

【利用実績】 平成25年度：4人、188時間

■ 子育てアドバイザー活用推進事業 [子ども未来部次世代育成課]

子育てに関する専門的な知識や技能を有し、地域において積極的なボランティア活動を行う、子育てアドバイザーを活用し、子育て家庭を支援するとともに、その自主的な活動を促進する事業で、今後も継続していきます。

【活動件数】 平成26年度：1,883件（市の関連事業での活動）

■ 児童館における子育て支援事業 [子ども未来部次世代育成課]

児童館や母と子の家において、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進める事業で、今後も継続していきます。

【実施箇所数】 平成26年度：27館（全館）

■ 養育支援訪問事業 [子ども未来部次世代育成課]

児童の養育に関して、保護者を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、保健師や家庭児童相談員、ヘルパー等が訪問し、子どもの養育に関する指導や助言を行うことにより、家庭における子どもの適切な養育環境を確保する事業で、平成19年度に育児支援家庭訪問事業として開始しました。平成24年度からは養育支援訪問事業として実施しており、今後も継続していきます。

【派遣回数】 平成25年度：保健師等 21回、ヘルパー 25回

■ どさんこ・子育て特典制度（道事業） [子ども未来部次世代育成課]

妊娠中もしくは小学生までの子どもを持つ子育て家庭が、協賛店や協賛施設を利用する際に、認証カードを提示することで、商品の割引やグッズの提供などの特典が受けられる事業で、北海道が行っており、今後も継続していきます。

【協賛店等数】 平成26年度：83か所

■ お父さんのための子育て講座 [子ども未来部次世代育成課]

子育て中の父親等が、子育ての楽しさやすばらしさを実感できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた子育てに関する学習会や遊びの体験会等を実施する事業で、今後、児童館等において試験的に実施し、そのニーズを把握するなど、事業化をめざします。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

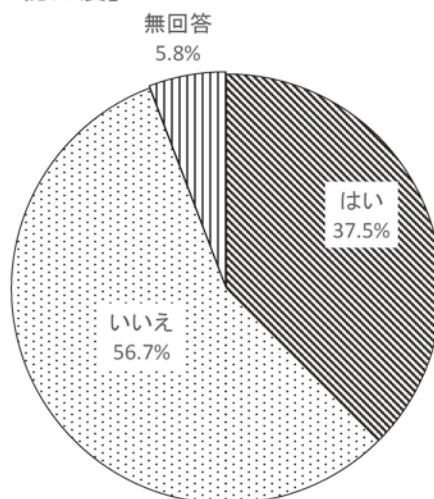
[子ども未来部母子保健課]

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応する事業で、今後も訪問実施率100%を継続するとともに、利用者の満足度調査を行うなどして訪問内容の充実を図ります。

【訪問数，訪問実施率】 平成25年度：1,694人，100%
(平成25年1月生まれから12月生まれまで)

【こんにちは赤ちゃん事業の認知度】

《就学前児童保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援ニーズ調査)

(2) 施設における子育て支援

【現状と課題】

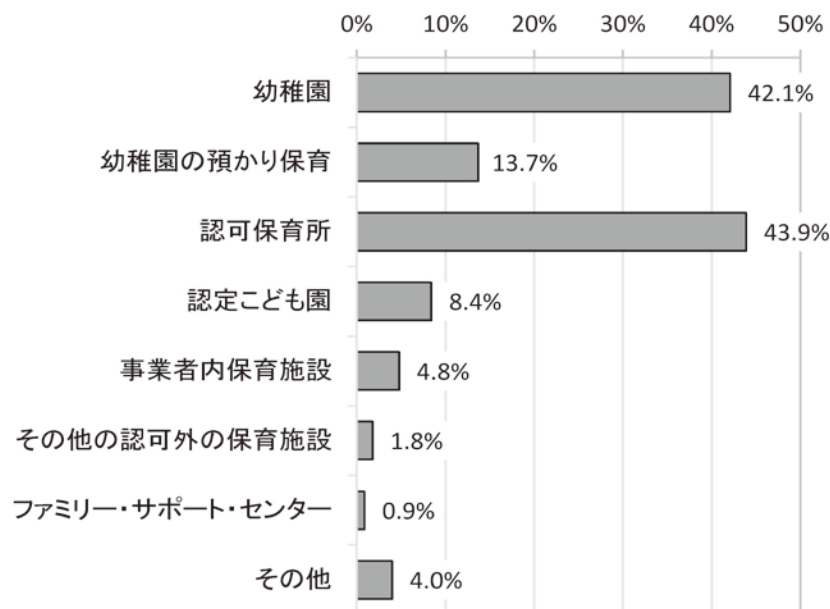
本市では、平成26年度で28か所の認可保育所において「一時預かり事業」を実施するとともに、私立幼稚園22か所（全園）において預かり保育を実施しているほか、保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業」と保護者が急な残業などの理由で、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において、子どもに夕食を提供し、保育する「トワイライトステイ事業」を市内1か所の乳児院および2か所の児童養護施設で実施しています。

また、生後6か月から小学3年生までの子どもが病気の際に、保護者に代わって一時的に預かる「病児保育事業」を、市内の医療機関に近接した施設1か所で実施しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「平日に利用している教育・保育の子育て支援サービス」は、次のとおりとなっています。

【平日に利用している教育・保育の事業サービス（複数回答）】

《就学前児童保護者》



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、就学前児童を持つ家庭のほとんどが、幼稚園や認可保育所に代表される施設型の子育て支援サービスを利用していることが分かります。

一方、保護者が昼間家庭にいない小学校児童の保護や健全育成のために実施している放課後児童健全育成事業では、平成26年度で47か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を開設しています。

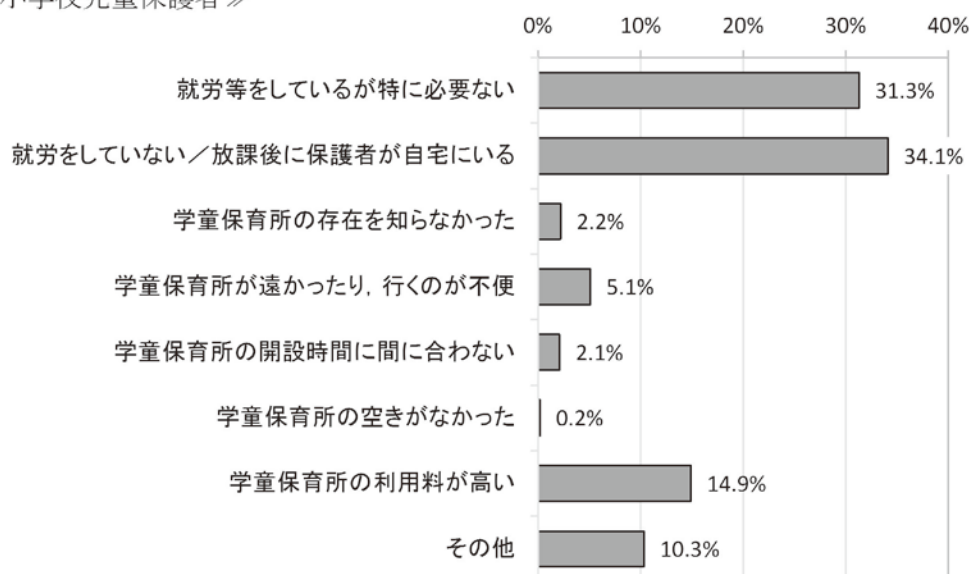
「放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移」および「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」による小学校児童保護者の「学童保育を利用していない理由」は次のとおりとなっています。

【放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移】

項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実施箇所数 （箇所）	29	35	38	43	45	45	47	47
入所児童数 （人）	954	1,109	1,196	1,329	1,431	1,437	1,564	1,583
入所率 （％）	7.2	8.6	9.5	10.8	11.8	12.3	13.7	14.3
《参考》 小学校児童数 （人）	13,160	12,875	12,616	12,289	12,115	11,691	11,396	11,045

【学童保育を利用していない理由（複数回答）】

《小学校児童保護者》



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移を見ると、平成19年度は、施設数が29か所、入所児童数が954人で、入所率（小学校児童数に対する入所児童数の割合）が7.2%でしたが、平成26年度には、施設数が47か所、入所児童数が1,583人で、入所率14.3%と、いずれも大幅に増加しています。

小学校児童数が減少しているにもかかわらず、放課後児童クラブ（学童保育所）の入所者は増加傾向にあり、これに伴い施設数も増加しています。

また、放課後児童クラブ（学童保育所）を利用していない理由のうち、「就労等をしているが特に必要がない」「就労をしていない／放課後に保護者が自宅にいる」を除いた、いわゆる利用できない理由としては、「利用料が高い」が最も多くなっています。

このようなことから、女性の就業機会の増加が進んでいる一方で、家族関係や地域コミュニティが希薄化し、小学校児童でも、近隣の親戚や知人に預けることが難しくなっていることから、緊急時を含めて、子育て家庭が安心して子どもを預けることができるような子育て支援サービスの充実が必要です。

さらには、出生率の低下や核家族化の進行により、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっていることから、放課後、小学校児童が年齢の異なる友達と遊び、遊びを通じて友達づくりができるよう、児童の健全育成の推進が必要です。

【施策の方向】

今後、多様化するニーズに的確に対応するため、各種施設における子育て支援サービスの充実に努めます。

特に、放課後児童健全育成事業については、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、平成27年度施行の「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」と市独自に策定する「標準モデル」に基づき、放課後児童クラブ（学童保育所）の質と量の確保に努めます。

《個別事業》

■ 病児保育事業 【子ども未来部子ども企画課】

保護者が就労している場合などにおいて、子どもが病気の際に、家庭で保育ができない保護者に代わって、医療機関に近接した施設で一時的に預かり、保育する事業で、今後も継続していきます。

【施設数】 平成26年度：1か所

■ 保育所における一時預かり事業 [子ども未来部子ども企画課]

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、保育所で一時的に保育する事業で、今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：27か所 → 平成31年度：28か所

■ 私立幼稚園における季節学童預かり事業 [子ども未来部子ども企画課]

私立の幼稚園の長期休業期間に施設などを利用して、小学校低学年児童を預かる事業で、今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：6か所 → 平成31年度：6か所

■ 私立幼稚園における一時預かり事業 [子ども未来部子ども企画課]

幼稚園で、教育課程に係る教育時間前後や休業日等において、希望する児童を預かる事業で、今後も継続していきます。

【施設数】 平成26年度：22か所 → 平成31年度：22か所

■ 幼稚園における託児事業 [子ども未来部子ども企画課]

幼稚園行事等の際にその施設を利用して、未就園児を対象に、託児する事業で、今後も継続していきます。

【施設数】 平成26年度：8か所（私立のみ）

■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）[子ども未来部子育て支援課]

保護者が病気、出産、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、7日間以内、保護者に代わって保育する事業で、児童養護施設2か所（くるみ学園、函館国の子寮）に加え、平成26年度からは乳児院（さゆり園）においても実施しており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：2か所（平成26年度：3か所）

■ トワイライトステイ事業 [子ども未来部子育て支援課]

保護者が急な残業などの理由により、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合やその他緊急の用事ができた場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設で夕食を提供し、保育する事業で、児童養護施設2か所（くるみ学園、函館国の子寮）に加え、平成26年度からは乳児院（さゆり園）においても実施しており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：2か所（平成26年度：3か所）

- **放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実**〔子ども未来部次世代育成課〕
保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後児童クラブ（学童保育所）において、その保護や健全な育成を行う事業で、少子化の進行にもかかわらず、利用児童数が増加している状況にあり、ニーズが高まっています。

平成27年度から、放課後児童クラブ（学童保育所）の質の改善をめざし、国の子ども・子育て支援新制度のもと、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を施行しています。

また、保育環境の整備や適切な保育料の設定、指導員の待遇など、函館市の望ましい放課後児童クラブ（学童保育所）の姿を示す「標準モデル」を策定し、これに近づけるよう放課後児童健全育成事業者へ努力を促すとともに、いわゆる「小1の壁」を解消するため、働く保護者および事業者の負担の軽減と新制度への円滑な移行をめざし、放課後健全育成事業の充実を図ります。

【施設数】 平成26年度：47クラス→平成31年度：61クラス

（平成27年度から1つのクラブであっても「おおむね40人」を超える場合には、分割またはクラス分けが必要となることからクラス数として記載しています。）

- **放課後児童健全育成事業における公共施設の活用促進**〔子ども未来部次世代育成課〕
民家やアパート等で実施している放課後児童クラブ（学童保育所）の安定した運営や保護者負担の軽減を目的に、学校余裕教室などの公共施設の活用を推進していきます。

【施設数】 平成26年度：小学校余裕教室14か所、小学校併設1か所、
児童館2か所

- **放課後子ども教室推進事業**〔子ども未来部次世代育成課〕

小学校の余裕教室等を放課後の児童の活動場所として提供し、地域住民や保護者、学生などにボランティアとして協力を得るなかで、遊びや交流活動を通じて児童の健全育成を図る事業で、今後、継続していきます。

【実施校】 平成25年度：8か所→平成31年度：10か所

- **放課後子ども総合プラン指導員研修会**〔子ども未来部次世代育成課〕

放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室推進事業の一体的または連携した実施を推進する放課後子ども総合プランに携わる放課後児童支援員（指導員）およびボランティアを対象に、児童の健全育成に関する必要な知識習得のための研修会を実施しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成26年度：7回

(3) 子育て相談、情報提供体制の充実

【現状と課題】

本市では、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

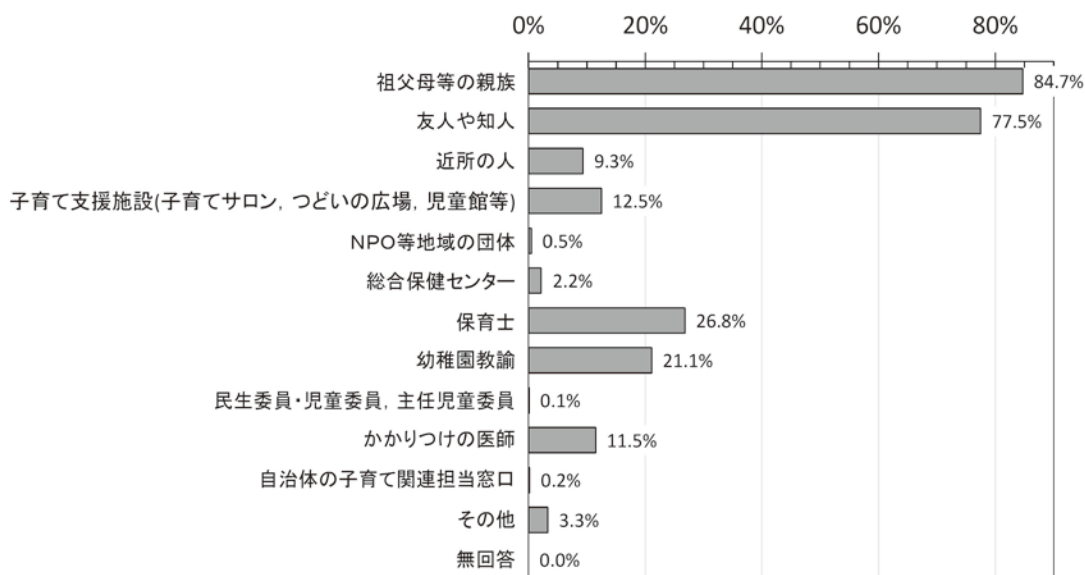
また、市内13か所の保育所等では、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」を実施しているほか、児童館等では、全27か所で、子育てアドバイザーをはじめとする子育て支援のボランティアの協力を得るなかで、子育て支援事業を行っています。

さらに、市民との協働による子育て支援の推進を図るため、市民団体や専門機関などで構成する「函館市子育て支援ネットワーク」により未就学児童とその保護者を対象としたイベントや一般市民向けの講演会等を開催するとともに、幼稚園では、「幼稚園における未就園児施設開放・相談事業」を行っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「子育てに関する悩みや不安の相談相手、情報入手先」は、次のとおりとなっています。

【子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる先（複数回答）】

《就学前児童保護者》



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、祖父母等の親族および友人や知人が圧倒的に多く、次いで、保育士・幼稚園教諭が一定程度の割合を占めていますが、子育てサロンやつどいの広場等の子育て支援施設のほか、総合保健センターや自治体の子育て関連窓口、いわゆる行政の活用状況は低調になっています。

このようななか、子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、子育て家庭の孤立化を防止するためには、既存事業の効果的なPRに併せて、身近な地域において、気軽に子育てに関する相談や情報交換、交流などができる居場所づくりを効果的に進めていくことが必要です。

また、相談対応にあたっては、問題解決の際に専門的な知識や技術が必要とされる場合もありますが、子育て経験に基づく助言等により安心感を与えることができる場合も多くあり、地域ぐるみによるきめ細かな支援を行うためにも、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力による取組みが重要となります。

【施策の方向】

今後は、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、適切な情報提供に努めるとともに、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「児童館における子育て支援事業」等の拡充に努めます。

また、未就学児とその保護者等を対象としたイベントや一般市民向けの講演会等を実施しているほか、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、子育て家庭への情報提供等を行う「子育て支援コンシェルジュ事業」など、新たな取組みについても、引き続き検討します。

《個別事業》

■ 幼稚園における未就園児施設開放・相談事業 [子ども未来部子ども企画課]

未就園児と保護者を対象に施設を開放し、未就園児を持つ子育て家庭への支援を行うとともに、その機会に、子育てや幼児教育に関する各種の相談に応じて、必要な情報提供等を行っており、今後も継続していきます。

【未就園児施設開放】

平成26年度：24か所 → 平成31年度：24か所

■ 子育て支援コンシェルジュ事業 [子ども未来部子ども企画課]

子育て支援サービス等に係る総合案内窓口として、保護者への情報提供のほか相談対応など、利用者支援等を行う事業で、早期の事業化をめざします。

【実施箇所数】 平成26年度：0か所 → 平成31年度：1か所

■ 子どもなんでも相談110番 [子ども未来部次世代育成課]

教員の資格を有する専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育所・幼稚園・学校での問題や虐待など、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として、「子どもなんでも相談110番」を開設しており、今後も継続していきます。

【相談件数】 平成25年度：408件

■ 子育てネットらんど [子ども未来部次世代育成課]

子育て支援に関わる市民団体や専門機関など20団体に子ども未来部を加えた21団体により構成される函館市子育て支援ネットワークによる地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントで、今後も継続していきます。

【実施状況】 平成25年度 1回（参加者数 154人）

■ 子育て支援ネットワーク研修会 [子ども未来部次世代育成課]

子育て支援ネットワーク参加団体の実務者や子育て家庭等を対象に、子育てに役立つ知識や情報等を得るための講演会等を開催する事業で、今後も継続していきます。

【実施状況】 平成25年度 3回（参加者数 100人）

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）

[子ども未来部子ども企画課]（再掲、34頁）

■ 子育て支援隊 [子ども未来部子ども企画課]（再掲、34頁）

■ まめっこサロン、青空サロン [子ども未来部子ども企画課]（再掲、35頁）

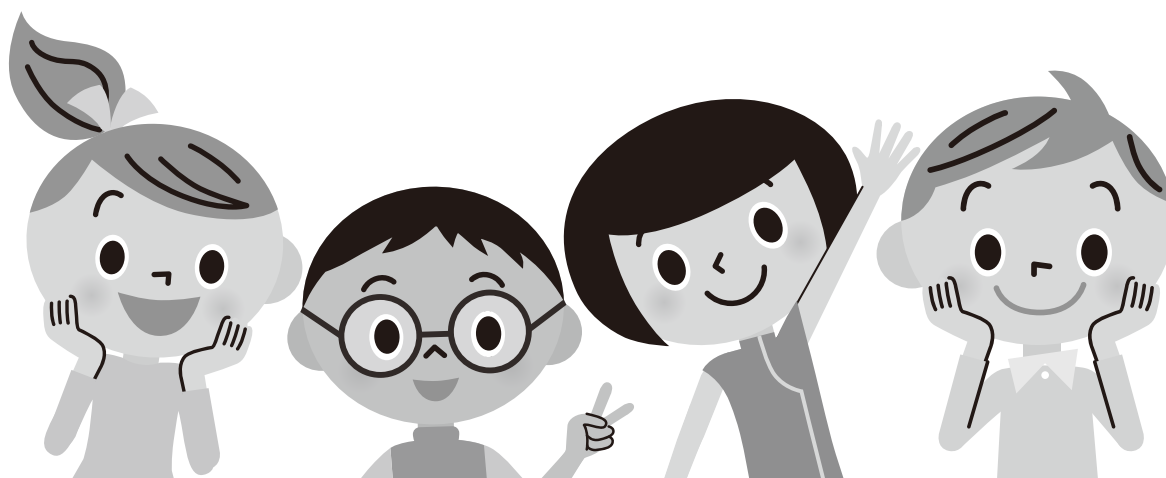
■ 子育て世代活動支援プラザ

[経済部中心市街地再生担当、子ども未来部子ども企画課、次世代育成課]（再掲、35頁）

■ 子育てアドバイザー活用推進事業

[子ども未来部次世代育成課]（再掲、36頁）

- 子育てアドバイザー活用推進事業
[子ども未来部次世代育成課] (再掲, 36頁)
- 児童館における子育て支援事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 36頁)
- お父さんのための子育て講座 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 37頁)
- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
[子ども未来部母子保健課] (再掲, 37頁)



2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの最善の利益を考慮したうえで、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、その充実にあたっては、平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園等の民間活力の活用を図るとともに、延長保育や休日保育等の充実により、多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

また、保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育ちと子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うことが必要です。

(1) 多様な保育ニーズへの対応

【現状と課題】

本市の保育所は、平成26年4月1日現在、公立が5園、民間が42園の計47園で、定員総数は3,610人となっており、それに対する入所児童数は、3,381人と定員を下回っていますが、年度の途中で入所児童数が増加し、定員を上回る施設もあります。

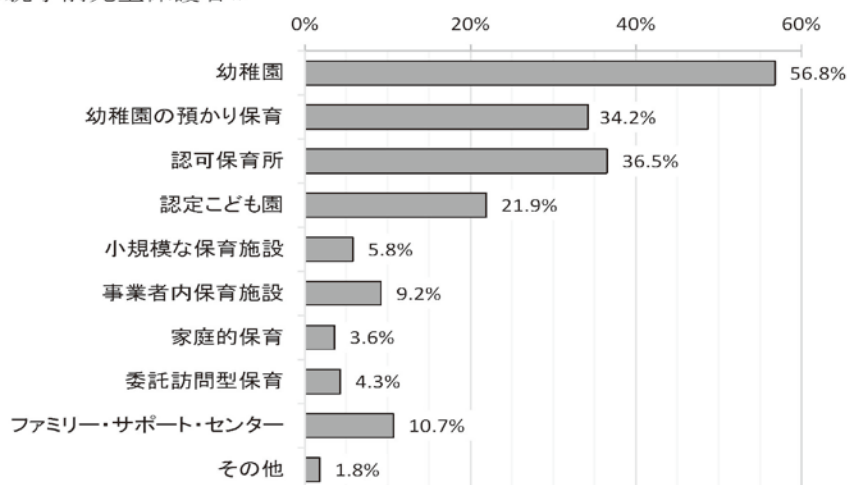
各保育所の施設内容や職員配置、保育内容については、公立、民間を問わず、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針に基づき、整備や運営が行われています。

平成25年度において、保育所における「延長保育事業」は、1時間延長を10か所、2時間延長を3か所、4時間延長を2か所で実施しており、また、「休日保育事業」は2か所、「一時預かり事業」は27か所で実施しているなど、現状では、一定程度ニーズに対応できているものと考えます。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業」と「土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望」は、次のとおりとなっています。

【平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業（複数回答）】

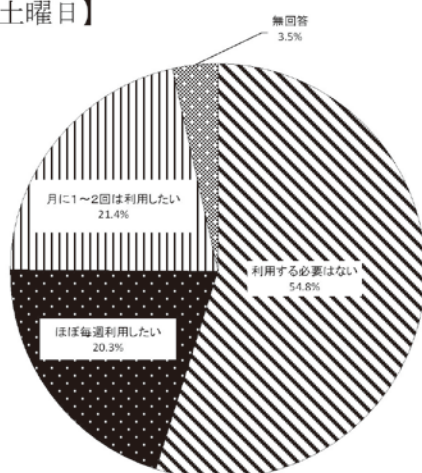
《就学前児童保護者》



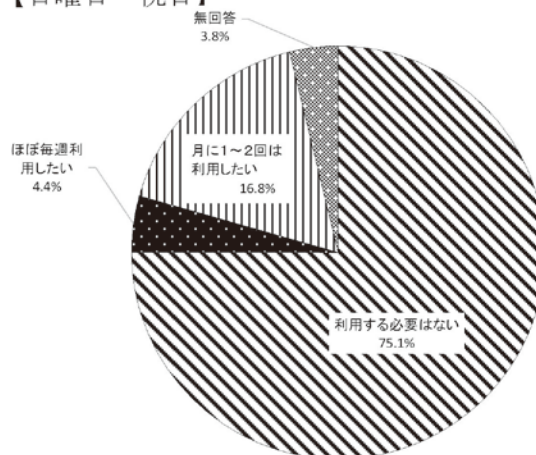
【土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望】

《就学前児童保護者》

【土曜日】



【日曜日・祝日】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、幼稚園が最も多くなっていますが、保育所や幼稚園の預かり保育、認定こども園等の施設型の恒常的な保育サービスに係るニーズが、保護者の就労希望に合わせて比較的高いことが分かりますとともに、土曜日と日曜日・祝日においても、一定程度、同様のニーズがあることが分かります。

このようなことから、今後、さらに、女性の就業機会の増加とともに、保護者の就業形態が多様化するなかで、保育サービスの充実を図り、多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めていくことが必要です。

【施策の方向】

女性の就業機会の増加に伴い、保育所の入所率が上昇傾向にあっても、少子化の進行により、保育所において入所児童数の減少は避けられない状況にあり、将来、各保育所の入所率に格差が生じることが予想されることから、今後においても、公立保育所の民営化や老朽化した施設の整備を進め、定員の適正化はもとより、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。

また、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、保護者の就業形態の多様化等に対応するため、ニーズの動向を的確に把握し、幼稚園や認定こども園等の民間活力の活用を図りながら、「延長保育事業」や「休日保育事業」、「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか、認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」や「季節保育所」を継続していきます。

このほか、保育所が地域に開かれた施設として、地域のニーズに応じて世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを行う「保育所地域活動事業」の促進を図ります。

《個別事業》**■ 私立幼稚園における一時預かり事業**

[子ども未来部子ども企画課] (再掲, 41頁)

■ 通常保育事業（認可保育所） [子ども未来部子ども企画課]

保護者の労働や疾病等の理由により、保育を必要とすることが認められる児童を、保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る事業で、今後、公立保育所の民営化や老朽化した施設の整備を進め、定員の適正化はもとより、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。

【施設数】 平成26年度：(施設数) 47か所

■ 延長保育事業 [子ども未来部子ども企画課]

保護者の就業形態の多様化等に対応するため、通常の開所時間を超えて30分から4時間まで保育所の保育時間を延長する事業で、今後、各保育所の需要の動向を把握しながら、事業の充実を図ります。

【施設数】

平成25年度：(30分延長) 14か所
 (1時間延長) 10か所
 (2時間延長) 3か所
 (4時間延長) 2か所

■ 休日保育事業 [子ども未来部子ども企画課]

保育所入所児童のうち、保護者の就業形態等により、休日において保育を必要とすることが認められる児童を、保育所において保育を行う事業で、現在、函館駅・大門地区、本町・五稜郭地区の2か所で実施しており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：2か所

■ 保育所における障がい児保育 [子ども未来部子ども企画課]

保護者の労働等の理由により、保育所において保育を必要とすることが認められる心身に障がい（軽度および中度）のある乳幼児を保育する事業で、統合保育による療育効果が高いことから、引き続き、保育士の研修などに取り組み、内容の充実を図っていきます。

【施設数】 平成25年度：17か所 → 平成31年度：19か所

■ 地域型保育事業 [子ども未来部子ども企画課]

認可保育所の補完的役割を担う、3歳未満の子どもを対象とした19人以下の小規模保育事業として、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村が認可する事業で、今後、地域の状況に応じて実施について検討します。

■ 低年齢児保育対策事業（認可外保育施設） [子ども未来部子ども企画課]

認可保育所の補完的役割を担う認可外保育施設において、委託により低年齢児保育を実施する事業で、今後も保育ニーズに応じて継続していきます。

【施設数】 平成25年度：4か所 → 平成31年度：4か所

■ 季節保育所 [子ども未来部子ども企画課]

市街地から離れた認可保育所未設置地区において、毎年4月から12月までの9か月間、農・漁業の繁忙期等における地域のニーズに応じて保育を実施する事業で、今後も地域の保育ニーズに応じて継続していきます。

【施設数】 平成25年度：2か所

■ 保育所地域活動事業 [子ども未来部子ども企画課]

地域において多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、地域に開かれた社会資源として、保育所が有する専門的な機能を活用し、世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを実施する事業で、今後も各保育所の取組みを促進しながら、継続していきます。

【施設数】 平成25年度：21か所 → 平成31年度：24か所

■ 認定こども園への円滑な移行促進 [子ども未来部子ども企画課]

幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行う、いわゆる、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前児童に対して、教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭への支援を行うものであり、地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行促進を図ります。

【施設数】 平成26年度：(幼保連携型) 2か所
(幼稚園型) 2か所
(保育所型) 1か所

■ 病児保育事業 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 40頁)

■ 保育所における一時預かり事業 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 41頁)

【認可保育所の入所状況の推移】

(単位：箇所、人、%)

年度	施設数・定員		公営	民営	入所 児童数	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	入所率	就学前 児童数
H22	施設	48	9	39	3,355	195	478	557	639	708	778	91.8	11,261
	定員	3,655	625	3,030									
H23	施設	47	7	40	3,356	203	474	620	636	689	734	93.0	11,109
	定員	3,610	505	3,105									
H24	施設	47	6	41	3,341	213	496	580	675	659	718	92.5	10,906
	定員	3,610	415	3,195									
H25	施設	47	5	42	3,324	180	520	597	638	717	672	92.3	10,647
	定員	3,600	355	3,245									
H26	施設	47	5	42	3,381	191	480	665	630	680	735	93.7	10,550
	定員	3,610	355	3,255									

(資料：函館市子ども未来部，各年度4月1日現在)

(2) 保育サービスの質の向上

【現状と課題】

保育所については、養護および教育を一体的に行うという保育の特性に基づき、子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか、子どもの健康および安全の確保、保護者に対する育児の相談、悩みなどへの指導・助言、地域における子育て支援など、地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから、各保育所において施設内研修を実施するほか、各種研修会へ参加するなど、職員の資質の向上に努めています。

また、各保育所における保育サービスの提供内容については、利用者ニーズに応じた保育所を選択できるよう、市の窓口に各施設の保育内容等の情報を備えており、さらに情報誌等でも周知に努めています。

今後においても、各種研修の充実を図り、保育所を選択するための目安となる保育サービスの情報の提供に努めることはもとより、各保育所における保育士等および保育所の自己評価・第三者評価の取組みを促進するなど、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにすることが必要です。

【施策の方向】

今後においても、より一層「保育サービスの情報提供」に努めるほか、「保育の質の向上」のため、保育士研修の充実や保育現場における自己評価等が円滑に実施され、保育所での養護と教育の充実が図られるよう取組みを促進していきます。

《個別事業》

■ 保育サービスの情報提供 [子ども未来部子ども企画課]

保育サービスの実施状況等に関する情報を市の情報誌などで提供するとともに、利用者の選択肢を拡げるため、ホームページなどを利用した積極的な情報提供を推進していきます。

■ 保育の質の向上 [子ども未来部子ども企画課]

各種研修会への参加、保育所内研修の積極的な実施を促進するとともに、研修機会の拡充、各保育所に対する指導監督体制の充実を図る等、保育の質の向上に努めます。

■ 保育サービスにおける第三者評価事業の普及促進 [子ども未来部子ども企画課]

保育サービスの提供内容などを、公正・中立な第三者機関が評価を行い、その結果が公表されることとなる第三者評価事業の普及促進を図ります。

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するとともに、各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育てガイドブックの作成・配布はもとより、ホームページ等による情報提供を行うことが必要です。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、町会や児童館、保育所、子育てサロン、つどいの広場、幼稚園、学校、さらには、地域の企業や子育て支援に関する活動を行う団体など、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが大切です。

(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進

【現状と課題】

本市では、これまで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「児童館における子育て支援事業」等の実施により、いろいろな遊びや情報交換等を行いながら、子育て家庭の親子等の交流を図ってきました。

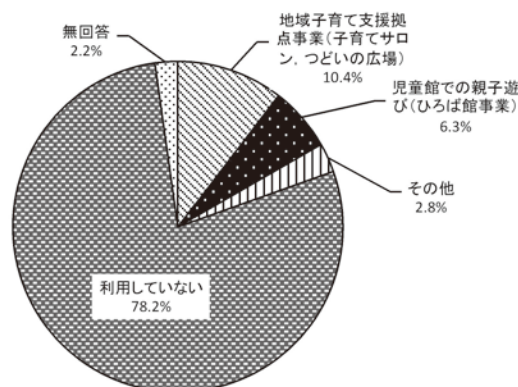
なかでも、子育てサロンでは、参加親子等のネットワーク化を図り、互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児サークルの育成にも取り組んでいます。

また、親子等のふれあいや交流、情報交換はもとより、子育てへの父親の参加を促進するため、子育てサロンとつどいの広場の合同による「ちびっこあそびの広場」を開催しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「地域子育て支援拠点事業を利用していますか」は、次のとおりとなっています。

【地域子育て支援拠点事業を利用していますか】

《就学前児童保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「児童館における子育て支援事業」等を利用していないという回答が約78%と多くを占めており、その原因としては、保育所や幼稚園等の利用率が年々高まってきていることが考えられます。

子育てサロン等においては、利用者の満足度が高く、定期的に利用している実態もあることから、引き続き、地域に密着した事業展開を図るとともに、効果的なPRが必要です。

また、子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要であることから、本市では、子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を設立し、市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。

今後、きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで、ネットワークのより一層の強化が重要となりますが、子育てへの父親の参加を促すなかで、育児サークル等が互いに支え合い、連携して活動できるような新たなネットワークづくりへの支援も必要となってきました。

【施策の方向】

子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより、函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り、市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりに努めていきます。

《個別事業》

■ ちびっこあそびの広場 [子ども未来部子ども企画課]

いろいろな遊びを通じて、子育て家庭の親子等がふれあい、交流し、情報交換を行うほか、育児・栄養相談などを行う子育てサロンとつどいの広場の合同事業で、子育てへの父親の参加の促進もねらいとしており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回

■ 子育て支援ネットワーク事業 [子ども未来部次世代育成課]

子育て支援に関わる市民団体や専門機関など20団体に子ども未来部を加えた21団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており、市民と協働して子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運を高めるためのイベント、研修会等を実施する事業で、今後も継続していきます。

【実施状況】 平成25年度 総会1回、イベント1回、研修会2回、
交流会1回ほか部会会議開催

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）

[子ども未来部子ども企画課]（再掲、34頁）

■ まめっこサロン、青空サロン [子ども未来部子ども企画課]（再掲、35頁）

■ ちびっこなかよし運動会 [子ども未来部子ども企画課]（再掲、35頁）

■ 子育て世代活動支援プラザ

[経済部中心市街地再生担当、子ども未来部子ども企画課、次世代育成課]

（再掲、35頁）

■ 児童館における子育て支援事業 [子ども未来部次世代育成課]

（再掲、36頁）

■ お父さんのための子育て講座 [子ども未来部次世代育成課]（再掲、37頁）

(2) 子育て支援情報の提供の充実

【現状と課題】

各種の子育て支援サービスについては、その内容等を利用者に十分かつ的確に情報提供することが重要です。

このため、本市では、子育てに関する各種情報を掲載した「すくすく手帳」を作成し、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、赤ちゃんが生まれたすべての家庭に配布しているほか、就学前の子どもを持つ家庭が転入してきた場合にも、その手続きの際に配布しています。

また、社会環境や生活習慣の変化等により、多様化した母子保健情報に関するニーズに対応した知識の普及・啓発が求められていることから、市のホームページに子育てサポート情報通信「すくすく」を掲載しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「地域の子育て支援事業の認知度・利用度」は、次のとおりとなっています。

【地域の子育て支援事業の認知度・利用度】

《就学前児童保護者》

区分	知っている			これまでに利用したことがある			今後利用したい		
	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
母親(父親)学級、両親学級、育児学級	74.8%	18.9%	6.3%	40.2%	50.9%	8.9%	21.2%	64.1%	14.7%
総合保健センターの情報・相談事業	62.4%	31.3%	6.3%	19.5%	68.6%	11.9%	33.4%	52.5%	14.2%
こんにちは赤ちゃん事業	37.5%	56.7%	.8%	22.9%	64.6%	12.5%	16.5%	67.1%	16.4%
南北海道教育センター	17.2%	76.9%	5.9%	3.2%	82.8%	14.0%	14.3%	69.1%	16.7%
保育所や幼稚園の園庭等の開放	62.0%	31.5%	6.5%	33.9%	55.9%	10.2%	48.3%	38.1%	13.6%
児童館（ひろば館事業等）	78.0%	15.3%	6.8%	38.3%	52.1%	9.5%	56.8%	29.5%	13.7%
子どもなんでも相談110番	64.7%	29.8%	5.5%	3.9%	84.3%	11.8%	37.9%	47.8%	14.3%
子育て応援ハンドブック「すくすく手帳」	61.9%	31.7%	6.4%	33.2%	56.3%	10.5%	42.7%	42.9%	14.4%

（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、事業の内容や対象の違いによる影響はあるものの、全般的に見て、各種サービスの認知度が上がってきており、これまでの取り組みによる効果が一定程度現れてきているものと考えられますが、引き続き、多様化している子育て支援の情報について、ニーズに対応しながら、知識の普及はもとより、子どもの年齢などに応じた的確で効果的な情報提供が必要です。

【施策の方向】

これまでどおり、各種情報誌の充実を図るとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及を踏まえ、ホームページ等を活用した情報提供の強化・充実に取り組みます。

《個別事業》**■ 子育て応援サイトの開設 [子ども未来部子ども企画課]**

子ども・子育て支援に関する行政サービスから民間サービスまで幅広い情報を子育て家庭に分かりやすく伝えるための子育て応援サイトを開設したうえで、携帯電話やスマートフォンを活用したEメールによる新着情報の配信なども行う事業で、計画期間内の事業化をめざします。

■ 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課]

子どもが生まれてから就学するまでの子育てに関する様々な制度や相談・支援の窓口のほか、公共施設や商業施設を含め、市内において、おむつ替えや授乳・調乳のコーナーの設置情報を掲載した情報誌「すくすく手帳」を作成し、すべての出生世帯と就学前児童を持つ転入世帯に配布する事業で、今後も子育て世帯を対象とした新たな制度や事業を盛り込むなど、内容の充実を図りながら、継続していきます。

【作成部数】 平成25年度：3,000部

■ 子育てサポート情報通信「すくすく」の発信 [子ども未来部母子保健課]

子どもの発達段階に応じた子育てワンポイント情報やその時時に話題となっている事柄をコンパクトにまとめ、年に2回ホームページに掲載するとともに、フリーペーパーなどにも適宜掲載するなど、より手軽に子育て情報を入手できるよう情報の発信方法を工夫しながら継続していきます。

【ホームページ更新】 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回

(3) 地域における子育て意識の啓発推進**【現状と課題】**

少子化や核家族化の進行に伴い、家族関係や地域コミュニティが希薄化し、地域における子育て力や教育力が低下してきている状況にあって、子育て家庭の孤立化や、児童虐待が社会問題になるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このようななか、主任児童委員や児童委員は、それぞれが担当する地域において、子どもを持つ世帯における家庭の状況を把握し、子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など、その家庭の状況に応じた支援活動を行っています。

また、子育ての責任は、第一義的には父母その他の保護者にありますが、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いでもあることから、子育て支援の充実は、行政、企業、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし、地域住民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援に関する機運の醸成はもとより、子育てに関する意識啓発等の取組みの推進が必要となっています。

意識の啓発等に当たっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や、主任児童委員、児童委員のほか、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することが重要です。

【施策の方向】

子育て家庭への「すくすく手帳」の配付や、インターネットを活用した子育てサポート情報通信「すくすく」の発信などによる情報提供はもとより、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「児童館における子育て支援事業」等の各種の子育て支援事業を進めるにあたっては、子育てアドバイザーをはじめ、主任児童委員や児童委員、町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民の協力により、世代間交流や地域交流を深めるなかで、地域における子育て意識の啓発に努めていきます。

《個別事業》

■ 主任児童委員、児童委員の活動の促進 [保健福祉部地域福祉課]

児童の健全育成や虐待防止の取組みなど、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めるため、主任児童委員、児童委員の活動を促進していきます。

【委員定数】 平成25年度：児童委員710人（うち主任児童委員58人）

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）

[子ども未来部子ども企画課]（再掲、34頁）

- まめっこサロン, 青空サロン [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 35頁)
- 子育て世代活動支援プラザ
[経済部中心市街地再生担当, 子ども未来部子ども企画課, 次世代育成課]
(再掲, 35頁)
- 子育て応援サイトの開設 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 57頁)
- 児童館における子育て支援事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 36頁)
- 子育て支援ネットワーク事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 55頁)
- 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 57頁)
- 子育てサポート情報通信「すくすく」の発信 [子ども未来部母子保健課]
(再掲, 57頁)



4 子どもの健全育成

地域社会において、児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。

このため、放課後や週末等に、地域住民の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べるとともに、就業などの体験学習、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。さらに、地域における中学生や高校生の活動拠点の整備や、青少年の健全育成に資するために、自然体験など多様な体験学習の機会の提供などが必要です。

また、喫煙や飲酒、不健全性行為等の非行問題については、家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りへの支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、引きこもりや不登校への対応については、学校や児童相談所、警察、保護司等の連携体制を強化し、地域社会全体で対処することが必要です。

さらに、近年、インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及により、青少年が犯罪に巻き込まれる事件が増加していることから、情報機器の適切な利用の指導や閲覧制限等が必要です。

(1) 子どもの居場所づくりの整備推進

【現状と課題】

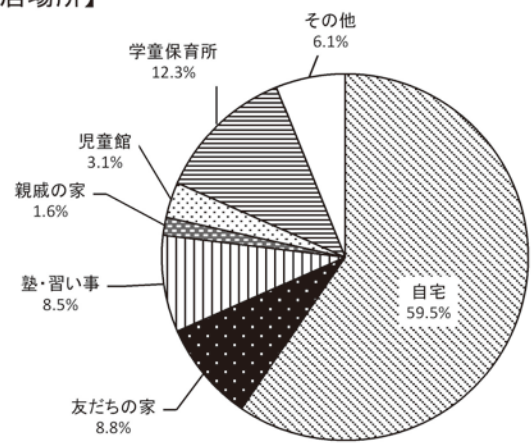
本市では、子どもの放課後の生活を豊かにし、異年齢児童間での集団的な遊びを通じて、地域における子どもたちの交流を促し、子どもの健全育成を図るため、「児童館」を26か所、「母と子の家」を1か所設置しています。

また、青少年の健全育成の場として、「亀田青少年会館」や「青少年研修センター」を設置しているほか、図書館における「絵本の読み聞かせ」や「公民館」での各種講座、小・中学校のグラウンドや体育館等を市民のスポーツ活動等に開放する「学校開放事業」、さらには、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力のもと、遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」などに取り組んでいます。

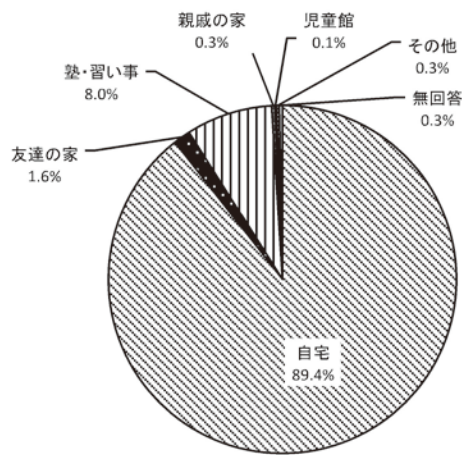
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学校生徒の「平日の放課後の主な居場所」および「近所にどのような遊び場がほしいですか」は、次のとおりとなっています。

【平日の放課後の主な居場所】

《小学校児童》



《中学校生徒》



【近所にどのような遊び場がほしいですか（複数回答）】

区分	小学校児童		中学校生徒	
	人数	比率	人数	比率
図書館や児童館の図書室	272	38.7%	246	35.1%
サッカーや野球など屋外でスポーツができるグラウンド	236	33.6%	275	39.3%
バスケットや卓球など室内でスポーツができる体育館	265	37.7%	381	54.4%
ゲームなどの遊びをしたり、遊びをしてくれる児童館	245	34.9%	91	13.0%
自然とふれあえたり、砂場やブランコがある公園	362	51.6%	159	22.7%
その他	71	10.1%	101	14.4%
無回答	25	3.6%	22	3.1%
全体	702		700	

（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、放課後は家で過ごす子どもたちが多い一方、自然とふれあえる施設、スポーツ等で体を動かして遊ぶことができる体育館やグラウンドおよび図書館の希望が多いことが分かります。

子どもの健全育成を図るうえで、新たな施設の整備等について検討することも必要ですが、子どもたちが希望する機能を一定程度備えた児童館や学校等の既存の公共施設を積極的かつ有効に活用する必要がある、また、それらの運営等に当たっては、施設の職員はもとより、町会や子ども会等のボランティアの協力を得るなど、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要です。

【施策の方向】

ソフト、ハードの両面の充実を図り、児童の居場所づくりの確保に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進めていきます。

《個別事業》

■ （仮称）函館市子ども条例の制定 【子ども未来部子ども企画課】

（再掲、35頁）

■ 児童館等の充実 【子ども未来部次世代育成課】

児童館は、乳児から18歳未満の児童を対象に、集団的・個別的な遊びの指導や生活の援助を行う施設であり、スポーツ教室や文化事業などの各種事業も実施する中で、地域住民と協働して、異年齢や異世代の交流を推進するとともに、児童に様々な体験の場を提供し、豊かな情操をはぐくみます。

また、子育てアドバイザー等、地域のボランティアとともに、未就学児童とその保護者を対象とした子育て支援事業を実施し、地域の子育て支援の拠点施設としての役割も担っています。

さらに、地域住民との連携による地域の児童の見守り等を行い、児童に関する様々な問題の未然防止と早期発見に努めます。

なお、平成27年度から、一部の児童館に指定管理者制度を導入することから、その効果を検証するとともに、より効果的な児童館運営のあり方について検討します。

【施設数】 平成26年度：児童館26か所、母と子の家1か所

■ 児童館等の適正配置の検討 [子ども未来部次世代育成課]

児童館等は、平成26年度で27か所設置していますが、施設の老朽化や児童数の減少などにより利用者数が減少傾向にあります。一方、少子化に伴い、現在、小学校区の再編が検討されていることから、児童館等の適正な配置について検討するとともに、他の公共施設の活用や合築などについても検討します。

【施設数】 平成26年度：児童館26か所、母と子の家1か所

■ 子どものための就業体験事業「はこだてキッズタウン」の開催

[子ども未来部次世代育成課]

市内に在住または通学する小学校3・4年生を対象に、様々な企業や団体等との協働のもと、子どもたちが擬似的に就労や消費活動等を体験する事業です。

子どもたちにとっては、擬似的な市民生活を経験することで社会の仕組みを学ぶことができる一方、企業や団体等へは市全体で子どもをはぐくむという意識啓発を図ることができます。平成22年度から実施しており、今後も継続していきます。

【参加児童数】平成25年度：534人

■ 根崎生活館 [子ども未来部次世代育成課]

児童・生徒育成事業として、書写教室や絵画教室、習字教室を実施しているほか、小・中学校の夏休みや冬休み期間には、工作や折り紙、スポーツ教室などの特別教室も実施しており、地域住民の協力を得るなかで、今後も事業内容の充実を図っていきます。

■ 放課後の子どもの居場所づくりの総合的な検討 [子ども未来部次世代育成課]

放課後の子どもの居場所として、「児童館」、「放課後児童クラブ（学童保育所）」、「放課後子ども教室」がありますが、放課後の子どもの安全な居場所づくりを推進し、より効果的な展開を図るため、それぞれのあり方を含め検討を進めます。

また、併せて、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、運営委員会を設置し、小学校の余裕教室や児童館などにおける取組みを含め、具体的な事業手法等を検討することにより、「放課後児童クラブ(学童保育所)」と「放課後子ども教室」の連携を図るなど、放課後の子どもの居場所づくりを総合的に検討します。

【施設等数】 平成26年度：児童館等 27館、放課後児童クラブ 47クラス、
放課後子ども教室 8校

【連携箇所数】 平成25年度：0か所→平成31年度：10か所（うち一体型：2か所）

- 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実
[子ども未来部次世代育成課]（再掲，42頁）
- 放課後児童健全育成事業における公共施設の活用促進
[子ども未来部次世代育成課]（再掲，42頁）
- 放課後子ども教室推進事業 [子ども未来部次世代育成課]（再掲，42頁）
- 放課後子ども総合プラン指導員研修会
[子ども未来部次世代育成課]（再掲，42頁）
- 市民交流プラザ [経済部中心市街地再生担当]
函館本町地区優良建築物等整備事業（旧グルメシティ五稜郭店跡地）において，多目的スペースやフリースペースなどを備え，市民，特に青少年が気軽に来場し，広く交流できる施設として，平成28年度中の開設をめざします。
- 公園の長寿命化対策 [土木部緑化推進課]
都市公園の遊具等施設については，老朽化に対する安全性の確保，また，公園施設のライフサイクルコスト縮減の観点から，遊具等施設の改築・更新に努めます。
【都市公園の箇所数】 平成25年度：348か所
- 亀田青少年会館 [教育委員会生涯学習部生涯学習文化課]
市内に在住または勤務する勤労青年や児童，生徒，学生の，健全育成を図るための施設で，青少年のための教養講座等も実施しています。
【利用者数】 平成25年度：33,218人
- 青少年研修センター [教育委員会生涯学習部生涯学習文化課]
青少年の健全育成と市民の生涯学習活動の促進を図るための宿泊研修施設で，社会性や思いやりの心など，青少年の豊かな人間性をはぐくむ各種体験活動事業を実施しており，今後も継続していきます。
【利用者数】 平成25年度：29,315人
- 公民館 [教育委員会生涯学習部生涯学習文化課]
小学生対象の公民館講座として，陶芸教室や絵画教室，絵てがみ教室，囲碁教室などを実施しており，今後も継続していきます。
【実施回数，受講者】 平成25年度：33回，101人

■ ウィークエンド・サークル活動推進事業

〔教育委員会生涯学習部生涯学習文化課〕

休日に、障がいのある児童・生徒に対して、学生ボランティアと一緒に活動できる体験の場と機会を提供しており、今後も継続していきます。

【実施回数、参加者】 平成25年度：4回，106人

■ 学校開放事業（文化開放） 〔教育委員会生涯学習部生涯学習文化課〕

市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で文化活動，社会教育活動を行うグループ・サークルの学習や活動の場所として，特別教室等を開放しており，今後も継続していきます。

【施設数】平成25年度：小学校開放：8校，中学校開放5校

■ 学校開放事業（校庭開放，遊泳開放）

〔教育委員会生涯学習部スポーツ振興課〕

市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲でスポーツ活動等に開放する事業で，校庭開放として小学校児童や保護者の付き添いのある幼児を対象に体育館とグラウンドを開放しているほか，遊泳開放として成人の引率者がいることを条件に児童・生徒の団体を対象に遊泳のためにプールを開放しており，今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：校庭開放15校，遊泳開放21校

■ 函館アリーナ 〔教育委員会生涯学習部スポーツ振興課〕

子どもを対象とした各種の学習型事業やスポーツ教室のほか，プロスポーツ選手によるクリニックなどを実施します。（平成27年8月開館予定）

■ 絵本の読み聞かせ 〔教育委員会生涯学習部図書館〕

子どもの時期から本に親しみ，本と接する機会の提供等を目的に，ボランティアによる紙芝居や絵本を使った読み聞かせの実演をしており，今後も継続していきます。

【実施回数，参加者】 平成25年度：415回，6,397人

(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

【現状と課題】

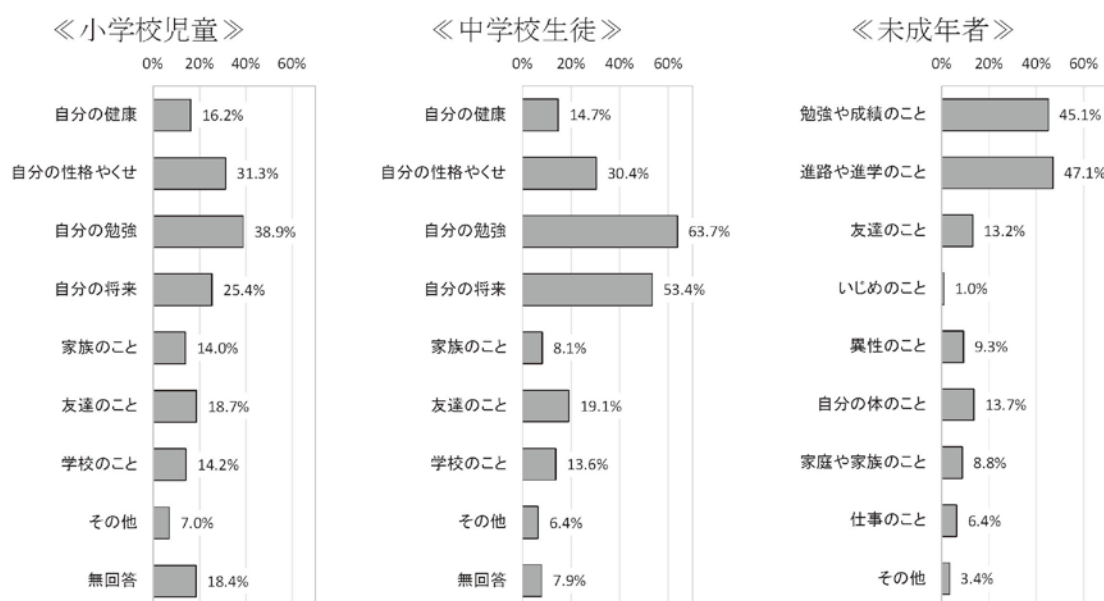
青少年の健全育成を図るため、カラオケボックスやゲームセンター等で子どもたちへ「声掛け」などの補導活動を行う「非行防止活動」を行っているとともに、社会環境浄化のため、書店やビデオレンタル店での有害図書等の取り扱いや陳列方法、インターネットカフェやカラオケボックスへの深夜入場制限などについての立入調査を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。

また、不登校の児童・生徒に対しては、個別または小集団での相談や指導を行う「適応指導教室の開設」により学校への復帰に結びつけているほか、児童・生徒のいじめや不登校等の問題への具体的な対応策を見出すため、啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、講演会や地域集会の開催や子どもの悩み相談電話の開設などを行う「いじめ不登校等対策推進事業」を実施しています。

このほか、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

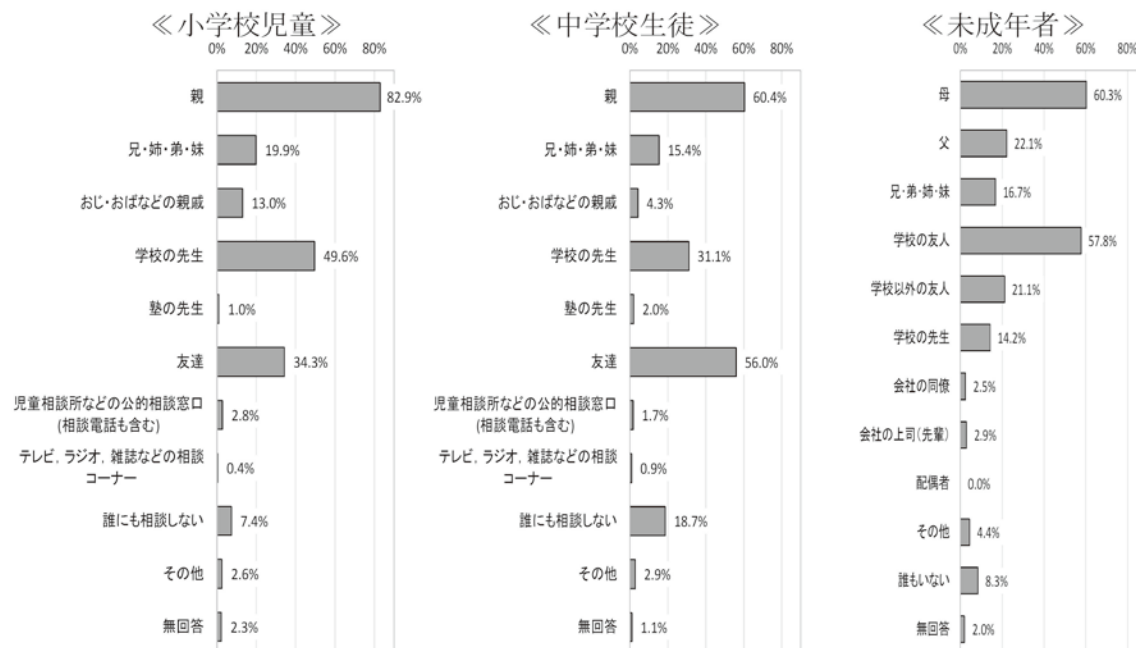
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学校生徒・高校生を含む未成年者の「不安や悩みの内容」や「不安や悩みの相談相手」のほか、小学校児童・中学校生徒の「誰かに嫌なことをされたり言われたりしてひどく傷ついたことがあるか」は、次のとおりとなっています。

【不安や悩みの内容（複数回答）】



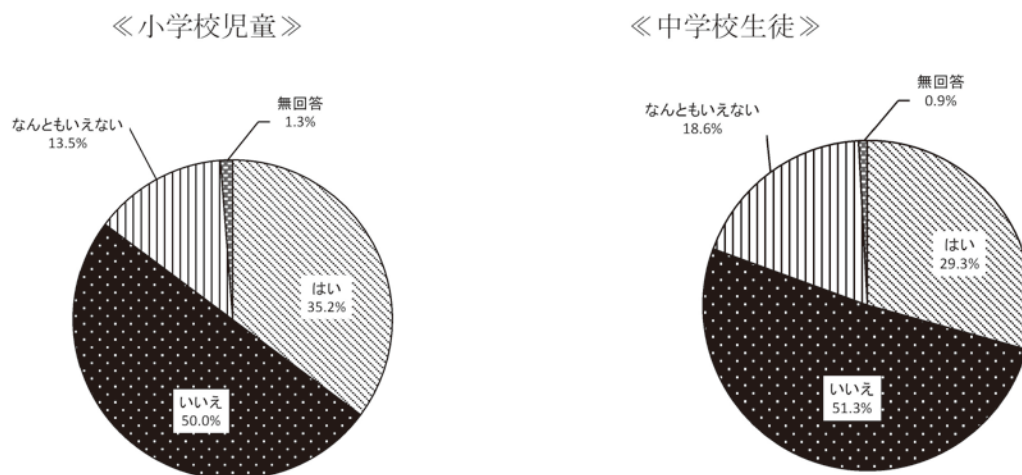
（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

【不安や悩みの相談相手（複数回答）】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

【誰かに嫌なことをされたり、言われたりして、ひどく傷ついたことがありますか】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、悩みの内容については、小学校児童・中学校生徒では「自分の勉強」、高校生を含む未成年者では「進路や進学」が最も多く、中学校生徒では、「自分の将来」についても過半数を超えています。

また、不安や悩みの相談相手は、親に打ち明ける子どもが最も多く、次いで友人となっています。

一方、不安や悩みを一人で抱え込んだり、誰かに嫌なことをされたり、言われたりして、ひどく傷ついたことがある小・中学生が一定数いることも分かります。

このようなことから、子どもが家庭や学校、地域において孤立しないよう、身近な相談窓口の充実や、家庭や学校、地域が一体となって子どもを見守り、支えていけるような、地域ぐるみの支援ネットワークの整備などが必要です。

【施策の方向】

家庭や学校、地域による連携体制の整備により、各種事業の充実を図り、子どもの見守りを強化するなかで、非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

《個別事業》

■ （仮称）函館市子ども条例の制定 [子ども未来部子ども企画課]

（再掲, 35頁）

■ 子どもなんでも相談 110番 [子ども未来部次世代育成課]（再掲, 45頁）

■ 非行防止活動 [子ども未来部次世代育成課]

函館市補導センターの育成補導員5名および少年補導委員（市内小・中・高等学校等の教員に委嘱）により、大型店舗やカラオケボックス、ゲームセンター等で「声掛け」を行いながら補導活動を実施しており、今後も継続していきます。

【補導数】 平成25年度：73件

■ 有害図書等販売状況一斉立入調査 [子ども未来部次世代育成課]

青少年を取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い、陳列方法や、青少年の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やレンタルビデオ店、携帯電話事業者等への立入調査を一斉に行うとともに、店主等への説明や指導、協力要請を行う事業で、今後も継続していきます。

【調査店舗数】 平成25年度：34店舗

■ 適応指導教室の開設 [教育委員会学校教育部南北海道教育センター]

集団生活への不適応、学業に対する不安などによって、登校できない状況にある児童・生徒を対象に、家庭訪問のほか、「やすらぎ学級」（南北海道教育センター）における個別や小集団での指導や相談を行っており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成26年度：1か所

■ いじめ不登校等対策推進事業 [教育委員会学校教育部教育指導課]

児童・生徒のいじめや不登校に関する問題について、その対応に係わる協議等を行い、啓発用リーフレットの作成・配布や「はこだて子どもホットライン（子どもの悩み相談電話）」（南北海道教育センター）の開設、講演会や地域集会の開催（年1回）などに取り組んでおり、今後も継続していきます。

【配布数】 平成25年度：23,000部 → 平成31年度：23,000部

■ いじめ等巡回相談員配置事業

[教育委員会学校教育部学務課，教育指導課]

子どもの悩み相談電話の対応および学校等の要請等に応じて学校を巡回し、児童・生徒および保護者等へのカウンセリングや学校および教育委員会への助言を行う相談員を配置しており、教育委員会や学校等と連携して、いじめや不登校等の未然防止および早期解決に今後も努めていきます。

第2 母子の健康確保と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

家族にとって、妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、生活が大きく変化し、「子育て」という責任が生じます。

このため、この時期にある親子や家族に配慮する職場環境や社会環境が求められています。

子どもや家族の健康の確保のためには、安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てるための環境を整備していく必要があります。

また、子どもと家族の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達ができるように支援することが重要です。

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

【現状と課題】

これまで、多胎・若年妊婦や妊娠30週以降の届出妊婦のハイリスク妊婦に対して、妊娠期から個別に保健指導等を行い、産後の支援につなげているほか、産後うつアンケートの高得点者や未熟児、先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により情報を把握し、保健師が家庭訪問等により必要な支援を行う「産後うつ・育児支援事業」を実施しています。

このようななか、妊娠の届出が出産後にされるケースも未だ数件見られる状況にはありますが、平成21年度から妊婦健康診査の助成回数を最大14回まで拡大しており、妊娠11週以内の早期届出の割合が著しく増加していることにより、妊娠初期からの状況把握が可能となったため、ハイリスク妊婦への早期からの支援開始に結びついていると考えられます。

また、乳幼児を対象とした健康診査（健診）は、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時点で実施していますが、平成25年度の受診率は、4か月児健診では100%に近いものの、その他の健診は95%を下回っているため、受診率の向上に向けた啓発に努めているほか、未受診児に対し、文書や訪問等による受診勧奨を行っています。

さらに、乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、経過観察健診（理学療法士による訓練含む）や小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。接種率は向上していますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めています。

また、むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

【施策の方向】

母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、または減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の提出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるために周知・啓発を徹底していきます。

特にハイリスク妊婦に対しては、医療機関との連携により妊娠初期から状況を把握し、早期から訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。

また、妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実に図るほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組みます。

さらに、定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、広報・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

《個別事業》

■ 妊婦健康診査 [子ども未来部母子保健課]

母子健康手帳交付時、初回から妊娠39週前後までの妊婦健康診査について、望ましい回数とされる14回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し、健診費用の一部を助成することにより妊婦の経済的負担を軽減しており、今後も妊婦の健康管理を図るため、健診受診率の向上に努めます。

【受診率】

- ・ 妊婦一般健康診査(全回) 平成25年度：79.7% → 平成31年度：95.0%

■ 妊産婦保健指導 [子ども未来部母子保健課]

妊娠11週以内の早期届出率の向上を図るほか、妊産婦訪問や電話相談への対応など、保健指導を充実・強化するとともに、母子支援連絡会や母子支援連絡票の活用等、母子保健支援システム事業の活用により、ハイリスク妊産婦への支援を強化していきます。

【11週以内届出率】 平成25年度：91.9% → 平成31年度：100%

【母子支援連絡票による支援率】 平成25年度：97.8% → 平成31年度：100%

■ 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課]

子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期治療や早期療育につなげられるとともに、育児に関するさまざまな相談に応じ、子どもの健全育成が図られるよう、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を継続し、受診率の向上を図ります。

【受診率】

- ・ 4か月児健康診査 平成25年度：97.3% → 平成31年度：100.0%
- ・ 10か月児健康診査 平成25年度：89.1% → 平成31年度：95.0%
- ・ 1歳6か月児健康診査 平成25年度：93.7% → 平成31年度：95.0%
- ・ 3歳児健康診査 平成25年度：89.8% → 平成31年度：93.0%

■ 乳幼児健康診査 二次スクリーニング [子ども未来部母子保健課]

乳幼児健診において、発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象とした経過観察健診（訓練含む）と、肥満予防対策が必要と認められた子どもを対象とした小児肥満フォロー児健診を実施しています。

少子化の影響などにより、対象者数が年々減少していますが、対象となる子どもは一定数把握されているため、今後必要に応じて実施を継続していきます。

【実施者数】

- ・ 経過観察健診（訓練含む） 平成25年度：121人
- ・ 小児肥満フォロー児健診（通称「のびっこ健診」） 平成25年度：16人

■ 乳幼児精密健康診査 [子ども未来部母子保健課]

乳幼児健診において、より精密な検査が必要と認められた子どもを対象に、医療機関で精密健診を実施し、その結果に応じて保健師の支援を行っており、今後も継続していきます。

【受診延人数】 平成25年度：81人

■ 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課]

保護者のさまざまな育児不安等に適切に対応し、その解消に努めことで子どもの健全育成や児童虐待予防が図られるよう、乳幼児健診での保健指導、未熟児や多胎児、障がい児等への訪問指導のほか、来所や電話による相談に引き続き対応していきます。

また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨や状況確認、医療機関からの母子支援連絡票による養育支援が必要な母子の早期把握および適切な支援についても、さらに取り組みを強化していきます。

【保健指導延人数】 平成25年度：9,863人

■ 定期予防接種 [子ども未来部母子保健課]

感染症の発生とまん延を予防し、子どもの命と健康を守るために、主に乳幼児に接種する、BCG、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌等の各ワクチンをはじめ、主に小学6年生を対象に接種する二種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）第2期や、主に中学1年女子を対象に接種する子宮頸がん予防ワクチンなどを実施しています。また、平成26年10月1日からは水痘ワクチンも定期予防接種となるなど、子どもを対象とする定期予防接種の種類は今後ますます増えていくことが予想されることから、なお一層個別通知などの積極的な接種勧奨や広報・啓発等を充実させ、接種率の向上を図ります。

【接種率】

・ B C G	平成25年度： 79.1% → 平成31年度： 95.0%以上
・ ポリオ（不活化）	平成25年度：104.3% → 平成31年度： 95.0%以上
・ 四種混合	平成25年度：107.0% → 平成31年度： 95.0%以上
・ 三種混合	平成25年度：106.7% → 平成31年度： 95.0%以上
・ 二種混合第2期	平成25年度： 83.7% → 平成31年度： 95.0%以上
・ 麻しん風しん混合	
第1期	平成25年度： 93.3% → 平成31年度： 95.0%以上
第2期	平成25年度： 96.7% → 平成31年度： 95.0%以上
・ ヒ ブ	平成25年度：104.6% → 平成31年度： 95.0%以上
・ 小児用肺炎球菌	平成25年度：100.1% → 平成31年度： 95.0%以上
・ 子宮頸がん予防	平成25年度： 13.2%

（平成26年10月末現在 子宮頸がん予防ワクチンは、積極的な接種勧奨を中止しています。）

■ 妊産婦歯科健診・相談 [保健福祉部健康増進課]

妊娠中から産後は、つわりや授乳による食習慣や歯みがき習慣の変化等により、歯肉炎等の歯科疾患を発症しやすくなります。妊娠中から口腔の状態をチェックすることにより、異常の早期発見、早期治療や、生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上につながることから、今後も啓発に努めていきます。

【受診者数】

・妊産婦歯科健康診査 平成25年度：2.69% → 平成31年度：3.66%

■ 乳幼児歯科健診・相談 [子ども未来部母子保健課]

10か月児健診時に歯科相談を、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を行っています。また、1歳以上就学前の幼児を対象にフッ素塗布を行っており、今後も歯科保健についての正しい知識の普及・啓発により受診率等の向上に努めるとともに、むし歯有病率の減少を図ります。

【むし歯有病率】

- ・1歳6か月児 平成25年度：4.88% → 平成31年度：3.00%
- ・3歳児 平成25年度：21.52% → 平成31年度：15.00%

【3歳までにフッ素塗布を3回以上実施した率】

平成25年度：30.45% → 平成31年度：47.10%

■ 周産期母子医療センター（道事業）との連携 [子ども未来部母子保健課]

分娩に伴う妊産婦や乳児の死亡を減少させるため、母体や胎児、新生児の状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っています（道事業）。

また、退院後の母子支援のため、同センターとの定期連絡会等を実施しており、今後も妊娠・出産に関する安全確保と子どもの健全育成のため、同センターとの連携を強化していきます。

【周産期医療センターとの母子支援地域連絡会】

平成25年度：12回 → 平成31年度：12回

【母子支援連絡票による連携】

- ・連絡票受理件数 平成25年度：357件
- ・連絡票支援率 平成25年度：97.8% → 平成31年度：100.0%

【妊産婦死亡数】 平成24年度：0人 → 平成31年度：0人

【周産期死亡率】（出産千対） 平成24年度：4.1 → 平成31年度：減少へ

【乳児死亡率】（出生千対） 平成24年度：1.2 → 平成31年度：減少へ

【新生児死亡率】（出生千対） 平成24年度：0.0 → 平成31年度：0人

■ 産後うつ・育児支援事業 [子ども未来部母子保健課]

ハイリスク産婦およびハイリスク乳児等をもつ母親を対象に、保健師が家庭訪問し、産後うつ病等の心の健康状態を早期に把握し、適切な支援を行い、母親の育児不安解消を図ることで子どもの健全育成、虐待発生予防につながることから、今後も継続していきます。

【対象者への訪問実施率】 平成25年度：100% → 平成31年度：100%

■ 産後ケア事業 [子ども未来部母子保健課]

出産後、家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、心身の不調や育児不安等がある産婦とその子どもを対象に、産科医療機関において一定期間、助産師等が母体と乳児のケアを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもので、計画期間内の事業化をめざします。

■ (仮称) 第1子産後サポート事業 [子ども未来部母子保健課]

第1子を出産した母を対象に、出産の退院後間もなく訪問するもので、計画期間内の事業化をめざします。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

[子ども未来部母子保健課]（再掲、37頁）

(2) 母子保健の情報提供の充実

【現状と課題】

子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその夫、家族を対象に両親学級を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。

また、乳幼児健診や両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問などの機会を通じ、乳幼児期に起こりやすい事故の予防に向けた周知・啓発を行っています。

少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が困難になっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、情報提供の方法や掲載内容の充実に努めています。

【施策の方向】

父親の育児への参加を促し、周囲の家族も母親の育児を支える環境づくりが整えられるよう、両親学級の継続と内容の充実を図っていくとともに、健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン用サイトやフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供を進めていきます。

また、引き続き様々な機会を通じて、乳幼児等の不慮の事故を防止するための周知・啓発に取り組んでいきます。

《個別事業》

- 子育て応援サイトの開設 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 57頁)

- 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 57頁)

- 妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業

[保健福祉部 健康増進課]

母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会を通じて、妊娠中および出産後の喫煙や、乳幼児の受動喫煙の害について普及・啓発を図る事業で、今後も喫煙率ゼロをめざし実施を継続していきます。

【妊娠中の喫煙率】 平成25年度： 6.1% → 平成31年度： 0.0%

【出産後の喫煙率】 平成25年度： 7.8% → 平成31年度： 0.0%

- 事故防止周知啓発事業 [子ども未来部母子保健課]

乳幼児健診、両親学級、こにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防に向けた周知・啓発を行い、今後も死亡事例の発生ゼロを継続するよう努めていきます。

【0歳～9歳児の不慮の事故による死亡数】

平成25年度： 0件 → 平成31年度： 0件

- 両親学級 [子ども未来部母子保健課]

妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・啓発のため、体験学習および講演会を行う事業で、今後も事業の継続と内容の充実を図っていきます。

【開催回数】 平成25年度： 6回 → 平成31年度： 6回

【受講人数】 平成25年度： 延249人 → 平成31年度： 延300人

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
[子ども未来部母子保健課]（再掲，37頁）
- 子育てサポート情報通信「すくすく」の発信
[子ども未来部母子保健課]（再掲，57頁）
- えほんふれあい事業 [教育委員会生涯学習部図書館]
絵本の読み聞かせを通じて，保護者と子どものふれあいを深め，安定した関係をつくることを目的として，10か月児健診時に読み聞かせグループによる読み聞かせを実演し，推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する事業で，今後も継続していきます。
【実施回数】 平成25年度：年50回



2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期は、一方で、性や喫煙・飲酒、心の問題等が生じやすい時期でもあります。

これらの問題は、次世代の心身の健康づくりに直結する問題であることから、学童期などの早い時期から心身の健康の保持・増進の大切さを認識しておくことが思春期以降の保健対策にもつながります。

また、学童期からの健康の保持・増進に取り組むにあたっては、教育機関だけでなく、保健や医療の関係者が連携して社会全体として支えていくことが重要です。

(1) 思春期保健に関する知識の普及促進

【現状と課題】

市内の児童・生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学校については、「函館・性と薬物を考える会」の協力により、各学校に医師や保健師、助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得と適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。

また、各学校へ思春期教材等を貸し出し、性に関する授業の実施の一助としています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、未成年者の「赤ちゃんを抱いた経験」、「子どもが好きですか」、「将来子どもが欲しいですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【赤ちゃんを抱いた経験】

《未成年者》

区分	人数	比率
よくある	28	13.7%
たまにある	101	49.5%
ない	70	34.3%
無回答	5	2.5%
全体	204	100.0%

【子どもが好きですか】

区分	人数	比率
好き	77	37.7%
まあ好き	66	32.4%
どちらともいえない	34	16.7%
あまり好きでない	14	6.9%
嫌い	9	4.4%
無回答	4	2.0%
全体	204	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【将来子どもが欲しいですか】

《未成年者》

区分	人数	比率
欲しい	178	87.3%
欲しくない	22	10.8%
無回答	4	1.9%
全体	204	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、赤ちゃんを抱いた経験がない子どもが3割を超えており、今後、より一層、生命の尊厳の尊重や健全な父性や母性をはぐくむ取組みが必要です。

【施策の方向】

思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる関係者等を対象に、講演会を開催します。

子どもたちに対しては、生命の尊さや人間尊重、性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を行っていきます。

学校においても、スクールカウンセラーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と体の健康づくりを支援する体制の整備を進めます。

《個別事業》

■ 思春期保健講演会 [子ども未来部母子保健課]

思春期の子どもを持つ保護者をはじめ、関係機関職員や思春期保健に関心のある一般市民等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法について、さまざまな思春期問題に取り組んでいる方を講師として招へいし、講演会を開催しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回

■ 思春期教室 [子ども未来部母子保健課]

思春期の子どもたちが、生命の尊さを認識し、人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、適切な行動をとることができるよう、出前健康教育を実施するほか、思春期教材の貸出しや情報提供などを行っています。

今後も「函館・性と薬物を考える会」の協力のもと、教育委員会や学校等との連携を一層強化し、思春期教室の拡充に努めます。

【開催回数等】

- ・ 出前健康教育 平成25年度：26回（19校）→ 平成31年度：30校
- ・ 思春期教材の貸出し 平成25年度：15回（10施設）

■ （仮称）高校生のための“未来設計図”講座 [子ども未来部母子保健課]

晩婚晩産化が進み、不妊治療を必要とする夫婦が増えている現状を踏まえ、進学・就職などを迎える高校生を対象に、出産や子育て等についても将来設計を考えられるよう、出産適齢期や、家庭を築くうえでの男女協力の意義なども含めた包括的な講座を実施するもので、計画期間内の事業化をめざします。

■ 思春期保健相談 [子ども未来部母子保健課]

思春期における身体的、精神的問題や性に関する不安や悩み等について、個々のケースに応じた相談を行っています。

【相談件数】 平成25年度：延べ24件

■ 思春期保健連絡会 [子ども未来部母子保健課]

思春期の子どもの心と身体の健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し、思春期保健事業の効果的な推進を図るため、関係機関・団体と情報交換や意見交換を実施しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回

■ 特定感染症検査等事業 [保健福祉部保健所保健予防課]

エイズやH I V感染の早期発見とまん延防止のため、H I V抗体検査を今後も継続実施するとともに、より受けやすい検査・相談体制の整備を図ります。

【H I V抗体検査数】 平成25年度：191件

■ エイズ対策促進事業 [保健福祉部保健所保健予防課]

青少年層や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し、エイズ等の性感染症に係る正しい知識の普及・啓発および予防教育を今後も継続していきます。

【開催回数】

- ・エイズ研修会 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
- ・健康教育 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回
- ・パネル展 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回

(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進

【現状と課題】

未成年者の喫煙・飲酒は成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに、成人後の喫煙、飲酒の習慣に結びつきやすく、また、喫煙は周囲の健康にも悪影響を及ぼすため、喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから、小学生を中心に講座を開催しています。

未成年者の喫煙・飲酒経験に関する調査結果は次のとおりとなっています。

【たばこを吸ったことはありますか】

《未成年者》

区 分	平成20年度		平成25年度	
	人数	比 率	人数	比 率
ある	24	10.2%	6	2.9%
ない	208	88.1%	195	95.6%
無回答	4	1.7%	3	1.5%
全体	236	100.0%	204	100.0%

【お酒を飲んだことがありますか】

《未成年者》

区 分	平成20年度		平成25年度	
	人数	比 率	人数	比 率
ある	76	32.2%	24	11.8%
ない	159	67.4%	177	86.8%
無回答	1	0.4%	3	1.5%
全体	236	100.0%	204	100.0%

資料：平成20年度：次世代育成支援に関するニーズ調査
平成25年度：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

この結果を見ると、喫煙・飲酒経験者は減少しているものの、依然として喫煙、飲酒の経験がある未成年者が相当数いることから、その防止対策が必要な状況にあります。

【施策の方向】

喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め、思春期の心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

《個別事業》

■ 未成年者飲酒防止対策事業 [保健福祉部健康増進課]

小学校を対象に、未成年者飲酒防止講座を実施し、未成年者の飲酒が及ぼす健康影響について普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【開催回数等】

- ・ 未成年者飲酒防止講座 平成 25 年度： 7 校 → 平成 31 年度： 16 校
- ・ 未成年者飲酒経験率 平成 25 年度： 11.8% → 平成 31 年度： 0.0%

■ 未成年者喫煙防止対策事業 [保健福祉部健康増進課]

小学生を中心に、小・中学生および高校生を対象とした未成年者喫煙防止講座を実施し、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【開催回数等】

- ・ 未成年者喫煙防止講座 平成 25 年度： 12 校 → 平成 31 年度： 16 校
- ・ 未成年者喫煙経験率 平成 25 年度： 2.9% → 平成 31 年度： 0.0%

■ 薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）

[保健福祉部保健所地域保健課]

北海道と連携し、薬物乱用防止指導員による青少年を対象とした「ヤング街頭キャンペーン」での街頭啓発をはじめ、中学校・高校等での啓発活動を行い、若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【開催回数】

- ・ 平成25年度：58回

(3) 心のケアと相談体制の充実

【現状と課題】

十代の自殺死亡者減少のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか、児童生徒の心のケアのため、学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実が必要です。

また、市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【自殺者数の推移】

(単位:人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
自殺者総数	91	84	77	72	71
うち10～14歳	1	0	0	0	0
うち15～19歳	1	0	1	2	2
計	2	0	1	2	2

(資料:平成25年度保健所事業概要、函館市の保健衛生)

平成20年からの5年間の自殺者の状況は、総数が減少しているなか、十代の自殺者数は毎年0～2人で推移しており、15歳から19歳の年代では横ばいとなっています。

十代の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけることへの支援や命の大切さの教育を充実する取り組みが必要です。あわせて、若年雇用を取り巻く社会状況の変化を踏まえた総合的な支援が求められています。

【施策の方向】

学校の教育活動を通じて、児童生徒が自分の命、他の人の命それぞれの尊さの理解を深めることができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。

また、教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、心の健康や自殺に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い児童生徒等に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などに関する研修の実施などを通じて、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組めます。

《個別事業》

■ 自殺予防対策事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

自殺の現状や自殺対策に関する情報の交換および共有を図り総合的に自殺対策を推進するため、保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関、警察関係機関等で構成される函館市自殺予防対策連絡会議、実務者会議を定期的に開催するほか、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発および人材養成等を今後も継続していきます。

【開催回数】

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ・ 函館市自殺予防連絡会議 | 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回 |
| ・ 函館市自殺予防実務者会議 | 平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回 |
| ・ 自殺予防講演会 | 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回 |
| ・ ゲートキーパー研修 | 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回 |
| ・ 大学等新入生へ自殺予防啓発クリアファイルの配布 | 平成25年度：年1回 → 平成27年度：年1回 |



3 「食育」の推進

「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性をはぐくみ、いきいきと暮らしていくことができるようにするための基本です。

子どもの頃から健全な食生活を実践することは、生涯にわたり健全な心身で過ごすことができることにつながることから、家族やまわりの大人の協力が必要です。

家族が揃って食事をするには、豊かな心がはぐくまれ、食事のマナーや食文化を体得し、栄養や健康の知識を得るばかりでなく、家族の健康状態を知り、食に関する感謝の気持ちをはぐくみ、食の大切さを学ぶ場として、重要な役割を果たすものと考えられます。

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

【現状と課題】

望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得できるよう様々な取組を実践することが必要です。

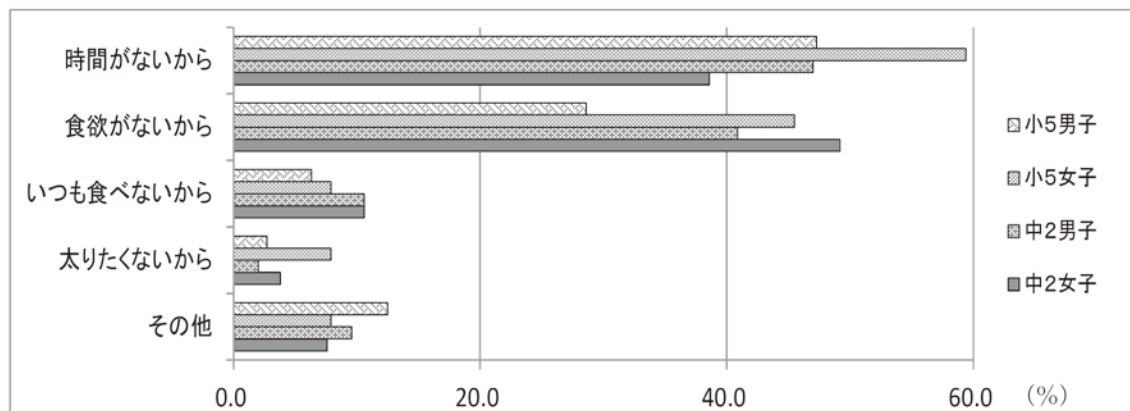
各種調査による子どもたちの食習慣は次のとおりとなっています。

【朝食を毎日食べる子どもの割合】

年齢・学年	割合
3歳児	89.0%
小学4年生	79.9%
中学1年生	72.0%

（資料：（3歳児）平成23年度「幼児を持つ親へのアンケート調査」
（小学4年生・中学1年生）平成24年度 函館市学習意識調査）

【小・中学生の朝食欠食の理由について】



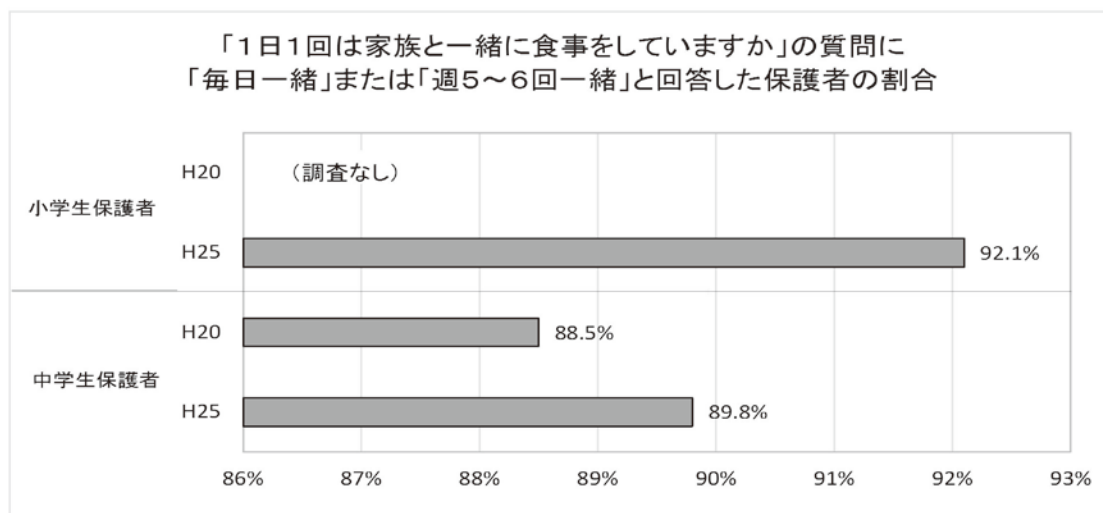
（資料：平成24年度食生活に関する調査報告書（函館市栄養教育研究会））

【朝食を「ほとんど食べない」と回答した割合】

《未成年者》

調査年度	割合
平成20年	5.5%
平成25年	11.3%

【小・中学生の共食について】



資料：平成20年度：次世代育成支援に関するニーズ調査
平成25年度：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

朝食は、脳の唯一のエネルギー源であるブドウ糖を供給し、脳と身体を目覚めさせ、全身のウォーミングアップになる大切な食事です。様々なことを学び、成長していく子どもに欠かせない朝食を欠食することにより、午前中のエネルギーの供給が不十分となり、集中力がなくなったり、精神的に不安定になったりします。

朝食を毎日食べる子どもの割合は、3歳で9割弱、小・中学生で7割から8割程度で、良好な状況とはいえません

また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、
「食欲がないから」で、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践ができていない状況がうかがえます。

また、ライフスタイルの多様化などにより、家族全員が揃って食事をとることが難しい現状ですが、家族で食卓を囲むことで、子どもの精神面の安定が得られ、食事のマナーをはじめ社会的態度を体得することができます。

中学生保護者からの回答では、平成20年度調査に比べ、一緒に食事をとる機会は増えていますが、より一層共食の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

市民一人一人が食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「はこだてげんきな子食育プラン」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進して行きます。

《個別事業》**■ 食育だよりの発行** [子ども未来部子ども企画課]

乳幼児を持つ保護者を対象に、食事が心身の発達に与える影響など、食事の重要性について周知・啓発を図るため、食育だよりを毎月作成し、保育所等に配布しており、今後も継続して行きます。

■ 離乳食教室 [保健福祉部健康増進課]

生後4～5か月の第一子を持つ親を対象とし、初めての離乳食づくりに不安を感じないようにするとともに、離乳食づくりから「食」の大切さを知ることを目的として実施しており、今後も事業の充実に努めて行きます。

【開催回数】 平成25年度：4回 → 6回

■ 3歳児健診時食育啓発事業 [保健福祉部健康増進課]

3歳児健診の待ち時間に、はこだてげんきな子食育プランを周知するとともに食育をテーマにした、エプロンシアターや絵本の読みきかせ等を実施することによって、保護者や3歳児に対し「早寝・早起き・朝ごはん」等の食育の啓発を行っており、今後も継続して行きます。

【開催回数】 平成25年度：1回／週 → 平成31年度：1回／週

■ 食育月間キャンペーン [保健福祉部健康増進課]

国の食育推進基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定め、国民運動として展開していることから、6月に食育月間キャンペーンとしてパネル展等を開催し、「はこだてげんきな子食育プラン」や「食事バランスガイド」を周知するなど、食育の啓発・推進を図ります。

【開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

■ 学校における食育の推進 [教育委員会学校教育部教育指導課]

幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育の取組みについて、各学校教職員に対する指導・助言を行うとともに、栄養教育研究会と連携し、食育の取組みについての普及・啓発を行っており、今後も継続して行きます。

4 周産期・小児医療等の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てるため、将来にわたって周産期・小児医療等を維持・確保していく取組みが非常に重要となっています。

とりわけ、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対し、良質かつ適切な医療支援の実施と、疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進に係る取組みを推進することが必要です。

また、子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受ける夫婦が多くなってきています。不妊治療のうち、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精，顕微授精）は，1回の治療費が高額であり，その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず，子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくないことから，その経済的負担の軽減が必要です。

(1) 周産期・小児医療の確保・充実

【現状と課題】

道南圏域では，本市に小児救急を行う医師，医療機関が集中しています。

小児救急医療に関しては，初期から三次までの体制が整備されており，新生児，未熟児医療に関しては，総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか，未熟児の養育のために，入院に要する費用の一部を給付しています。

近年，休日・夜間において比較的軽症の患者が，本来，重症患者に対応する二次救急医療機関を受診するケースが多く，勤務医の負担が増加しているほか，小児医療を行う医師・医療機関が減少傾向にあることから，救急医療体制も含めた小児医療の確保・充実が必要となっております。

子どもの疾病は短期間で重症化することがあり，後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは，子どもの将来にとって重要です。そのため，新生児，未熟児医療，小児救急医療をはじめとした小児医療の確保・充実のほか，休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

【施策の方向】

休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

《個別事業》

■ 小児救急電話相談事業（道事業）の普及・啓発

〔保健福祉部保健所地域保健課〕

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの電話相談に対し、助言を行う「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図っていきます。

■ 小児救急に関する情報提供 〔保健福祉部保健所地域保健課〕

子どもによくある症状に対する応急処置のポイントや、時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良いときのポイントなどの情報を冊子にまとめるほか、市のホームページに掲載するなど、情報提供を行っており、今後も継続していきます。

■ 小児救急医療体制の維持・支援 〔保健福祉部保健所地域保健課〕

初期から三次に至る小児救急医療の連携体制を維持していくため、今後も引き続き支援していきます。

■ 未熟児養育医療の給付 〔子ども未来部母子保健課〕

養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を給付しており、今後も継続していきます。

【給付人数】 平成25年度：31人

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

【現状と課題】

小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施していますが、今後、相談支援や社会参加に関する支援など総合的な支援の強化が必要です。

【施策の方向】

小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、関係機関との連携調整などを進めます。

《個別事業》

■ 小児慢性特定疾病医療の給付 [子ども未来部母子保健課]

18歳未満で発症した小児慢性特定疾病患者の医療に要する費用を患者家族の負担能力に応じて助成しており、今後も継続していきます。

【給付件数】 平成25年度：154人

■ 日常生活用具の給付 [子ども未来部母子保健課]

小児慢性特定疾病の対象となっている子どもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付しており、今後も継続していきます。

【給付件数】 平成25年度： 2件

■ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 [子ども未来部母子保健課]

慢性疾患を抱える子どもの自立や成長支援について、医療や教育、保健、患者・家族会等関係者による関係機関会議を開催し、地域の社会資源の活用を図るとともに必要な相談支援を行う事業で、今後も継続していきます。

【開催回数等】

- ・ 慢性疾病児童等地域支援協議会の開催 平成26年度：1回
- ・ 相談支援事業の実施 平成26年度：延10件

(3) 不妊に悩む方に対する支援の充実

【現状と課題】

市内における特定不妊治療指定医療機関は1カ所のみで、受診者の多くは札幌市をはじめ市外の医療機関での治療を余儀なくされています。また、平成28年度からは助成制度に年齢制限が導入されることとなっており、助成制度の周知徹底が必要です。

【施策の方向】

晩婚化の影響により、今後はさらに特定不妊治療を必要とする夫婦の増加も予想されることから、特定不妊治療費助成事業を継続していきます。

《個別事業》

■ 特定不妊治療費助成事業 [子ども未来部母子保健課]

指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っており、今後も継続していきます。

【助成件数】 平成25年度：延197件

第3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親の育成

次の時代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、やがては自立して家庭を築くことができるようはぐくむための取り組みが必要です。

家庭は男女が協力して築くものであること、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、関係機関、団体等が連携しつつ、効果的な取り組みを推進することが求められており、特に中学生、高校生等がその意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、保育所、幼稚園、児童館や乳幼児健診の場などを活用し、乳幼児とふれあう機会を広げることが必要です。

(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画推進事業として、情報誌、小・中学生を対象とした啓発誌の発行、男女共同参画の意識の高揚を図るための啓発パネル展を行っているほか、講演会やパネルディスカッションなどの形式による男女共同参画フォーラムに取り組んでいます。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、中学校生徒の「望ましいと思われる男女の役割分担」への回答は、次のとおりとなっています。

【望ましいと思われる男女の役割分担】

《中学校生徒》

区 分	主として男性		どちらかといえば男性		両方同じ程度		主として女性		どちらかといえば女性		その他		無回答		全 体	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①掃除	10	1.4	14	2.0	351	50.1	150	21.4	131	18.7	6	0.9	38	5.4	700	100.0
②洗濯	2	0.3	18	2.6	260	37.1	214	30.6	162	23.1	5	0.7	39	5.6	700	100.0
③食事のしたく	3	0.4	8	1.1	208	29.7	275	39.3	161	23.0	5	0.7	40	5.7	700	100.0
④食事の片付け	33	4.7	71	10.1	363	51.9	106	15.1	83	11.9	7	1.0	37	5.3	700	100.0
⑤家計管理	14	2.0	22	3.1	217	31.0	265	37.9	137	19.6	6	0.9	39	5.6	700	100.0
⑥買い物	8	1.1	15	2.1	382	54.6	158	22.6	95	13.6	3	0.4	39	5.6	700	100.0
⑦子育て全般	3	0.4	14	2.0	453	64.7	117	16.7	67	9.6	3	0.4	43	6.1	700	100.0
⑧親の介護	10	1.4	40	5.7	489	69.9	57	8.1	29	4.1	22	3.1	53	7.6	700	100.0
⑨近所づきあい	5	0.7	6	0.9	416	59.4	121	17.3	98	14.0	16	2.3	38	5.4	700	100.0

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画の意識づくりや機運を盛り上げる必要があります。

【施策の方向】

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のために、「思春期教室」をはじめとする各種事業の充実を図ります。

また、男女共同参画社会を推進するため、普及・啓発にかかる各種事業に取り組むとともに、函館市男女共同参画推進条例に基づき、関連施策を推進します。

《個別事業》

■ 男女共同参画推進事業 [市民部市民・男女共同参画課]

男女共同参画社会を推進するうえで必要な情報誌、啓発誌の発行や市内の女性団体等で構成する実行委員会形式によるはこだて男女共同参画フォーラムの開催などにより広報・啓発活動を行う事業で、今後も継続していきます。

【事業内容】

・ 情報誌の発行	平成25年度：年2回 → 平成31年度：年2回
・ 啓発誌の発行	平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
・ 啓発パネル展	平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
・ 事業所を対象とした勉強会	平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
・ フォーラムの開催	平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
・ 女性センター各種講座	平成25年度：全35講座

■ お父さんのための子育て講座 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 37頁)

■ 両親学級 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 76頁)

■ 思春期教室 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 80頁)

■ (仮称) 高校生のための“未来設計図”講座 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 80頁)

(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進

【現状と課題】

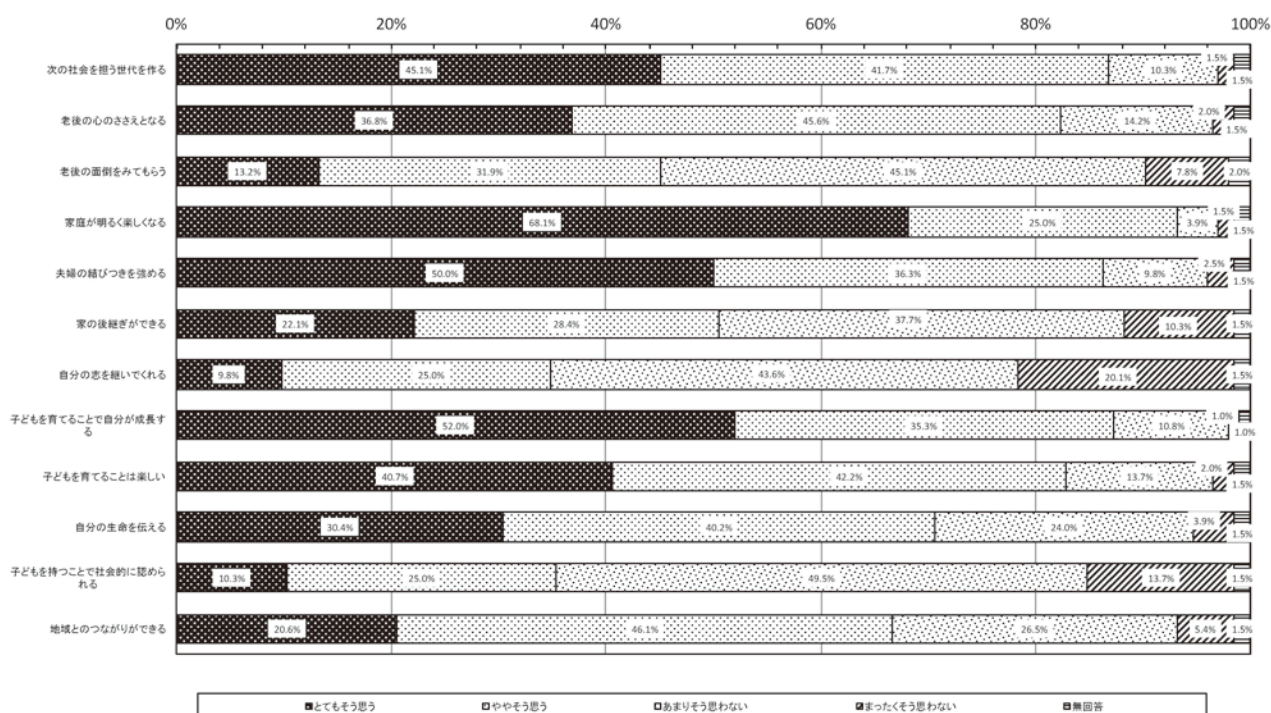
思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ、精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といわれています。

思春期の子どもたちが、生命の大切さや人権・人格の尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち行動できるように「思春期教室」を開催し、健康教育、中学生・高校生等の乳児の抱っこなどの体験学習のほか、思春期保健教材の貸出し等により、性の知識の普及に努めています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、未成年者の「子どもを持つことについての考え方」の回答は、次のとおりとなっています。

【子どもを持つことについての考え方】

《未成年者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

子どもたちは、インターネットやスマートフォンの普及などにより、氾濫する性などの情報のなかに置かれていることから、早い時期に性知識等を習得し、自分で情報を取捨選択する力を養うこと、さらには体験学習を通じて、母性・父性の涵養や生命の尊厳について学ぶことが必要となっています。

【施策の方向】

思春期の子どもたちの心身の健康を守るとともに、子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のため、保健所と学校の連携をより密にし、講師派遣や教材の貸出しなどに取り組むほか、保健・医療・福祉・教育等の関係者に、思春期に関する現状や対処方法等に係る情報を提供するなど、思春期保健の充実に努めていきます。

《個別事業》

- 思春期保健講演会 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 79頁)
- 思春期教室 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 80頁)
- (仮称) 高校生のための“未来設計図”講座 [子ども未来部母子保健課]
(再掲, 80頁)



2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備

今日、子どもたちは、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化や子どもに係わる人々の意識の変化、価値観の多様化、核家族化などによる生活様式の変化等により大きな影響を受け、とりわけ、日常生活においては、物質的にも恵まれ、インターネットやスマートフォンなどの普及により、あふれるばかりの情報のなかに置かれています。

このようななかで、次代を担う子どもたちが、自らの個性を存分に発揮し、主体的に生きていくことができる資質や能力を身に付けることが重要となっています。

そのためには、子ども一人ひとりに、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな人間性、さらには、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を育成することが強く求められています。

また、各学校においては、教育環境等の整備として、家庭や地域との連携により、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進するとともに、幼児教育においても、「生きる力」の基礎を培う取組みの充実が求められています。

(1) 確かな学力の向上

【現状と課題】

子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、市立小学校4年生児童および中学校1年生生徒を対象とした標準学力検査や、小学校6年生児童および中学校3年生生徒を対象とした全国学力・学習状況調査により、学習状況を把握し、学習指導上の課題を明確にするとともに、子どもの学習意欲を高める指導方法等の改善を図ることが必要です。

【施策の方向】

子どもに確かな学力を身に付けさせるため、学習状況を的確に把握し、学習指導の充実に努めます。

《個別事業》

■ 教育用コンピュータ整備事業 [教育委員会学校教育部学務課]

コンピュータの操作をととして、その役割や機能について理解させ、情報を適切に活用する基礎的な能力を養うため、市立小・中学校にコンピュータ機器の整備およびインターネットの整備を実施しており、今後も継続していきます。

【整備校の割合】

- ・ 小学校 平成25年度：100%（46校） → 平成31年度：100%
- ・ 中学校 平成25年度：100%（28校） → 平成31年度：100%

■ 学力向上推進事業 [教育委員会学校教育部教育指導課、学務課]

市立の小・中学校において標準学力検査を実施し、検査の結果集約、データの分析・考察、学習に係わる児童の意識調査の実施・分析、学習指導の工夫・改善に係わる実践上の課題等についての検討を行っており、今後も継続していきます。

また、学力向上のためには、家庭における学習や生活習慣づくりが非常に大切だという考えのもと、啓発用のポスターやチラシの配布、さらには地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などをととして、放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し、児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図っており、今後も継続していきます。

【標準学力検査実施校の割合】

- ・ 小学校 平成25年度：100%（46校） → 平成31年度：100%
- ・ 中学校 平成25年度：100%（28校） → 平成31年度：100%

【アフタースクール実施校】

- ・ 平成26年度：7校

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】

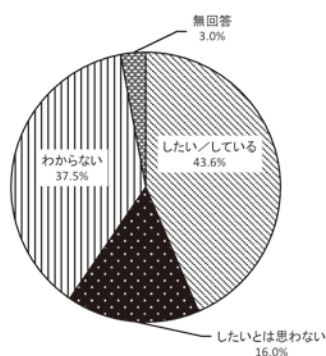
各学校においては、新しい学習指導要領に基づき子ども一人ひとりの豊かな心の育成をめざし、地域の特性を生かした全体計画や道徳の時間の年間指導計画の見直しを図るとともに、ボランティアなどの様々な体験活動を生かした道徳教育の工夫や学校での道徳教育の充実を図る学校教育指導を行っています。また、子どもが安心して活動できる放課後の居場所として、小学校の余裕教室等を提供し、地域住民や保護者、学生などの参画を得ながら、遊びや交流活動をととして子どもたちの健全育成を図る「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいます。

さらに、いじめや不登校に対応して、南北海道教育センターの指導主事やいじめ等巡回相談員による教育相談を実施するとともに、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として子ども未来部内に「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

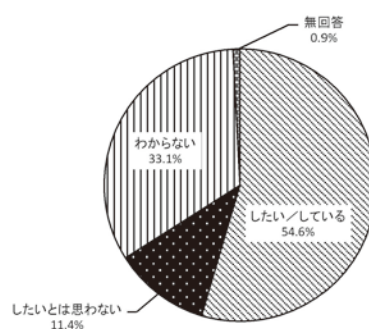
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童、中学校生徒の「ボランティアについてどう思いますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【ボランティアについてどう思いますか】

《小学校児童》



《中学校生徒》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、ボランティアを「したい／している」と回答した中学校生徒は半数を超えており、一方「したいとは思わない」生徒は約1割となっており、ボランティア活動に積極的な生徒が多いと言えます。

また、小学校児童は「したい／している」と回答した児童は一定程度いますが、ボランティアには消極的な傾向が見られます。

このようなことから、地域や社会に貢献するといったボランティア精神はもとより、豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する取り組みが必要です。

また、いじめ、非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化のほか、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりなども必要です。

【施策の方向】

今後も道德教育の充実のために、学校教育指導の充実を図り、関係教育団体との連携を強化していくとともに、他者への思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさを家庭や同じ地域で暮らす多くの人たちとのふれあいのなかではぐくむ「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

また、子どもや保護者の不登校やいじめに係わる悩みや不安に対応するため、「南北海道教育センターの指導主事やいじめ等巡回相談員による教育相談」および「子どもなんでも相談110番」の活用を推進します。

《個別事業》

- 放課後子ども教室推進事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 42頁)

- 子どもなんでも相談110番 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 45頁)

- 道德教育の充実 [教育委員会学校教育部教育指導課]

豊かな心の育成をめざすため、学校教育指導を通じて各学校に指導を行うとともに、道德教育に係る学校教育指導資料の作成、函館市道德教育研究会との連携のもとでの公開研究会等における助言等を行っていきます。

- 南北海道教育センターにおける教育相談

[教育委員会学校教育部南北海道教育センター]

幼児、児童・生徒の教育上の諸問題の解決を図るため、本人、保護者、学校教育関係者の申し出により、適応、進路および適性に関する相談を実施しており、今後も適切な対応に努めていきます。

- いじめ等巡回相談員配置事業

[教育委員会学校教育部学務課, 教育指導課] (再掲, 69頁)

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】

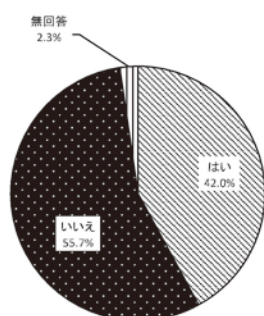
近年、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等現代的課題が指摘されています。

このため、子どもへのスポーツの普及や体力の向上を図るため、スポーツ少年団への助成を行っているほか、スポーツ・レクリエーションの普及・拡大に向けて、指導者を育成するため、スポーツ・レクリエーション指導者育成事業に取り組んでいます。

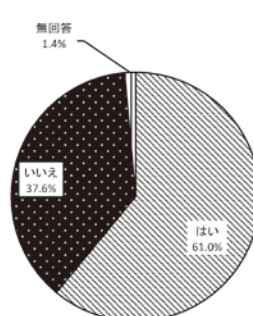
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童、中学校生徒の「スポーツ活動をしていますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【スポーツ活動をしていますか】

《小学校児童》



《中学校生徒》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、スポーツ活動を行っていない子どもが多く見られ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成することが必要となっており、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善などを進め、スポーツ環境の充実を図ることが求められています。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要です。

【施策の方向】

引き続き、子どもの心身の健康の保持増進と適切な生活習慣を身に付けさせるために各種事業の充実を図ります。

《個別事業》

■ スポーツ少年団への助成 [教育委員会生涯学習部スポーツ振興課]

青少年へのスポーツの普及、体力の向上、さらには青少年の健全育成のため、少年野球等11種目の競技交流事業をはじめ、ジュニアリーダー研修、育成母集団研修、体力テスト等の事業を実施している函館市スポーツ少年団に対し、運営費用の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【加盟団体】 平成25年度：70団体

■ スポーツ・レクリエーション指導者育成事業

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課]

より高い指導力や高度な専門知識を有したスポーツ・レクリエーションの指導者を育成することは、優れた競技者の育成につながり、地域のスポーツの振興・発展に寄与するとともに、子どもたちの心身の健康増進も図られることから、スポーツ・レクリエーションの資格取得に要する経費の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【養成対象人員】 平成25年度：4名／年

(4) 信頼される学校づくりの推進

【現状と課題】

保護者や地域住民の意向を把握し、反映させながら、開かれた学校運営を推進するため、市立の幼稚園や小・中・高等学校のすべてで「学校評議員制度」を実施しているほか、各種研修等の実施により教員の資質向上に努めています。

さらに、市立の小・中学校では、子どもたちの豊かな成長を図るため、子どもの実態を踏まえ、地域人材や地域資源を積極的に活用した「学習活動推進事業」を実施しているほか、子どもに安全で豊かな学習環境を提供するため、「学校施設の耐震化」等にも取り組んでいます。

今後も地域、家庭、学校の緊密な連携のもと、地域に根ざした信頼される学校づくりにより、児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

学校評議員制度を継続するなかで、特色ある学校運営に努めるとともに、学校施設の適切な整備を図るなど、信頼される学校づくりを推進します。

《個別事業》

■ 学校施設（小・中）の耐震化 [教育委員会生涯学習部施設課]

耐震性のない建物について地震補強等の工事を実施し、耐震化の推進に努めます。

【実施校数】 平成25年度：4校 → 平成31年度：34校

■ 統合に伴う整備 [教育委員会生涯学習部施設課]

学校統合に伴って必要となる施設整備を実施し学習環境の向上に努めます。

【実施校数】 平成25年度：0校 → 平成31年度：2校

■ 学校評議員制度 [教育委員会学校教育部学務課]

学校長が、保護者や地域住民など学校外の有識者から、学校経営に関して幅広く意見を聞くとともに、必要に応じて、助言を求める制度であり、今後も市立の全校（園）で継続していきます。

【設置校数】 平成25年度：100%（77校（園）） → 平成31年度：100%

■ 学習活動推進事業 [教育委員会学校教育部学務課]

市立の小・中学校において、外部講師として地域人材を活用したり、校外において地域の歴史や産業などに直接触れて体験することにより、学習に対する興味関心を喚起し、学力向上に資するために、平成23年度から実施しており、今後も継続していきます。

(5) 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼稚園や保育所、認定こども園から小学校へ円滑に移行できるよう、子どもの保育等に関する記録を小学校へ引き継いでいます。

なかでも、幼稚園においては、小学校との連絡協議会を設置し、幼稚園連携体制の整備を図っているほか、私立幼稚園の教育活動や教育環境の充実のために私学助成を実施しています。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園や保育所、認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要です。

また、幼児期は、自我が芽生え、他者の存在を意識して、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる人間形成の過程で重要な時期であるため、幼児期の特性を考慮し、発達段階に応じた教育が必要です。

【施策の方向】

今後も幼児教育の充実のために、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の連携を密にしながら、私立幼稚園に対する支援および保育の質の向上、さらには、幼児教育に携わる職員の資質向上に努めます。

また、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携についても体制の強化を図ります。

《個別事業》

■ 私立学校運営費補助金 [子ども未来部子ども企画課]

私立学校の教育条件の維持向上、父母負担の軽減と私立学校の経営の健全性を高めるため、幼稚園から大学までの私立学校を設置する学校法人に対して補助金を交付しており、今後も継続していきます。

■ 保育の質の向上 [子ども未来部子ども企画課]（再掲，52頁）

■ 学校（園）教育指導の充実 [教育委員会学校教育部教育指導課]

市立幼稚園が取り組んでいる子育てに係わるセミナーおよび函館市幼児教育研究会による幼稚園・小学校連絡協議会において、幼児教育の研究協議を行うとともに、幼稚園・小学校の連携を図っており、今後も継続していきます。

3 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、互いに連携しながら、地域社会全体で子どもを育てるとの観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を図っていく必要があります。

(1) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

【現状と課題】

乳幼児健診など多くの保護者が集まる機会を活用し、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っているほか、子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できるように地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）などに取り組んでいます。

家庭での教育力は教育の原点となるものですが、都市化、核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることから、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組みを関係機関が連携して行うことが必要です。

【施策の方向】

家庭の教育力の向上のために、「家庭教育支援事業」をはじめとする関連事業の充実に努めます。

《個別事業》

- 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）
[子ども未来部子ども企画課]（再掲，34頁）
- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課]（再掲，72頁）
- 家庭教育支援事業（家庭教育セミナー）[教育委員会生涯学習部生涯学習文化課]
保護者や教職員、地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し、家庭教育に関する学習機会を提供しており、今後も継続していきます。
【開催回数】 平成25年度：12回 → 平成31年度：24回
- 3歳児健診時食育啓発事業 [保健福祉部健康増進課]（再掲，87頁）

(2) 地域の教育力の向上

【現状と課題】

都市化や地域コミュニティの希薄化などにより、地域社会のなかで世代間交流やボランティア等を体験する機会が減少しているうえ、子ども会やスポーツ少年団の指導者の確保も難しい状況となっています。

このようななか、地域住民や関係機関などの協力を得ながら、子どもに対する多様な体験活動の機会の提供や世代間交流を図るため、放課後子ども教室を推進しているほか、学校施設の地域への開放、総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツ・レクリエーション指導者の育成などに努めています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、ボランティアをしたいと回答した小学校児童・中学校生徒のうち、「どんなボランティアをしたいか」に対する回答は、次のとおりとなっています。

【どんなボランティアをしたいか】



(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、ボランティアとして、ごみひろいや小さな子どもの遊び相手や世話をしたいという子どもが多くなっていますが、ボランティアに消極的な子どもも多く見られることから、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断、行動し、問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を地域社会全体ではぐくむ力を向上させることが必要です。

【施策の方向】

地域の教育力の向上のため、地域資源を活用し、関連事業の充実に努めます。

《個別事業》

■ 青少年健全育成団体への支援 [子ども未来部次世代育成課]

地域で子どもたちの健全育成を図る役割を担っている団体に補助金を交付するなどの支援を行っており、今後も継続していきます。

【対象団体】 平成25年度：3団体 → 平成31年度：3団体

■ 放課後子ども教室推進事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 42頁)

■ 子どものための就業体験事業「はこだてキッズタウン」の開催

[子ども未来部次世代育成課] (再掲, 63頁)

■ スポーツ少年団への助成

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課] (再掲, 100頁)

■ 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課]

地域に根付いた生涯スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブに対して、その活動に要する費用の一部を補助する制度を設けて支援を行っており、今後も継続していきます。

■ 学校開放事業（文化開放） [教育委員会生涯学習部生涯学習文化課]

(再掲, 65頁)

■ 学校開放事業（校庭開放, 遊泳開放）

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課] (再掲, 65頁)

■ スポーツ・レクリエーション指導者育成事業

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課] (再掲, 100頁)

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報は、子どもに悪影響を及ぼすものであることから、そのような内容の雑誌等を販売している一般書店やコンビニエンスストアなどの関係業界に対して、自主的措置を講じるよう働きかけるとともに、テレビ、インターネット、携帯電話やスマートフォン等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめなどについての対策を講じることが必要です。

(1) 関係業界への自主的措置の促進

【現状と課題】

青少年を取り巻く環境浄化活動として、有害図書等の取扱いや陳列方法等について、書店やレンタルビデオ店への立入調査の実施をはじめ、図書自動販売機の設置状況、携帯電話・スマートフォン等での有害情報の閲覧を防止するフィルタリングソフトの活用状況およびインターネットカフェやカラオケボックス店への深夜入場状況等について立入調査を行い、店主等へ指導や協力要請を行っています。

情報の氾濫や出会い系サイトなどにより、青少年が性犯罪などに巻き込まれる事件が増加してきていることから、社会環境浄化活動を強化する必要があります。

【施策の方向】

青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、健全育成を図るため、立入調査の対象を増やすなど、活動の強化に努めていきます。

《個別事業》

■ 有害図書等販売状況一斉立入調査

[子ども未来部次世代育成課]（再掲，69頁）

(2) 情報モラル教育の推進

【現状と課題】

情報社会において適切な判断と、それに基づく活動を行うことができるよう、必要な情報モラルの普及をめざし、小・中学校では児童・生徒の利用実態に応じた指導を行うとともに、保護者等への周知・啓発を行っています。

携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上のいじめや有害情報から子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等に努める必要があります。

また、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に触れないよう、学校、家庭および地域における情報モラル教育を推進することが必要です。

【施策の方向】

情報モラルを身に付けるための指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

■ 情報モラル教育の推進 【教育委員会学校教育部教育指導課】

情報活用場面における自他の権利や責任、ネットワーク上のルールやマナーなど、情報社会で適正な活動を行うために必要な情報モラルを児童・生徒に身に付けさせ、各学校の指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

(3) 情報リテラシーの向上

【現状と課題】

情報通信技術が急速に発達し、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、高機能化してきたインターネットの利用が進むなか、インターネット上での誹謗中傷やいじめのほか、個人情報の流出、さらには犯罪に子どもたちが巻き込まれ、生命の安全が脅かされる事例などが発生しています。

このため、日々進化するこれらICT時代の負の側面から情報弱者である子どもたちを守り、自ら身を守るための適切な情報提供を行うことが必要です。

【施策の方向】

子どもを危険から守るため、有害情報や学校非公式サイト等の検索および監視を行うとともに、児童・生徒や保護者および学校関係者を対象にした研修講座を行います。

■ 情報リテラシー向上事業 [教育委員会学校教育部教育指導課]

情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、インターネットにおける市立小・中・高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに、学校への様々な情報ツールに関する情報提供や児童・生徒や保護者および学校関係者に対する研修講座などを行うことにより、情報リテラシーの向上を図ります。



第4 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

子育てをしている世帯が、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅への居住を支援するなどの取組みが必要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、中学校生徒保護者、成年者の「子育てに適した地区」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに適した地区】

区 分	中学生生徒保護者		成 年 者	
	人数	比率	人数	比率
歴史的景観地区などの西部地区	67	9.3%	22	8.6%
駅周辺などの中心市街地区	10	1.4%	6	2.4%
五稜郭公園付近などの中央部地区	209	29.1%	71	27.7%
産業道路周辺の市街地	123	17.2%	50	19.5%
上記以外の市内の地域	108	15.1%	29	11.3%
函館市以外	104	14.5%	56	21.9%
無回答	96	13.4%	22	8.6%
全体	717	100.0%	304	100.0%

（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、「子育てに適した地区」として、「中学生生徒保護者」、「成年者」それぞれの29.1%、27.7%が「五稜郭公園付近などの中央部地区」としていることから、中心市街地をはじめとする生活拠点およびその周辺での居住ニーズに対応した街なか居住を進めていく必要があります。

(1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援

【現状と課題】

旧市街地では、高地価などが要因となって、子育てに適した広さの住宅が負担能力に見合った家賃となっていないことなどから、若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外への流出を招いています。

このため、日常生活において利便性の高い西部地区や中央部地区の中心市街地などに立地する子育て世帯に適した賃貸住宅への入居に対する支援が求められています。

【施策の方向】

西部地区および中心市街地の定住人口の確保と活性化を促進するため、子育て世帯の賃貸住宅への入居を支援していきます。

《個別事業》

■ ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業 [都市建設部住宅課]

西部地区および中心市街地における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、西部地区（20町）および中心市街地活性化基本計画区域を包含する区域（9町）の民間賃貸住宅に入居する中学校卒業前の児童と同居する世帯に、家賃の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【補助件数】 平成25年度：新規15件

■ 市営住宅への優先入居の導入の検討 [都市建設部住宅課]

市営住宅においては、子育て世帯を含む多人数世帯の入居機会を拡大するため、現在供給されている住戸で3LDKや4LDKの住宅型式で、床面積が64㎡以上の住宅について、3人以上の世帯に限り応募できる「優先入居」を平成21年6月から導入しています。

今後は、未就学児のいる子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居について検討します。

2 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安全に安心して通行することができる道路交通環境を整備することが必要です。

(1) 安全な道路交通環境の整備推進

【現状と課題】

従前より、幼稚園、保育所、小学校の周辺にスクールゾーンを設けたり、児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し、警戒標識の設置を行っているほか、平成26年5月には、市や警察、保護者、町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」を設立するなど、交通事故防止対策に取り組んでいます。

また、バリアフリー新法により、すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

【施策の方向】

安全な道路交通環境の整備のために、道路等のバリアフリー化を推進するほか、スクールゾーンや幼児ゾーンの設定や通学路の安全対策を、引き続き行っていきます。

《個別事業》

■ スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置 [市民部交通安全課]

幼児、児童の交通事故防止を目的に、幼稚園、保育所、小学校の半径500メートルをスクールゾーンとして、また、児童館および児童・幼児公園の半径100メートルを幼児ゾーンとして設定して、警戒標識を設置し、運転者の注意を喚起しており、引き続き、必要な地域の把握に努めるとともに、計画的な設置を推進していきます。

【設置数】 平成25年度：5本 → 平成31年度：5本

【スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況】

(単位:箇所)

区 分	スクールゾーン				幼児ゾーン			合 計
	小学校	幼稚園	保育所	小 計	公 園	児童館等	小 計	
施設設置数	43	21	28	92	74	26	100	192
設置箇所数	233	28	37	298	104	43	147	445

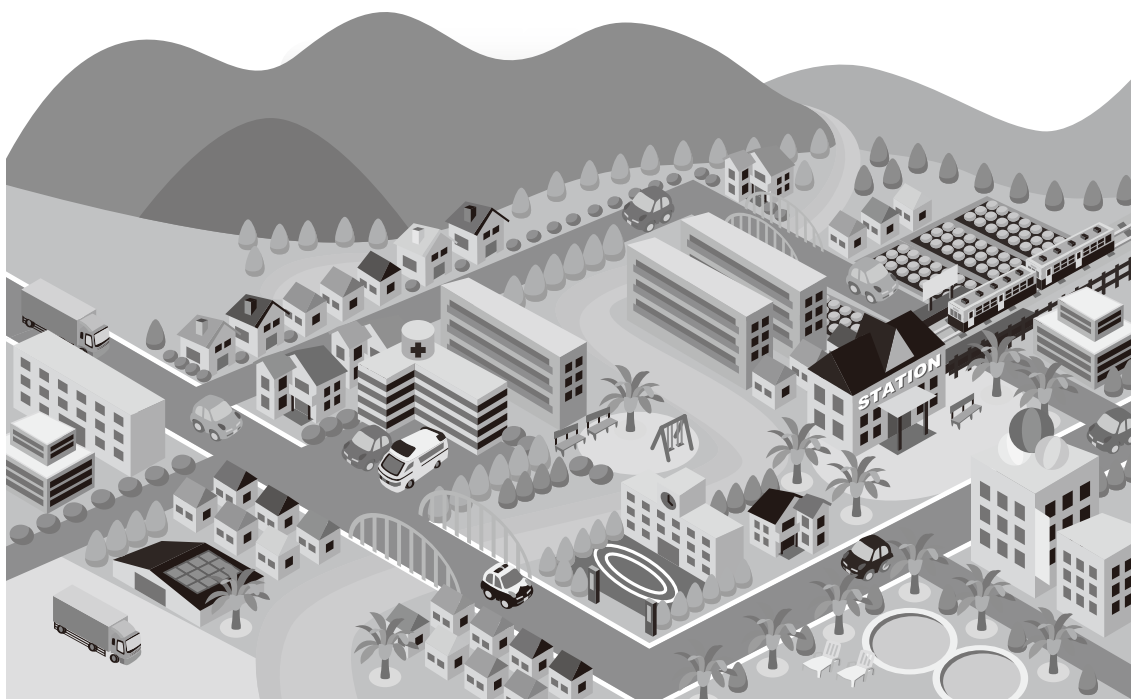
(資料：市民部交通安全課 平成26年4月現在)

■ 道路のバリアフリー化整備 [土木部道路建設課]

歩行者において主要な路線における歩道の縦断こう配，段差の解消，視覚障がい者誘導用ブロックの設置などによりバリアフリー化を進めていきます。

■ 通学路の安全対策 [教育委員会学校教育部保健給食課]

市や警察，道路管理者，学校関係者，保護者，町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」において，関係機関との連携を図りながら，通学路の点検を行い，歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全教育などのソフト対策を含めて，通学路の安全対策に継続して取り組んでいきます。



3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、町会、関係民間団体などの相互の連携体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

(1) 交通安全教育の推進

【現状と課題】

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、交通遊具、ゴーカート、自転車等を配備し、楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか、交通安全パネル展を開催し、交通安全意識の向上に努めています。

また、市内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、交通事故撲滅に向けて、引き続き、交通安全対策を推進していく必要があります。

【施策の方向】

交通安全教育指針に基づき段階的、体系的な交通安全教育に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化していきます。

《個別事業》

■ 交通安全教室の開催 [市民部交通安全課]

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施しており、今後も継続していきます。また、併せて交通指導員の研修の機会を増やし、指導力の向上に努めます。

【教室開催回数】 平成25年度：616回 → 平成31年度：620回

■ 梁川交通公園の設置運営 [市民部交通安全課]

交通遊具をはじめとして、動力式ゴーカート、自転車等を配備し、市内の幼児・小学校児童等が、楽しみながら交通ルールを学んでおり、今後も継続していきます。

■ 交通安全パネル展の開催 [市民部交通安全課]

交通安全パネル展を開催し、事故事例の説明や事故防止対策用品を紹介するなど、交通安全意識の一層の向上を図るとともに、シートベルトやチャイルドシート装着の重要性を周知しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

【現状と課題】

これまでも、交通安全教室やパネル展を開催し、交通安全の意識向上に努めてきたところですが、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止し、チャイルドシートの適切な装着の徹底を図るため、その使用方法や使用効果について、さらに普及・啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向】

チャイルドシート装着の重要性や正しい使用方法等の周知を図るため、保護者を対象とした交通安全教室の拡充に努めていきます。

《個別事業》

■ チャイルドシート安全利用の普及活動 [市民部交通安全課]

保護者を対象とした交通安全教室の開催により、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止します。

【開催回数】 平成25年度：9回 → 平成31年度：15回

■ 交通安全パネル展の開催 [市民部交通安全課] (再掲, 113頁)



4 安心して外出できる環境の整備

妊婦や子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安心して外出できるような環境整備はもとより、公共的施設のバリアフリー化、子育て家庭にやさしいトイレ等の整備などの状況についての情報提供等が求められています。

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいますが、利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。

また、すべての人が公共的施設を安心して円滑に利用するためには、施設整備の面だけではなく、相手の気持ちになって考え、お互いに支え合う、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

【施策の方向】

函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組んでいきます。

《個別事業》

■ 函館市福祉のまちづくり条例の推進 [保健福祉部地域福祉課]

「函館市福祉のまちづくり推進委員会」を開催し、各種施策について調査研究を行うとともに、病院、百貨店、ホテル、飲食店など多数の人が利用する公共的施設について、バリアフリー化に係わる整備基準の周知・普及のほか、人を思いやる心などの意識の啓発を図るため、「心のバリアフリー」化に向けた取組みとしてパネル展の開催、出前講座、広報誌などによる啓発活動を推進していきます。

【委員会開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

【パネル展開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

■ 福祉のまちづくり施設整備費補助金 [保健福祉部地域福祉課]

既存の公共的施設について、整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており、より多くの人に利用してもらうため、今後も一層のPRに努めていきます。

■ 道路のバリアフリー化整備 [土木部道路建設課] (再掲, 112頁)

(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

【現状と課題】

妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報(「子育てバリアフリー情報」)の提供が求められており、現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。

【施策の方向】

授乳やおむつ替えができる設備のほか、子育てサロンや児童館、民間施設内の子どもの遊び場など、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について、現状を把握し、情報提供に努めていきます。

《個別事業》

■ 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 57頁)



5 安全・安心なまちづくりの推進

全国的に子どもたちが犯罪等に巻き込まれる事件が起きており、市内においても児童・生徒が見知らぬ人から声をかけられるなどの事例もあることから、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、特に、道路や公園等においては、犯罪等の防止に配慮した整備が必要です。

また、住民の自主防犯活動を促進し、子どもを犯罪等の被害から守るため、町会や警察、学校など、地域を取り巻く関係機関による情報交換をはじめ、連携体制の整備が必要です。

(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

【現状と課題】

夜間の交通安全を目的として、市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか、町会等が設置する街路灯については、犯罪防止などの観点から、その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが、設備の老朽化等により維持管理費は増加傾向にあります。

【施策の方向】

市道上における交通安全のため、今後も街路灯の整備を進めるとともに、通学路等における犯罪防止等のため、町会等への設置補助や電灯料補助を継続していきます。

《個別事業》

■ 街路灯設置費補助事業 [市民部市民・男女共同参画課]

町会等が街路灯の新設、取替えをする際、費用の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【新設・取替数】 平成25年度：1,490灯 → 平成31年度：2,000灯

■ 街路灯電灯料補助事業 [市民部市民・男女共同参画課]

町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【補助灯数】 平成25年度：23,146灯

■ 街路灯の整備 [土木部維持課]

交通量の多い市道交差点において、街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所に既存電柱等を活用して街路灯を設置しており、今後も継続していきます。

【新規設置数】 平成25年度：9基 → 平成31年度：8基

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

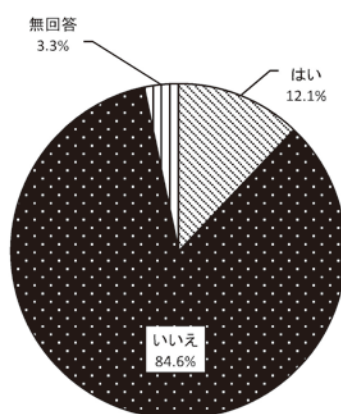
地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し、犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。

また、子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所を確保し、逃げ込む場所を明らかにする少年・少女セーブサポート運動に取り組んでいます。

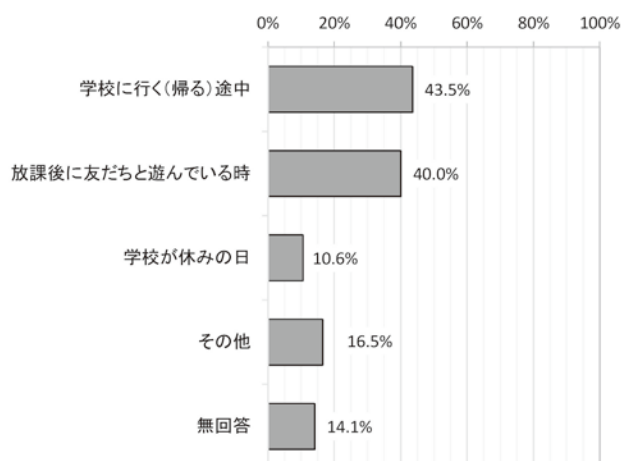
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学校生徒の「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」、「その時の状況」、「その時の行動」は、次のとおりとなっております。

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

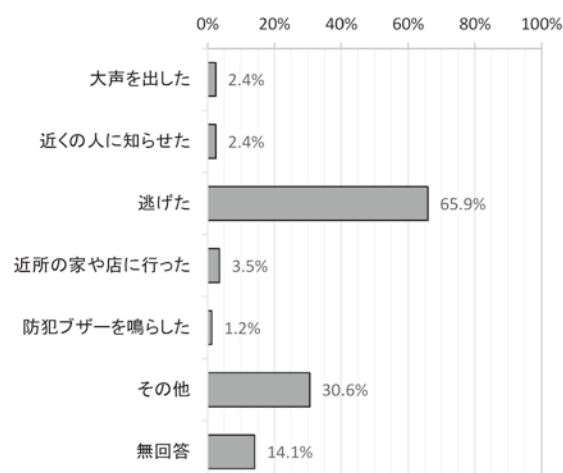
《小学校児童》



【その時の状況(複数回答)】



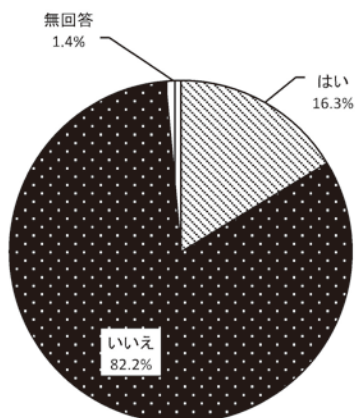
【その時の行動(複数回答)】



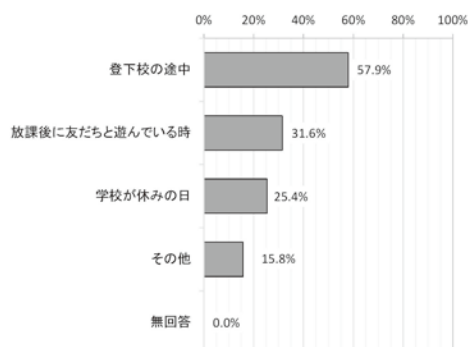
(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

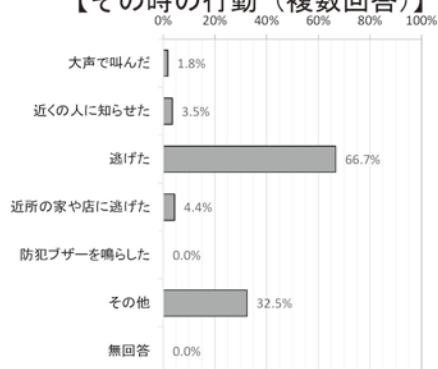
《中学校生徒》



【その時の状況（複数回答）】



【その時の行動（複数回答）】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」では、以前に比べて減少しているものの、小学生児童は12.1%，中学生生徒は16.3%にも及んでいることから、子どもを犯罪等から守るため、地域住民による見回りなどの自主的な防犯活動を促進することが必要になっています。

【施策の方向】

防犯協会や町会との連携を強化するとともに、少年・少女セーブサポート運動の取組みを拡大していきます。

《個別事業》

■ 防犯協会補助事業 [市民部くらし安心課]

各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会、函館西防犯協会に補助金を交付しており、引き続き、活動を支援していきます。

■ 地域安全安心促進交付金助成事業 [市民部市民・男女共同参画課]

青色回転灯装備車を使用して防犯パトロールを実施している町会に対し、経費の一部を助成しており、今後も継続していきます。

【補助台数】 平成25年度：72台 → 平成31年度：90台

■ 少年・少女セーブサポート運動 [教育委員会学校教育部教育指導課]

子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してステッカーを貼り、逃げ込むことができる場所を周知するとともに、地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図っていきます。



第5 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和の実現については、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ、国民が積極的に取り組むことや国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

市としては、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、地域の実情に応じた取組みをさらに進めていく必要があります。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

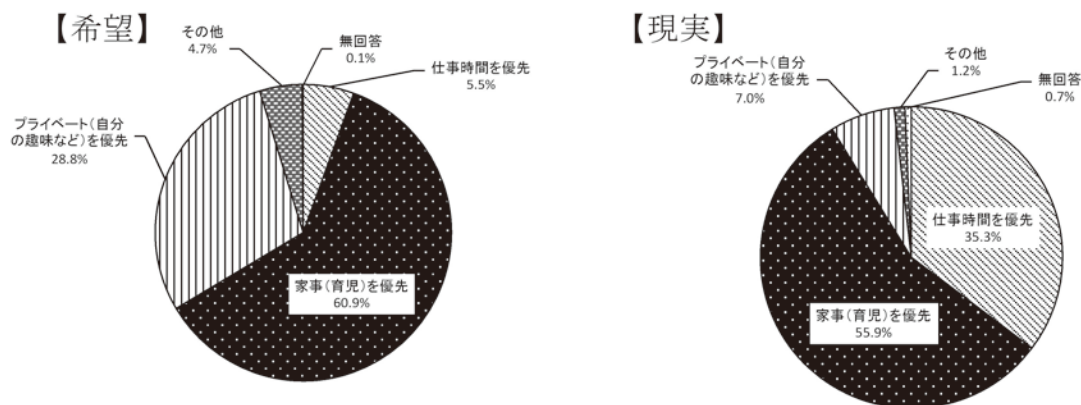
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに取り組むものであることから、男女が協力して子育てできるように、依然として社会に残っている職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を是正していく必要があります。

このようななか、市では、男女がお互いの人権を尊重し、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる領域で、その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすため、函館市男女共同参画推進条例を制定し、「男女共同参画推進事業」や「子育て女性等の就職支援」などを実施しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童・小学校児童・中学校生徒の保護者の「仕事時間」、「家事(育児)時間」、「プライベート」の優先度の希望と現実の回答は、次のとおりとなっています。

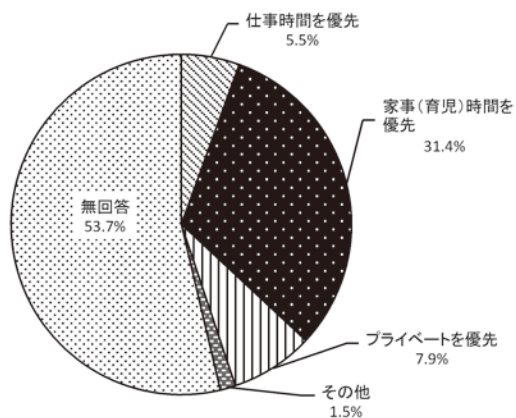
【「仕事時間」「家事(育児)時間」「プライベート」の優先度の希望と現実】

《就学前児童保護者》

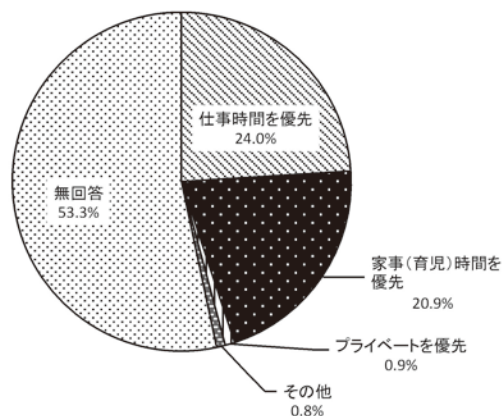


《小学生児童保護者》

【希望】

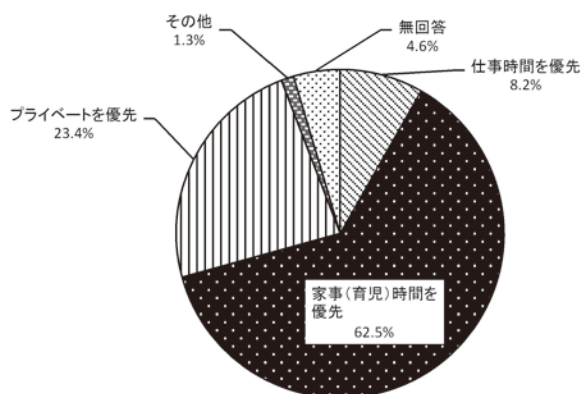


【現実】

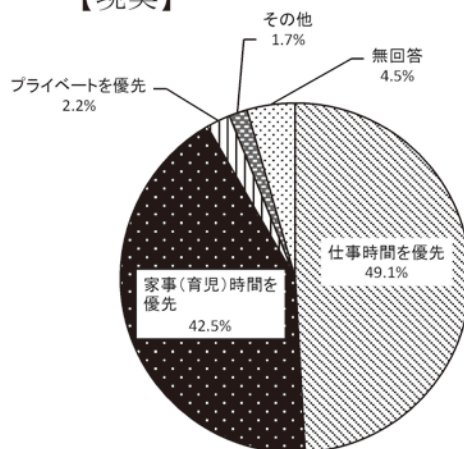


《中学生生徒保護者》

【希望】



【現実】



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、就学前児童・小学校児童・中学校生徒の保護者いずれも、希望は、「家事(育児)時間を優先」や「プライベートを優先」の回答が大部分を占めていますが、現実としては、「仕事時間を優先」の回答が多く、大きなギャップを生じていることが分かります。

厳しい現状にはありますが、希望の実現のためには、さらなる取組みの充実が必要です。

【施策の方向】

「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり、これらの実現が、やがては、子どもを生み育てやすい環境づくりにもつながっていきます。

このため、市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組みをさらに進めていきます。

《個別事業》

■ 男女共同参画推進事業 [市民部市民・男女共同参画課] (再掲, 92頁)

■ 「仕事と子育て」両立推進フォーラム [子ども未来部子ども企画課]

「仕事と生活の調和の実現」は、子どもを生み育てやすい環境づくりにつながることから、その実現に向けて、市民や企業をはじめ、地域社会全体で取り組むための意識啓発を図るとともに、行動喚起を促すことを目的とした講演会等を行う事業で、親子または子どもたちを対象とした、参加・体験型の取組みと併せて、事業化をめざします。

■ ちびっこあそびの広場 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 55頁)

■ お父さんのための子育て講座 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 37頁)

■ 子育て女性等の就職支援 [経済部労働課]

ハローワーク函館マザーズコーナーについて、市広報誌、ホームページ等により周知を図るとともに、子育て女性等の就職支援協議会において、関係機関との情報・意見交換を行うなど、就職支援の取組みを進めます。

【新規求職者数】 平成25年度：673人

【就職件数】 平成25年度：365人

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

男女共同参画社会や働き方の見直しが進み、共働き家庭が増加しているなか、仕事と子育ての両立支援の充実が求められています。

市としては、国、道、企業等との連携を図りながら、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実に努めるとともに、企業においても、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態の導入や処遇の改善等に積極的に取り組むなど、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備を進める必要があります。

(1) 多様な働き方に対応した子育て支援

【現状と課題】

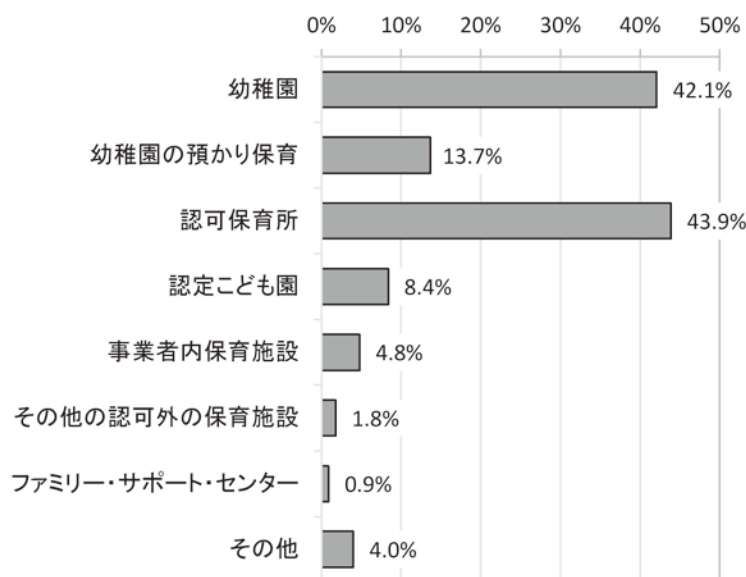
市では、仕事と子育ての両立支援のために、各種保育サービスの提供をはじめ、放課後児童健全育成事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。

また、市の広報誌やホームページを活用し、企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「利用している教育・保育の事業サービス」は、次のとおりとなっています。

【利用している教育・保育の事業サービス】

《就学前児童保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「認可保育所」が43.9%、「幼稚園」が42.1%と利用が高く、効果的な活用が図られていることが分かりますが、一方、「ファミリー・サポート・センター」については0.9%と、利用度が低い状況にあることが分かります。

今後においては、多様化するニーズに的確に対応するため、各種保育サービス等の充実と併せて効果的なPRに努めるなど、工夫した取組みが必要です。

【施策の方向】

国、道、企業等との連携を図るなかで、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実や効果的な展開に努めるなど、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備を進めていきます。

《個別事業》

■ ファミリー・サポート・センター事業

[子ども未来部子ども企画課] (再掲, 34頁)

■ 各種保育サービス [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 49～51頁)

■ 「仕事と子育て」両立推進フォーラム

[子ども未来部子ども企画課] (再掲, 123頁)

■ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実

[子ども未来部次世代育成課] (再掲, 42頁)

■ 仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発 [経済部労働課]

国が実施するワークライフバランス推進のための各種セミナーや事業所内保育施設整備にかかる助成金制度、道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市広報誌やホームページ、「雇用促進支援ガイド」等において周知・啓発を図ります。

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

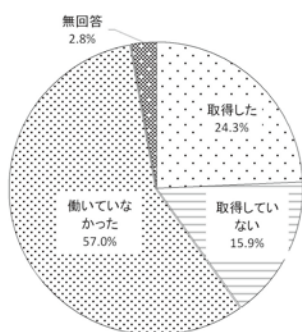
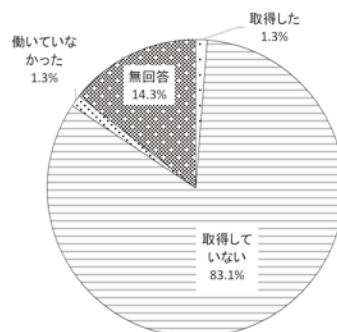
【現状と課題】

女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、女性が出産や育児の理由で離職をせずに、職場に復帰し、仕事を続けていくことができるよう、育児休業などの制度について、市の広報誌やホームページ、ガイドブック等による周知・啓発に努め、その利用促進を図っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「育児休暇の取得状況」は、次のとおりとなっています。

【育児休暇の取得状況】

《就学前児童保護者》

【母親】**【父親】**

「働いていなかった」、「無回答」の者を除いた育児休業取得率

【母親】 60.4%

【父親】 1.5%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「働いていなかった」および「無回答」の者を除く母親の育児休業取得率が60.4%に対し、父親の取得率は1.5%と非常に低く、男性の制度利用が依然として難しい状況にあることがわかります。

今後においては、男女共同参画推進の観点からも、「育児休業制度等の利用促進」を図るなど、さらなる取組みの充実が必要です。

【施策の方向】

男女共同参画推進の観点からも、固定的な性別役割分担意識等を是正し、男女が協力して子育てできるように、国、道、企業等との連携のもと、育児休業制度等の普及・啓発に努めるなど、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

《個別事業》**■ 育児休業制度等の利用促進 [経済部労働課]**

育児休業制度等に係る助成金について、市広報誌やホームページ、「雇用促進支援ガイド」等により労使双方に対して、その周知に努めます。

第6 特別な援助を要する家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待はあってはならないという認識のもと、福祉関係者と医療、保健、教育、警察等関係機関が相互に連携し、情報を共有するなど、地域全体で子どもを守る支援体制を構築することが必要です。

要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法の改正により明文化され、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために、情報交換や支援内容に関する協議等を行っており、関係各機関と連携して、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。

(1) 関係機関との連携等

【現状と課題】

北海道函館児童相談所において、虐待の疑いがあるとして通告のあったケース、調査の結果、児童虐待と診断されたケース、それぞれの件数は平成25年度で通告件数260件、処理件数140件と、「児童虐待の防止等に関する法律」施行直後の、平成13年度の同74件、同42件と比較して大幅に増加しており、憂慮すべき状況ではありますが、一方、児童虐待に対する市民意識が向上し、子どもの見守り体制が確立されてきつつあることによるものとも考えられます。

また、近年、子どもの前で行われるドメスティック・バイオレンス(DV)についても、子どもへの心理的虐待とし、通告するという取り扱いが厳格化されたことが、件数増加の大きな要因ともなっています。

このようななか、本市では平成18年に「函館市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待に係る相談・受理・支援体制の強化に努めており、構成団体の代表者会議のほか、実務者による事例検討会、研修会等を行うとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応を図っています。

しかしながら、児童虐待については、家庭という密室で発生することから、同協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所等の関係機関が密接に連携し、個々の事例の解決につながるよう、より実効性のある取組みが求められています。

【施策の方向】

要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関の連携を強化します。

また、具体の虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議における効果的な情報交換等により、各機関の役割や支援方針の確認・調整を行うなど、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じて、適切な対応に努めていきます。

《個別事業》

■ 函館市要保護児童対策地域協議会 [子ども未来部次世代育成課]

市や教育委員会、児童相談所のほか、警察、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員、児童委員、医療機関など、子どもを取りまく関係機関により構成されており、代表者会議や実務者会議のほか、個別ケース検討会議を開催し、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行っています。

(2) 発生予防、早期発見・早期対応等

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化はもとより、育児に手がかかることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから、これまで、「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて、子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか、「養育支援訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施し、支援等の充実を図っています。

また、児童虐待を含め、子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談110番」を開設しているほか、児童虐待対応マニュアルを作成し、子どもたちを取り巻く関係団体等に配布するなど、その発生予防はもとより、早期発見・早期対応等に努めていますが、近年、相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり、さらなる体制の強化が必要です。

【施策の方向】

「養育支援訪問事業」と「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の連携を深めるとともに、妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の向上等を図ります。

また、主任児童委員、児童委員の活動を促進するなど、地域における子育て支援の充実を図るとともに、子育て家庭の見守り体制を強化するなかで、児童虐待の発生予防等に努めます。

《個別事業》

- 主任児童委員、児童委員の活動の促進 [保健福祉部地域福祉課]
(再掲, 61頁)
- (仮称)DV被害者同伴児童サポート事業 [子ども未来部子育て支援課]
DV家庭のなかで育ったことにより傷ついた子ども達が、安心して安全でいられ、感情を適切に表現できるよう精神面での回復を図り、自尊心を持って生きていけるよう支援する事業で、計画期間内の事業化をめざします。
- 児童虐待防止意識啓発事業 [子ども未来部次世代育成課]
児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カードを作成・配布し、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る事業で、今後も継続していきます。
- 養育支援訪問事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 36頁)
- 子どもなんでも相談110番 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 45頁)
- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
[子ども未来部母子保健課] (再掲, 37頁)
- 妊婦健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 71頁)
- 妊産婦保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)
- 産後うつ・育児支援事業 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 75頁)

2 障がい児施策の充実

少子化が進むなかで障がいのある子どもは増加しており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ることが必要です。

さらに、保育所や放課後児童健全育成事業においては、各関係機関と連携し、障がい児の保育の推進を図ることが必要です。

このようなことから、本市では、平成24年4月にはこだて療育・自立支援センターを開設したところであり、「函館市障がい者基本計画」および「函館市障がい福祉計画」に基づき、障がいの種別や程度に応じた各種サービスの提供について、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

【現状と課題】

発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実に努めるほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図っています。

【施策の方向】

乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

《個別事業》

■ 障害児等療育支援事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

障がい児等やその家族への個別の支援計画の策定・療育支援、家族への相談支援を行うとともに、医師などによる専門的な指導、支援など、発達支援体制の充実に努めます。

【施設数】 平成25年度：1か所

■ 障がい児に関する知識・情報の提供

[保健福祉部障がい保健福祉課、子ども未来部母子保健課]

保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がい児を持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供していきます。

- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児健康診査 二次スクリーニング
[子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児精密健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)
- 障がい児訪問指導 [子ども未来部母子保健課]
障がいのある子どもの発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組んでいきます。
【訪問件数】 平成25年度：延42件

(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進

【現状と課題】

障がい児の発達支援を進めるため、医療や療育の支援体制の整備に努めています。適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進するとともに、児童発達支援事業等を通じて、家族への支援も行っていく必要があります。

【施策の方向】

障がい児に対する相談支援体制を充実し、情報の提供および助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り、必要な障がい福祉サービス等を提供することにより、障がい児および保護者を支援する体制を整備していきます。

《個別事業》

■ 障害児計画相談支援

[保健福祉部障がい保健福祉課, 療育・自立支援センター]

障害児通所支援を利用するにあたっては、平成27年度から障害児支援利用計画の作成が必須となることから、相談支援の充実に努めます。

【事業所数】 平成25年度：7か所

■ 日中一時支援事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延208人，589回

■ 児童発達支援

[保健福祉部障がい保健福祉課，療育・自立支援センター]

就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）児に対し、日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており，対象児童が増加していることから，充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延1,294人，16,357回

■ 医療型児童発達支援

[保健福祉部障がい保健福祉課，療育・自立支援センター]

就学前の主として肢体不自由児を対象に，医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において，児童発達支援および治療を行っており，今後も充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延303人，1,711回

■ 放課後等デイサービス [保健福祉部障がい保健福祉課]

小・中・高等学校に就学している障がい児に対し，放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から，単なる居場所としてだけではなく，日常生活に必要な訓練や指導などの療育，その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており，対象児童が増加していることから，充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延1,281人，11,311回

■ 保育所等訪問支援

[保健福祉部障がい保健福祉課，療育・自立支援センター]

保育所等に通う障がい児に対し，集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に，児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し，専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので，平成27年度からは児童発達支援センターの必須事業となることから，訪問支援の充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延3人，3回

■ はこだて療育・自立支援センター診療所

[保健福祉部療育・自立支援センター]

心身に障がいのある児童およびその疑いのある児童を対象に、医学的または心理学的判定による早期診断を行い、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、および臨床心理士等が連携して、地域の療育拠点としての機能を強化します。

■ 育成医療の給付 [子ども未来部母子保健課]

身体に障がいのある、または放置すれば一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行っており、今後も継続していきます。

【医療の給付人数】 平成25年度：42人

【補装具の給付件数】平成25年度：1件

(3) 教育的支援の推進

【現状と課題】

発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し、一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポート委員会を設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への学習や生活上の支援を行っています。

さらに、平成25年度からは、特別支援教育巡回指導員を配置し、通常学級に在籍し、特別な支援が必要と考えられる児童・生徒の早期実態把握や支援の方法、校内支援体制等についての指導・助言などの学校支援も行っています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等への就学扶助についても行っています。

今後も支援を必要とする児童・生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる充実や意識啓発に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

函館市特別支援教育研究会との連携を深め、研修に取り組むとともに、特別支援教育就学扶助を継続していきます。

《個別事業》

■ ウィークエンド・サークル活動推進事業

〔教育委員会生涯学習部生涯学習文化課〕（再掲、67頁）

■ 特別支援教育サポート委員会の設置

〔教育委員会学校教育部学務課，南北海道教育センター〕

市立幼稚園，小・中学校を対象として，学習障がい（LD），注意欠陥／多動性障がい（ADHD），高機能自閉症等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について，巡回相談などを通じて，専門的な意見の提示や助言を行っており，今後も継続していきます。

■ 特別支援教育支援員配置事業

〔教育委員会学校教育部学務課，南北海道教育センター〕

市立小・中学校に在籍する，特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して，学校における日常生活上の介助や，学習支援を行う特別支援教育支援員を配置しており，今後も継続していきます。

【配置数】平成25年度：50名

■ 特別支援教育巡回指導員配置事業

〔教育委員会学校教育部学務課，南北海道教育センター〕

市立小・中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童・生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問，巡回相談をとおして実態把握を行うとともに，各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して，学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置しており，今後も継続していきます。

【配置数】平成25年度：2名

■ 特別支援教育に関する研修の充実

〔教育委員会学校教育部南北海道教育センター〕

市立小・中学校の教職員を対象に，学習障がい（LD），注意欠陥／多動性障がい（ADHD），高機能自閉症等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応や検査方法，アセスメントの方法を研修し，実際の指導に活用を図る取組みを実施しており，今後も継続していきます。

■ 特別支援教育就学扶助 [教育委員会学校教育部保健給食課]

特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、学校給食費や学用品・通学用品購入費など必要な支給を行っており、今後も継続していきます。

(4) 保育所等における障がい児保育等の推進

【現状と課題】

保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業において、障がい児の保育等を行っています。保育等の体制の整備はもとより、統合保育の実施などにより、障がい児保育や、障がい児の発達支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

障がい児保育等については、統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取り組みであり、ニーズへの適切な対応が必要なことから、保育等に携わる職員の研修の充実を図るなど、積極的に推進していきます。

《個別事業》

- 保育所等訪問支援 [保健福祉部障がい保健福祉課、療育・自立支援センター] (再掲, 132頁)

- 私立幼稚園における障がい児教育 [子ども未来部子ども企画課]

私立幼稚園では、障がいへの理解を深めるとともに、療育を進めるため、心身に障がいのある幼児を受け入れており、現在、22園中、18園で対応可能となっています。

【施設数】 平成26年度：18園 → 平成31年度：22園

- 保育所における障がい児保育 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 50頁)

- 放課後児童健全育成事業における障がい児保育
[子ども未来部次世代育成課]

放課後児童クラブ(学童保育所)においては、可能な限り障がい児の受入れを行っており、現在、市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援していますが、今後、平成27年度から実施の国の子ども・子育て支援新制度を活用しながら実施施設を拡大していきます。

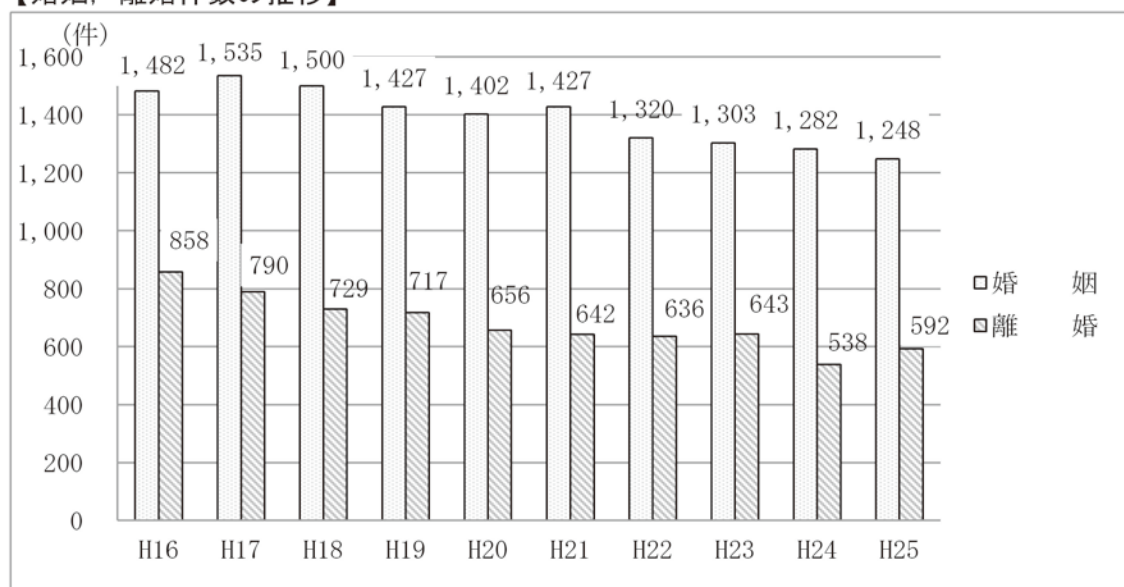
第7 母子家庭および父子家庭の自立支援

1 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、的確な情報提供はもとより、相談体制を整備し、総合的な対策を適切に実施していくことが求められています。

函館市の保健指標によると、婚姻、離婚件数の推移は次のとおりとなっています。

【婚姻、離婚件数の推移】



(函館市保健所：保健所事業概要)

この結果を見ると、近年、婚姻・離婚件数ともにおおむね減少傾向にあるものの、離婚件数については、毎年、婚姻数の半数近くとなっており、今後とも、母子家庭等への自立支援を図っていく必要があります。

(1) 子育て・生活支援の充実

【現状と課題】

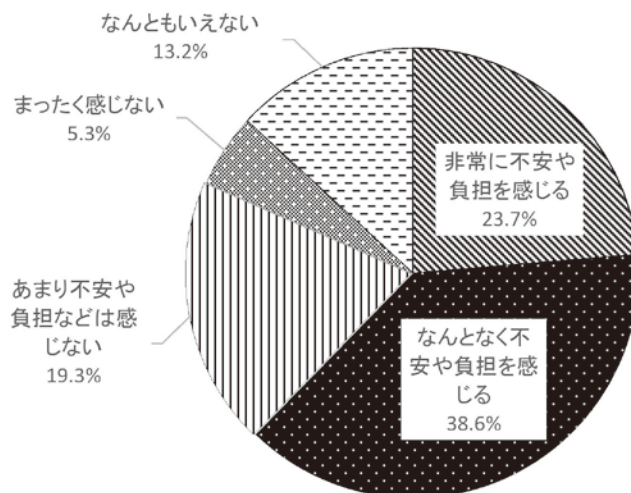
母子家庭等については、子育てや生活支援の充実が必要であるため、保育所への優先入所や市営住宅への優先入居、保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業、トワイライトステイ事業を実施しているほか、母子生活支援施設や小規模分園型母子生活支援施設での生活支援など、母子の生活環境の改善を図り、その自立を支援しています。

また、母子・父子福祉センターでは、母子家庭等を対象に、生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、母子・父子・寡婦家庭の「子育てに関して不安や負担などを感じますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに関して不安や負担などを感じますか】

《母子・父子・寡婦家庭》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、無回答を除いた回答者のうち約60%が「非常に不安や負担を感じる」または「なんとなく不安や負担を感じる」と回答しています。

母子家庭等については、母親等の収入状況が自立に影響するため、就業、求職活動、職業訓練等を行う際に、保育サービスなどについて、きめ細かな支援が必要です。

【施策の方向】

母子家庭等の保育に関するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、母子生活支援施設、小規模分園型母子生活支援施設での生活支援や就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を促進していきます。

《個別事業》

■ 母子家庭等の保育所優先入所 [子ども未来部子ども企画課]

母子世帯や父子世帯を対象に、認可保育所の優先入所を行っています。

■ 母子生活支援施設 [子ども未来部子育て支援課]

住居を提供するだけでなく、生活支援、就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を支援していきます。

【施設数等】平成25年度：2か所, 40世帯 → 平成31年度：2か所, 40世帯

■ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

[子ども未来部子育て支援課]

母子生活支援施設入所に係わる課題をほぼ解決している母子家庭について、民間住宅等を活用して、本体施設と連携を図りながら、生活指導や相談の支援を行い、その自立を重点的に支援していきます。

【施設数等】平成25年度：1か所, 6世帯 → 平成31年度：1か所, 6世帯

■ 母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室 [子ども未来部子育て支援課]

母子・父子・寡婦を対象として、趣味や教養、スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】 料理, フラダンス, 歌謡教室

■ 親子での各種体験型教室（事業）の参加促進 [子ども未来部子育て支援課]

親子で参加できる各種の体験型教室（事業）等の情報収集を行い、その周知・広報に努め、親子での参加促進を図ります。

■ ひとり親家庭等奉仕員派遣事業 [子ども未来部子育て支援課]（再掲, 36頁）

■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

[子ども未来部子育て支援課]（再掲, 41頁）

■ トワイライトステイ事業 [子ども未来部子育て支援課] (再掲, 42頁)

■ 市営住宅への母子家庭等の優先入居 [都市建設部住宅課]

高齢者、障がい者、母子世帯、低所得者を対象に、市営住宅の優先入居を行っています。

(2) 就業支援の充実

【現状と課題】

母子家庭等については、母親等の就業による収入によって自立を促進することが重要ですが、厳しい雇用情勢のなかで、とりわけ母親の就業環境は、大変厳しい状況にあります。

より良い就業に向けた能力の開発を支援するため、母子・父子福祉センターでの技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭等自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、一貫した就業支援サービスの提供に努めています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「現在の悩みは何ですか」、「現在仕事についていない理由は何ですか」、「今後仕事をする予定ですか」、「仕事を探すときの難しさは何ですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【現在の悩みは何ですか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区分	人数	比率
住居	42	15.6%
仕事	72	26.8%
家計	86	32.0%
家事	3	1.1%
健康	30	11.1%
その他	8	3.0%
特にない	23	8.5%
無回答	5	1.9%
全体	269	100.0%

【現在仕事についていない理由は何ですか】

区 分	人数	比率
子どもの面倒をみるため	14	31.8%
病弱、身体的な理由	23	52.3%
親や病人の世話、看護のため	1	2.3%
仕事が見つからない	11	25.0%
家賃収入などがあり、働かなくても生活ができる	1	2.3%
親の援助で生活ができる	1	2.3%
その他	7	15.9%
無回答	1	2.3%
全体	44	

(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【今後仕事をする予定ですか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区 分	人数	比率
仕事を探している	22	50.0%
仕事を探していないが、そのうち仕事に就きたい	10	22.7%
仕事に就くことは考えていない	0	0.0%
今のところわからない	10	22.7%
無回答	2	4.6%
全体	44	100.0%

【仕事を探すときの難しさは何ですか】

区 分	人数	比率
資格がない	95	35.3%
給料が安い	123	45.7%
子どもの面倒をみる人がいない	97	36.1%
病気がち	32	11.9%
勤務時間が合わない	111	41.3%
自分に合う仕事が見つからない	38	14.1%
その他	36	13.4%
特になし	18	6.7%
無回答	17	6.3%
全体	269	

(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「現在の悩みは何ですか」では、「家計」が32.0%、「仕事」が26.8%、「現在仕事についていない理由は何ですか」では、「病弱・身体的な理由」や「子どもの面倒をみるため」を除くと「仕事が見つからない」が25.0%と比較的多くなっており、就業のための資格等の取得支援や民間事業者への就業依頼などに取り組む必要があります。

【施策の方向】

各種事業の効果的な展開により、母子家庭等の母親等のスキルアップを図るとともに、民間事業者の理解と協力を得るなかで、母親等の就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら、就業支援の充実に努めていきます。

《個別事業》

■ 母子・父子福祉センターでの技能習得事業 [子ども未来部子育て支援課]

母子家庭等の母親または父親、および寡婦を対象として、就職に有利な資格を得るための講座を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】

平成25年度：エクセル(2教室)、ワード(1教室)、簿記(2教室)

→ 平成31年度：エクセル(2教室)、ワード(1教室)、簿記(2教室)

■ 母子家庭等就業・自立支援センター事業 [子ども未来部子育て支援課]

道と連携を図りながら、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談のほか、民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など、総合的な支援について、きめ細かく取り組んでいます。

■ 母子自立支援プログラム策定事業 [子ども未来部子育て支援課]

就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

■ 母子家庭等自立支援給付金支給事業 [子ども未来部子育て支援課]

資格取得のための指定された講座を受講する場合や、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士に加え、平成24年度から歯科衛生士、美容師など、経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給しています。

今後も事業の周知・啓発に努めるとともに、母子家庭等の自立を一層支援していきます。

■ 子育て女性等の就職支援 [経済部労働課] (再掲, 123頁)

(3) 養育費確保の促進

【現状と課題】

母子家庭等の自立はもとより、生活の安定化を図るうえで、養育費の確保は重要な問題であり、本市では、専任の相談員を配置し、相談機能の強化を図るとともに、養育費に関する情報提供の充実を図っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「離婚した夫(妻)からの養育費などは、現在どうなっていますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【離婚した夫（妻）からの養育費などは、現在どうなっていますか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区 分	人数	比率
定期的に受けている	42	17.7%
不定期に受けている	5	2.1%
過去に受けていたが、現在は受けていない	38	16.0%
受けたことがない	148	62.4%
無回答	4	1.7%
全 体	237	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、離婚した相手からの養育費などについては、「受けたことがない」が依然として多く、62.4%に達している状況にあります。

母子家庭等においては、幼い子どもを抱えながら、臨時やパートとして就業するケースが多く、経済的自立が難しいことから、生活費等のための養育費の確保に向けた情報提供に取り組む必要があります。

【施策の方向】

国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより、相談機能の強化を図るとともに、養育費確保に向けた情報提供に努めていきます。

《個別事業》

■ 養育費確保にかかる周知・啓発事業 [子ども未来部子育て支援課]

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、非監護親は養育費を支払うよう努めべきであると定められており、児童扶養手当の申請時などに、養育費の確保に関する周知・啓発を図っていきます。

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

景気や雇用情勢は少しずつ持ち直してきているものの、母子家庭等を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、経済的支援策として、「遺児手当」や「ひとり親家庭医療費助成制度」のほか、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などに取り組んでいますが、さらなる支援策が求められています。

【施策の方向】

母子家庭等に対する経済的支援策を引き続き実施していきます。

＜個別事業＞

■ 児童扶養手当 [子ども未来部子育て支援課]

ひとり親家庭等（母子および父子家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、一定の要件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満）を養育しており、所得が一定未満の方に手当を支給しています。

■ ひとり親家庭等医療費助成制度 [子ども未来部子育て支援課]

母子または父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、ひとり親家庭の母または父の保険診療にかかる医療費の一部を、一定の要件のもとに助成しており、今後も継続していきます。

【受給者数】 平成25年度：9,342人

■ 遺児手当 [子ども未来部子育て支援課]

父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して、手当を支給しており、今後も継続していきます。

【対象児童数】 平成25年度：延493人

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 [子ども未来部子育て支援課]

母子家庭等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【貸付件数】 平成25年度：231件

■ 母子家庭等自立支援給付金支給事業

[子ども未来部子育て支援課]（再掲，141頁）

(5) 情報提供および相談体制の充実

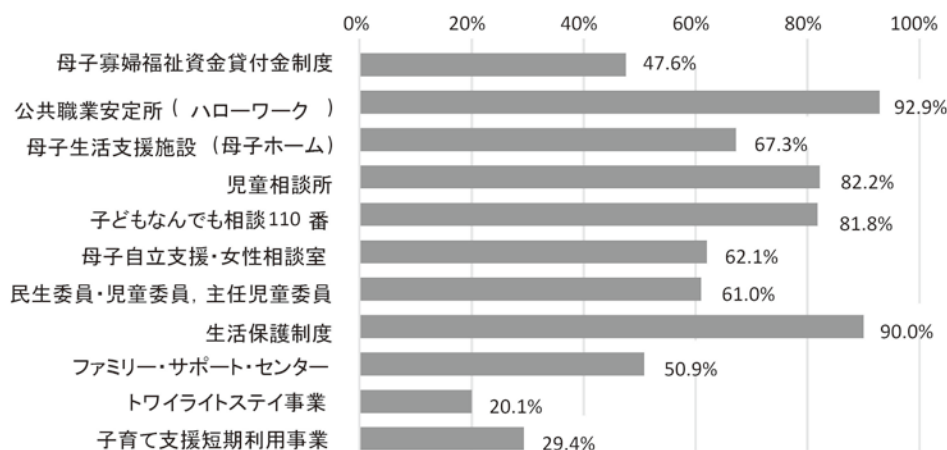
【現状と課題】

母子家庭等の各種相談に応じるため、母子・父子自立支援・女性相談室を設置し、専任の相談員を配置するとともに、母子家庭等の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し、母子家庭等に配布しています。

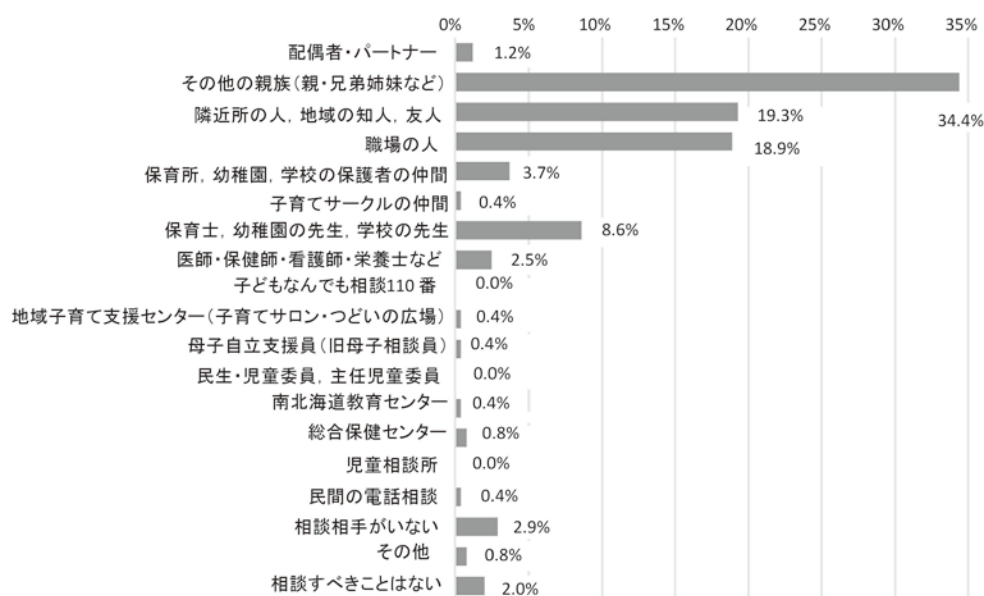
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において母子・父子・寡婦家庭の「各種サービスの認知度」、「子育てに関する悩みなどの相談相手」の回答は、次のとおりとなっております。

【各種サービスの認知度（複数回答）】

《母子・父子・寡婦家庭》



【身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか（複数回答）】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、「各種サービスの認知度」については、以前と比べて、概ね高くなってきているものの、トワイライトステイ事業（20.1%）や子育て支援短期利用事業（29.4%）についてはまだ認知度が低い状況にあり、子育て支援サービス等について、効果的なPRが必要です。

また、「子育てに関する悩みなどの相談相手」については、親族（親・兄弟姉妹など）（34.4%）、隣近所の人、地域の知人・友人（19.3%）、職場の人（18.9%）などが多く、相談相手がいない（2.9%）と回答した人は少ないことから、身近な人たちが相談相手になっていることが分かります。

【施策の方向】

効果的なPRの実施により、母子・父子自立支援、女性相談室の利用促進を図っていきます。

《個別事業》

■ 母子・父子自立支援・女性相談室 [子ども未来部子育て支援課]

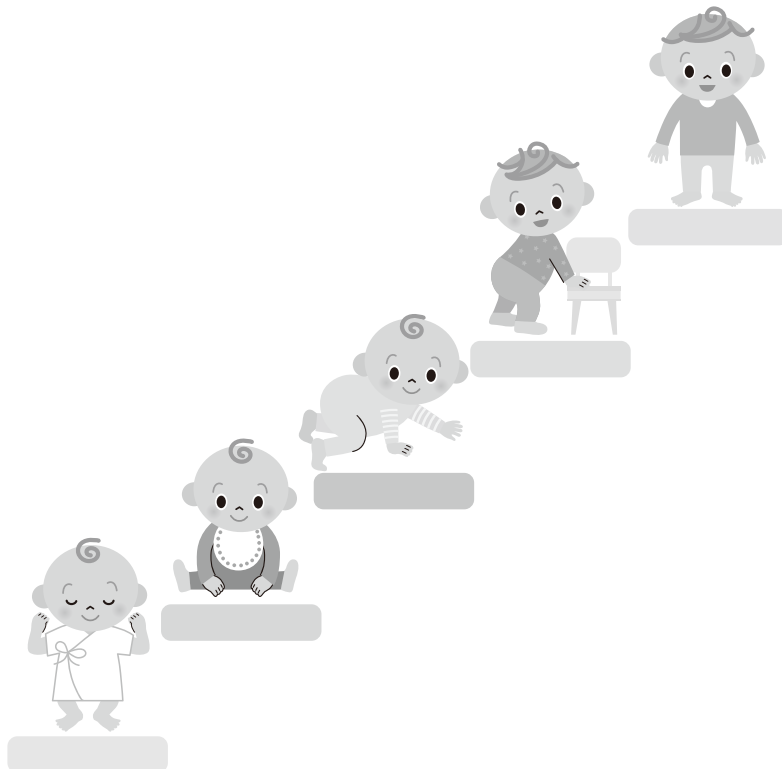
専任の相談員を配置し、生活全般の問題について相談に応じ、その自立に必要な指導と生活資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【相談件数】 平成25年度：2,468件

■ 「ひとり親家庭のしおり」の配布 [子ども未来部子育て支援課]

母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度、生活資金の貸付け、仕事、子育て支援サービス等、生活に必要な情報を掲載した冊子を作成し、対象世帯に配布しており、今後も継続していきます。

【配布部数】 平成25年度：1,000部



第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

1 子育て家庭への経済的支援の充実

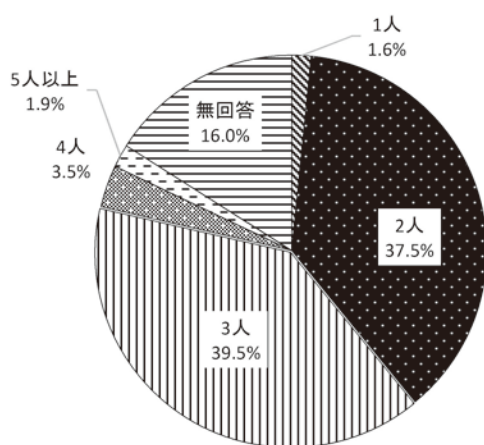
景気や雇用情勢は少しずつ持ち直してきているものの、子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、経済的な不安が子育てに影響を及ぼすことがないように、各種手当や助成制度をはじめとする経済的支援策の充実が必要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、成年者の「理想的な子どもの数」、「現実に持ちたい子どもの数」および「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」は、次のとおりとなっています。

【あなたにとって、理想的な子どもの数、現実に持ちたい子どもの数は何人ですか】

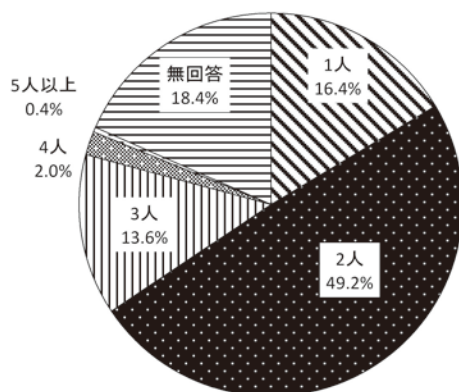
《成年者》

【理想的な子どもの数】



区 分	人数	比率
1人	4	1.6%
2人	96	37.5%
3人	101	39.5%
4人	9	3.5%
5人以上	5	1.9%
無回答	41	16.0%
全 体	256	100.0%

【現実に持ちたい子どもの数】

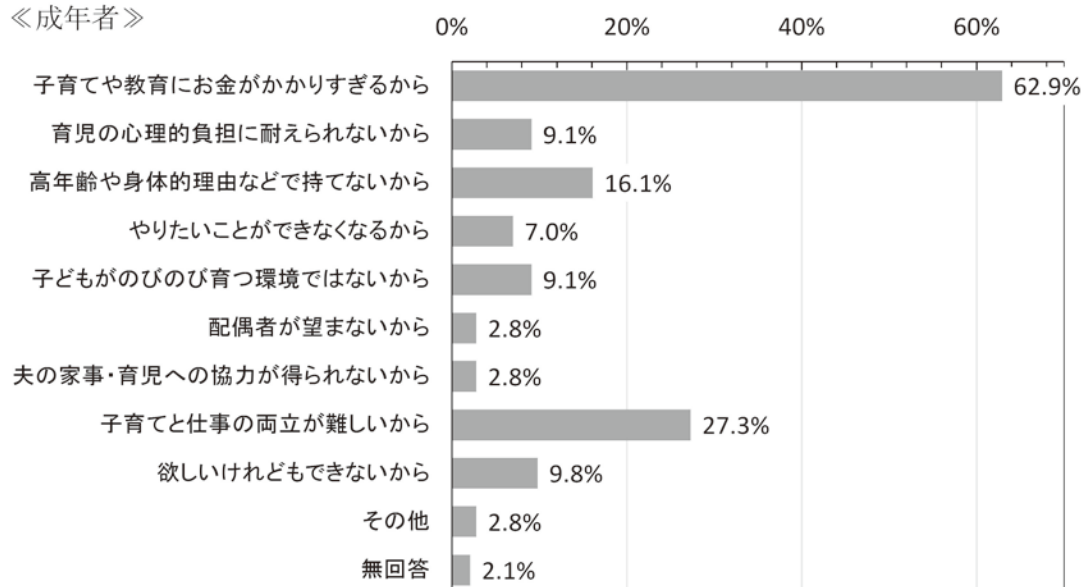


区 分	人数	比率
1人	42	16.4%
2人	126	49.2%
3人	35	13.6%
4人	5	2.0%
5人以上	1	0.4%
無回答	47	18.4%
全 体	256	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由】

《成年者》



(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、成年者の理想的な子どもの数は、「1人」が1.6%、「2人」が37.5%、「3人」が39.5%となっていますが、一方、現実に持ちたい子どもの数は、「1人」が16.4%、「2人」が49.2%、「3人」が13.6%で、理想と現実にギャップがあることが分かります。

また、「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が62.9%と最も多く、子育てに対する経済的負担が大きいことがうかがえ、経済的支援の充実が求められています。

(1) 各種手当の支給・充実

【現状と課題】

子育て家庭への経済的支援として、中学校卒業までの子どもを養育している家庭で一定の所得要件を満たしている場合に児童手当を、ひとり親家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給していますが、さらなる対象範囲の拡大、手当の額や所得制限限度額の引上げが望まれています。

【施策の方向】

各制度の継続および充実を検討するなど、経済的支援に努めていきます。

《個別事業》

■ 児童手当 [子ども未来部子育て支援課]

家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学生までの児童（15歳到達後、最初の3月31日まで）を養育し、かつ、その児童と一定関係の生計関係にある父または母等（所得の高い方）に手当を支給しています。

■ 児童扶養手当 [子ども未来部子育て支援課]（再掲，143頁）

(2) 医療費等の助成，軽減の実施

【現状と課題】

子育て家庭の経済的負担の軽減はもとより，子どもの健全育成と健康保持の観点から子どもの医療費の一部助成を行っているほか，低所得世帯に配慮しながら，幼稚園児の入園料や保育料を減免する幼稚園就園奨励事業や，保育所保育料の負担軽減を実施していますが，平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえた適切な対応とともに，さらなる助成の拡大が求められています。

【施策の方向】

各制度の拡充を図るとともに，新たな支援策について検討していきます。

《個別事業》

■ 私立学校運営費補助金 [子ども未来部子ども企画課]（再掲，102頁）

■ 保育所保育料の軽減 [子ども未来部子ども企画課]

低所得世帯に配慮しながら，保育料に係る階層区分を細分化等することにより，保育料の負担を軽減しています。

また，同一世帯で3人以上入所した場合は，3人目以降を無料としています。

■ 子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料の軽減
[子ども未来部子ども企画課]

保育所保育料の軽減の実態等を踏まえ，子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料についても，負担の軽減を図ります。

■ 幼稚園就園奨励事業 [子ども未来部子ども企画課]

子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園においては、経済的な事情により、就園が困難な幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園児の入園料、保育料の一部または全部を世帯の所得の状況に応じて減免しており、今後も継続していきます。

■ 子ども医療費助成制度 [子ども未来部子育て支援課]

子どもの保険診療内にかかる医療費の一部を一定の要件のもとに助成しており、今後も継続していきますが、併せて、さらなる制度の充実についても検討します。

(3) 就学に係る費用の助成、軽減の実施

【現状と課題】

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（準要保護者）は増加傾向にあり、全児童・生徒数に占める準要保護者数の割合は、平成25年度で28.2%となっております。

このようななか、義務教育の円滑な実施を図るため、就学扶助を行っているほか、高等学校などへの進学のため、入学準備金や奨学金の貸付けを行っていますが、厳しい経済状況の影響などもあり、準要保護者数の増加が懸念されており、経済的支援の拡充が求められています。

また、保護者の世帯所得の状況に応じて、教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用等の助成を行うことが求められています。

【施策の方向】

教育費の負担は非常に大きいことから、各制度の継続はもとより、今後、本市の状況を勘案したうえで、支援のあり方についても検討していきます。

《個別事業》

■ 入学準備金貸付事業 [子ども未来部子ども企画課]

高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に入学する生徒の保護者で入学金等の調達が困難な者を対象として入学準備金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

■ 奨学金貸付事業 [子ども未来部子ども企画課]

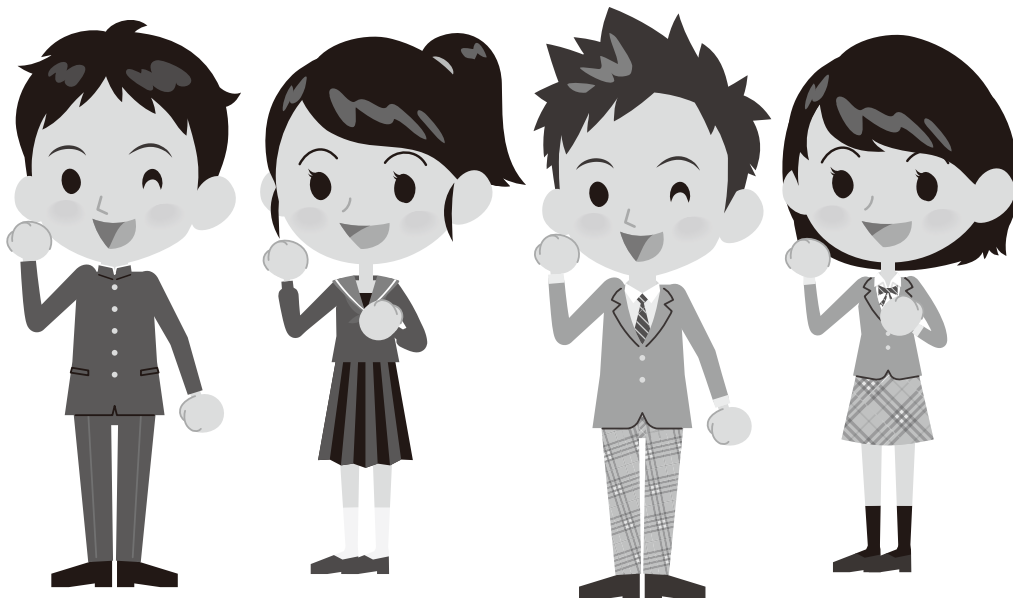
高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に在学し、経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸与しており、今後も継続していきます。

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 [子ども未来部子育て支援課]

(再掲, 143頁)

■ 就学援助 [教育委員会学校教育部保健給食課]

経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、保護者の負担を軽減するため、給食費や学用品など、必要な援助を行っており、今後も継続していきます。



第 6 章 教育・保育および地域子ども・子育て 支援事業の提供体制

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、本市は、「基本指針」に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画について、次のとおり教育・保育提供区域を設定したうえで、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定めます。

1 教育・保育提供区域

地理的条件や人口、教育・保育および子育てに係る施設や事業、社会資源の配置状況、通園等の交通事情や市民のニーズ等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として定める区域（教育・保育提供区域）を次のとおり設定します。

教育・保育および地域子ども子育て支援事業を通じた共通の区域として、通勤途上等、居住エリア以外での利用などの多様なニーズや短期間の需要の変動にも柔軟に対応可能な共通した区域として、新函館市総合計画における地区区分（歴史的経過や地形・地理的条件、土地利用の状況、都市機能の集積状況等を考慮した6地区）を基本とします。

ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち、性質上、利用対象者が限定されるもの、または本市全域を対象とするものについては、「市全体＝1区域」とします。

なお、教育・保育提供区域は、小・中学校の通学区域の性質とは異なり、居住している区域外にある施設の利用を制限するものではありません。

教育・保育提供区域

区 分	施設・事業名	区 域
教育・保育	【教育・保育施設】 幼稚園，保育所，認定こども園	6区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業） 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業	
	子育て短期支援事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 妊婦健康診査事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 利用者支援事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体の参入促進事業	1区域 （市全体）

区 域	該当町名
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町, 松風町, 若松町
中央部	千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 亀田町, 大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 金堀町, 乃木町, 柏木町
東央部	川原町, 深堀町, 駒場町, 広野町, 湯浜町, 湯川町1～3丁目, 戸倉町, 榎本町, 花園町, 日吉町1～4丁目, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部	富岡町1～3丁目, 中道1～2丁目, 山の手1～3丁目, 本通1～4丁目, 鍛冶1～2丁目, 陣川町, 陣川1～2丁目, 神山町, 神山1～3丁目, 東山町, 東山1～3丁目, 美原1～5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1～3丁目, 水元町, 亀田大森町, 石川町, 昭和1～4丁目, 亀田本町
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1～3丁目, 追分町, 桔梗町, 桔梗1～5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田港町
東部	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町, 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大潤町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町, 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町, 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

2 教育・保育の需給計画

(提供区域内の量の見込みとそれに対応する提供体制を確保する計画)

(1) 計画策定の考え方

提供区域ごとに計画期間内におけるそれぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等(教育・保育施設)の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた「量の見込み(需要)」に対し, それに見合う幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制としての利用定員(供給)を確保していくための計画(確保方策)を定めます。

なお, 量の見込み(需要)や確保する提供体制としての利用定員(供給)は, 次の認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する小学校就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定(保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする小学校就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定(保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする小学校就学前の子ども	

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(2) 教育・保育の需給計画

【市全体】

(単位:人)

年度	認定区分		1号	2号		3号		合計
				学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み		2,540	2,535		1,722		6,797
	確保方針策	特定教育・保育施設	1,780		2,157	231	1,491	
		確認を受けない幼稚園	1,983			355	1,238	5,530
		認可外保育施設			286	56	250	592
		計	3,763		2,443	411	1,488	8,105
						保育利用率33.47%		
平成28年度	量の見込み		2,474	2,464		1,663		6,601
	確保方針策	特定教育・保育施設	3,035		2,199	224	1,439	
		確認を受けない幼稚園	830			360	1,308	6,902
		認可外保育施設			286	56	250	592
		計	3,865		2,485	416	1,558	8,324
						保育利用率36.31%		
平成29年度	量の見込み		2,379	2,374		1,608		6,361
	確保方針策	特定教育・保育施設	3,290		2,219	217	1,391	
		確認を受けない幼稚園	590			366	1,314	7,189
		認可外保育施設			286	56	250	592
		計	3,880		2,505	422	1,564	8,371
						保育利用率37.84%		
平成30年度	量の見込み		2,263	2,256		1,553		6,072
	確保方針策	特定教育・保育施設	3,423		2,249	209	1,344	
		確認を受けない幼稚園	430			366	1,314	7,352
		認可外保育施設			286	56	250	592
		計	3,853		2,535	422	1,564	8,374
						保育利用率39.16%		
平成31年度	量の見込み		2,186	2,181		1,499		5,866
	確保方針策	特定教育・保育施設	3,423		2,249	202	1,297	
		確認を受けない幼稚園	430			366	1,314	7,352
		認可外保育施設			286	56	250	592
		計	3,853		2,535	422	1,564	8,374
						保育利用率40.56%		

※1 特定教育・保育施設：市が施設型給付費の支給対象となることを確認した教育・保育施設

※2 施設型給付：幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付

※3 保育利用率：各年度における3歳未満の子どもの推計人口全体に占める3号を確保する特定教育・保育施設の利用定員の割合

【西部】

(単位:人)

年度	認定区分	1号	2号		3号		合計
			学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み	165	187		128		480
			21	166	18	110	
	確 特定教育・保育施設	75		182	16	112	385
	保 確認を受けない幼稚園	170					1,983
	方 認可外保育施設			5	2	4	11
	策 計	245		187	134		566
					18	116	
平成28年度	量の見込み	161	182		124		467
			20	162	18	106	
	確 特定教育・保育施設	153		197	16	119	485
	保 確認を受けない幼稚園	70					70
	方 認可外保育施設			5	2	4	11
	策 計	223		202	141		566
					18	123	
平成29年度	量の見込み	155	175		120		450
			19	156	17	103	
	確 特定教育・保育施設	153		197	16	119	485
	保 確認を受けない幼稚園	70					70
	方 認可外保育施設			5	2	4	11
	策 計	223		202	141		566
					18	123	
平成30年度	量の見込み	147	166		116		429
			18	148	17	99	
	確 特定教育・保育施設	153		197	16	119	485
	保 確認を受けない幼稚園	70					70
	方 認可外保育施設			5	2	4	11
	策 計	223		202	141		566
					18	123	
平成31年度	量の見込み	142	161		112		415
			18	143	16	96	
	確 特定教育・保育施設	153		197	16	119	485
	保 確認を受けない幼稚園	70					70
	方 認可外保育施設			5	2	4	11
	策 計	223		202	141		566
					18	123	

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【中央部】

(単位:人)

年度	認定区分	1号	2号		3号		合計
			学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み	775	689		517		1,981
			97	592	74	443	
	確 特定教育・保育施設	730		614	130	393	1,867
	保 確認を受けない幼稚園	380					380
	方 認可外保育施設			85	18	81	184
	策 計	1,110		699	622		2,431
					148	474	
平成28年度	量の見込み	755	670		498		1,923
			94	576	71	427	
	確 特定教育・保育施設	996		655	130	407	2,188
	保 確認を受けない幼稚園	150					150
	方 認可外保育施設			85	18	81	184
	策 計	1,146		740	636		2,522
					148	488	
平成29年度	量の見込み	726	646		482		1,854
			91	555	69	413	
	確 特定教育・保育施設	1,001		655	130	407	2,193
	保 確認を受けない幼稚園	150					150
	方 認可外保育施設			85	18	81	184
	策 計	1,151		740	636		2,527
					148	488	
平成30年度	量の見込み	690	613		466		1,769
			86	527	67	399	
	確 特定教育・保育施設	1,004		655	130	407	2,196
	保 確認を受けない幼稚園	150					150
	方 認可外保育施設			85	18	81	184
	策 計	1,154		740	636		2,530
					148	488	
平成31年度	量の見込み	667	592		449		1,708
			83	509	64	385	
	確 特定教育・保育施設	1,004		655	130	407	2,196
	保 確認を受けない幼稚園	150					150
	方 認可外保育施設			85	18	81	184
	策 計	1,154		740	636		2,530
					148	488	

【東央部】

(単位:人)

年度	認定区分	1号	2号		3号		合計
			学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み	330	529		354		1,213
			41	488	48	306	
	確 特定教育・保育施設	180		432	80	228	920
	保 確認を受けない幼稚園	280					280
	方 認可外保育施設			80	6	51	137
	策 計	460		512	365 86	279	1,337
平成28年度	量の見込み	322	514		342		1,178
			40	474	47	295	
	確 特定教育・保育施設	364		463	85	262	1,174
	保 確認を受けない幼稚園	120					120
	方 認可外保育施設			80	6	51	137
	策 計	484		543	404 91	313	1,431
平成29年度	量の見込み	309	496		330		1,135
			39	457	45	285	
	確 特定教育・保育施設	374		463	85	262	1,184
	保 確認を受けない幼稚園	120					120
	方 認可外保育施設			80	6	51	137
	策 計	494		543	404 91	313	1,441
平成30年度	量の見込み	294	471		319		1,084
			37	434	43	276	
	確 特定教育・保育施設	374		463	85	262	1,184
	保 確認を受けない幼稚園	120					120
	方 認可外保育施設			80	6	51	137
	策 計	494		543	404 91	313	1,441
平成31年度	量の見込み	284	455		308		1,047
			35	420	422	266	
	確 特定教育・保育施設	374		463	85	262	1,184
	保 確認を受けない幼稚園	120					120
	方 認可外保育施設			80	6	51	137
	策 計	494		543	404 91	313	1,441

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【北東部】

(単位:人)

年度	認定区分	1号	2号		3号		合計
			学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み	886	843		574		2,303
			111	732	79	495	
	確 特定教育・保育施設	530		630	104	376	1,640
	保 確認を受けない幼稚園	665					665
	方 認可外保育施設			104	29	94	227
	策 計	1,195		734	603		2,532
					133	470	
平成28年度	量の見込み	863	820		555		2,238
			108	712	76	479	
	確 特定教育・保育施設	947		637	105	398	2,087
	保 確認を受けない幼稚園	250					250
	方 認可外保育施設			104	29	94	227
	策 計	1,197		741	626		2,564
					134	492	
平成29年度	量の見込み	830	788		536		2,154
			103	685	7	462	
	確 特定教育・保育施設	947		657	105	398	2,107
	保 確認を受けない幼稚園	250					250
	方 認可外保育施設			104	29	94	227
	策 計	1,197		761	626		2,584
					134	492	
平成30年度	量の見込み	790	751		517		2,058
			99	652	71	446	
	確 特定教育・保育施設	1,077		687	105	398	2,267
	保 確認を受けない幼稚園	90					90
	方 認可外保育施設			104	29	94	227
	策 計	1,167		791	626		2,584
					134	492	
平成31年度	量の見込み	763	726		500		1,989
			96	630	69	431	
	確 特定教育・保育施設	1,077		687	105	398	2,267
	保 確認を受けない幼稚園	90					90
	方 認可外保育施設			104	29	94	227
	策 計	1,167		791	626		2,584
					134	492	

【北部】

(単位:人)

年度	認定区分	1号	2号		3号		合計
			学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み	356	193		123		672
			44	149	11	112	
	確 特定教育・保育施設	130	146		21	91	388
	保 確認を受けない幼稚園	488					488
	方 認可外保育施設		12		1	20	33
	策 計	618	158		133		909
					22	111	
平成28年度	量の見込み	346	187		119		652
			43	144	11	108	
	確 特定教育・保育施設	420	149		21	98	688
	保 確認を受けない幼稚園	240					240
	方 認可外保育施設		12		1	20	33
	策 計	660	161		140		961
					22	118	
平成29年度	量の見込み	333	181		115		629
			42	139	11	104	
	確 特定教育・保育施設	660	149		27	104	940
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設		12		1	20	33
	策 計	660	161		152		973
					28	124	
平成30年度	量の見込み	317	171		111		599
			39	132	10	101	
	確 特定教育・保育施設	660	149		27	104	940
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設		12		1	20	33
	策 計	660	161		152		973
					28	124	
平成31年度	量の見込み	306	166		107		579
			38	128	10	97	
	確 特定教育・保育施設	660	149		27	104	940
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設		12		1	20	33
	策 計	660	161		152		973
					28	124	

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【東部】

(単位:人)

年度	認定区分	1号	2号		3号		合計
			学校教育	左記以外	1歳未満	1・2歳	
平成27年度	量の見込み	28	94		26		148
			3	91	1	25	
	確 特定教育・保育施設	135		153	4	38	330
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設			0	0	0	0
	策 計	135		153	42	38	330
平成28年度	量の見込み	27	91		25		143
			3	88	1	24	
	確 特定教育・保育施設	155		98	3	24	280
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設			0	0	0	0
	策 計	155		98	27	24	280
平成29年度	量の見込み	26	88		25		139
			3	85	1	24	
	確 特定教育・保育施設	155		98	3	24	280
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設			0	0	0	0
	策 計	155		98	27	24	280
平成30年度	量の見込み	25	84		24		133
			3	81	1	23	
	確 特定教育・保育施設	155		98	3	24	280
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設			0	0	0	0
	策 計	155		98	27	24	280
平成31年度	量の見込み	24	81		23		128
			3	78	1	22	
	確 特定教育・保育施設	155		98	3	24	280
	保 確認を受けない幼稚園	0					0
	方 認可外保育施設			0	0	0	0
	策 計	155		98	27	24	280

3 地域子ども・子育て支援事業の需給計画

(提供区域内の量の見込みとそれに対応する提供体制を確保する計画)

(1) 計画策定の考え方

地域子ども・子育て支援事業とは、次の13事業の総称で、実施する場合は、教育・保育と同様に計画を定める必要があります。

なお、量の見込み(需要)や確保する提供体制(供給)は、事業の区分ごとに算出します。

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| ① 時間外保育事業(延長保育事業) | ⑧ 妊婦健康診査事業 |
| ② 放課後児童健全育成事業 | ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ③ 子育て短期支援事業 | ⑩ 養育支援訪問事業 |
| ④ 地域子育て支援拠点事業 | ⑪ 利用者支援事業 |
| ⑤ 一時預かり事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥ 病児保育事業 | ⑬ 多様な主体の参入促進事業 |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | |

⑪ 利用者支援事業

利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行う事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設(市の確認を受け、施設型給付費を受ける教育・保育施設)に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬ 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画

① 時間外保育事業（延長保育事業）

(単位:人)

区 分	年 度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	1,484	1,438	1,388	1,330	1,284
	確保方策	1,484	1,438	1,388	1,330	1,284
西部	量の見込み	46	45	43	41	40
	確保方策	46	45	43	41	40
中央部	量の見込み	586	566	548	524	506
	確保方策	586	566	548	524	506
東央部	量の見込み	326	316	305	293	282
	確保方策	326	316	305	293	282
北東部	量の見込み	429	416	401	384	371
	確保方策	429	416	401	384	371
北部	量の見込み	93	91	87	84	81
	確保方策	93	91	87	84	81
東部	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4

※ 時間外保育事業：保育所・認定こども園（保育所機能）における延長保育事業

② 放課後児童健全育成事業

(単位:人)

区 分	年 度		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	低学年	1,230	1,193	1,191	1,167	1,137
		高学年	497	487	467	468	455
		計	1,727	1,680	1,658	1,635	1,592
	確保方策		2,015	2,015	2,015	2,015	2,015
西部	量の見込み	低学年	91	88	88	86	84
		高学年	29	29	28	28	27
		計	120	117	116	114	111
	確保方策		121	121	121	121	121
中央部	量の見込み	低学年	191	185	185	181	176
		高学年	85	83	80	80	78
		計	276	268	265	261	254
	確保方策		318	318	318	318	318
東央部	量の見込み	低学年	326	316	316	309	301
		高学年	105	103	99	99	96
		計	431	419	415	408	397
	確保方策		525	525	525	525	525
北東部	量の見込み	低学年	440	427	425	418	408
		高学年	203	199	190	191	186
		計	643	626	615	609	594
	確保方策		748	748	748	748	748
北部	量の見込み	低学年	178	173	173	169	165
		高学年	71	69	66	66	65
		計	249	242	239	235	230
	確保方策		303	303	303	303	303
東部	量の見込み	低学年	4	4	4	4	3
		高学年	4	4	4	4	3
		計	8	8	8	8	6
	確保方策		0	0	0	0	0

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

（単位：延人数）

区 分	年 度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	191	183	177	170	163
	確保方策	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825

④ 地域子育て支援拠点事業

区 分	年 度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み（延人数）	38,262	36,942	35,687	34,504	33,299
	確保方策（箇所）	13	13	13	13	13
西部	量の見込み（延人数）	1,186	1,145	1,106	1,070	1,032
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
中央部	量の見込み（延人数）	2,449	2,364	2,284	2,208	2,131
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
東央部	量の見込み（延人数）	11,364	10,972	10,599	10,248	9,890
	確保方策（箇所）	3	3	3	3	3
北東部	量の見込み（延人数）	14,845	14,334	13,847	13,387	12,920
	確保方策（箇所）	4	4	4	4	4
北部	量の見込み（延人数）	5,242	5,061	4,889	4,727	4,562
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2
東部	量の見込み（延人数）	3,176	3,066	2,962	2,864	2,764
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2

⑤－１ 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

（単位：延人数）

区 分	年 度		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	1号認定	72,841	70,944	68,229	64,885	62,673
		2号認定	84,248	82,107	79,168	75,158	73,017
		計	157,089	153,051	147,397	140,043	135,690
	確保方策		157,089	153,051	147,397	140,043	135,690
西部	量の見込み	1号認定	3,132	3,051	2,934	2,790	2,695
		2号認定	3,623	3,531	3,404	3,232	3,140
		計	6,755	6,582	6,338	6,022	5,835
	確保方策		6,755	6,582	6,338	6,022	5,835
中央部	量の見込み	1号認定	22,071	21,496	20,672	19,660	18,990
		2号認定	25,526	24,877	23,987	22,772	22,124
		計	47,597	46,373	44,659	42,432	41,114
	確保方策		47,597	46,373	44,659	42,432	41,114
東央部	量の見込み	1号認定	8,450	8,230	7,915	7,527	7,270
		2号認定	9,773	9,524	9,183	8,718	8,470
		計	18,223	17,754	17,098	16,245	15,740
	確保方策		18,223	17,754	17,098	16,245	15,740
北東部	量の見込み	1号認定	19,084	18,587	17,876	17,000	16,420
		2号認定	22,074	21,513	20,743	19,692	19,131
		計	41,158	40,100	38,619	36,692	35,551
	確保方策		41,158	40,100	38,619	36,692	35,551
北部	量の見込み	1号認定	18,939	18,445	17,740	16,870	16,295
		2号認定	21,904	21,348	20,584	19,541	18,984
		計	40,843	39,793	38,324	36,411	35,279
	確保方策		40,843	39,793	38,324	36,411	35,279
東部	量の見込み	1号認定	1,165	1,135	1,092	1,038	1,003
		2号認定	1,348	1,314	1,267	1,203	1,168
		計	2,513	2,449	2,359	2,241	2,171
	確保方策		2,513	2,449	2,359	2,241	2,171

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- ⑤－２ 一時預かり事業（保育所・認定こども園（保育所機能）・幼稚園における在園児以外の児童を対象とした一時預かり，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学前）），子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業））

（単位：延人数）

区 分	年 度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	16,202	15,700	15,140	14,504	14,006
	確 保 方 策	一時預かり	8,978	8,994	8,994	8,994
		ファミリー・サポート・センター	6,955	6,955	6,955	6,955
		トワイライトステイ	2,555	2,555	2,555	2,555
		計	18,488	18,504	18,504	18,504
西部	量の見込み	1,782	1,727	1,665	1,595	1,541
	確 保 方 策	一時預かり	973	973	973	973
		ファミリー・サポート・センター	764	764	764	764
		トワイライトステイ	730	730	730	730
		計	2,467	2,467	2,467	2,467
中央部	量の見込み	5,298	5,134	4,951	4,743	4,580
	確 保 方 策	一時預かり	3,027	3,027	3,027	3,027
		ファミリー・サポート・センター	2,271	2,271	2,271	2,271
		トワイライトステイ	0	0	0	0
		計	5,298	5,298	5,298	5,298
東央部	量の見込み	2,301	2,229	2,150	2,060	1,989
	確 保 方 策	一時預かり	1,259	1,259	1,259	1,259
		ファミリー・サポート・センター	986	986	986	986
		トワイライトステイ	365	365	365	365
		計	2,610	2,610	2,610	2,610
北東部	量の見込み	4,763	4,616	4,451	4,264	4,118
	確 保 方 策	一時預かり	2,604	2,604	2,604	2,604
		ファミリー・サポート・センター	2,042	2,042	2,042	2,042
		トワイライトステイ	1,460	1,460	1,460	1,460
		計	6,106	6,106	6,106	6,106
北部	量の見込み	2,041	1,978	1,908	1,828	1,765
	確 保 方 策	一時預かり	1,115	1,115	1,115	1,115
		ファミリー・サポート・センター	875	875	875	875
		トワイライトステイ	0	0	0	0
		計	1,990	1,990	1,990	1,990
東部	量の見込み	17	16	15	14	13
	確 保 方 策	一時預かり	0	16	16	16
		ファミリー・サポート・センター	17	17	17	17
		トワイライトステイ	0	0	0	0
		計	17	33	33	33

⑥ 病児保育事業，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））

（単位：延人数）

区 分	年 度		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み		1,412	1,369	1,320	1,265	1,222
	確保方策	病児保育事業	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
		ファミリー・サポート・センター	761	761	761	761	761
		計	1,877	1,877	1,877	1,877	1,877

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））

（単位：延人数）

区 分	年 度		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	低学年	1,084	1,052	1,051	1,029	1,002
		高学年	185	180	173	174	169
		計	1,269	1,232	1,224	1,203	1,171
	確保方策		1,269	1,269	1,269	1,269	1,269

⑧ 妊婦健康診査事業

区 分	年 度		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	受診者（人）	1,522	1,470	1,421	1,372	1,326
		健診回数（回）	21,308	20,580	19,866	19,208	18,564
	確保方策		実施場所：北海道内・外医療機関および助産所 実施体制：医療機関および助産所に委託 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回				

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

区 分	年 度		平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み		1,522	1,470	1,421	1,372	1,326
	確保方策		実施体制：地区保健師16人， こんにちは赤ちゃん事業訪問員12人 実施機関：母子保健課				

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

⑩ 養育支援訪問事業

(単位:人)

区 分	年 度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	実施体制：居宅介護事業所等(ヘルパー)に委託 実施機関：子ども未来部				

⑪ 利用者支援事業

(単位:箇所)

区 分	年 度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
市全体	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業および⑬多様な主体の参入促進事業については、今後、本市の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。

4 認定こども園の普及等に係る取組み

(教育・保育の一体的提供および推進体制の確保)

幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行う、いわゆる幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもに対して、教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭への支援を行うものであり、地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行促進を図ります。

第 7 章 計画の推進

第7章 計画の推進

第1 市民等との協働

本計画は、新函館市総合計画に即しており、その推進にあたっては、他の計画などとの整合性や、関係部局をはじめ、関係する機関・団体と連携を図るとともに、市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応していきます。

第2 厳しい財政状況下における効果的な推進

次代の社会を担う子どもたちが健やかに成長し、生き生きと光り輝くことは、市民の願いであり、本計画の具現化が、「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」へとつながっていきます。

このため、市では、厳しい財政状況が続いていますが、行財政対策を進めるなかで、本計画の効果的な推進に努めていきます。

第3 積極的な情報公開の推進

本計画の推進にあたっては、常に進捗状況を把握して評価点検し、以後の各種施策への市民意見の反映などに努めていく必要があります。

このため、毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」や各部局の情報誌、さらにはホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努めていきます。

第 8 章 資料編

○ 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(平成26年7月31日現在)

区 分	氏 名	所 属 団 体
事業主を 代表する者	田 中 雅 世	函館商工会議所
労働者を 代表する者	相 澤 弘 司	連合北海道函館地区連合会
子ども・子育て 支援に関する事業 に従事する者	小田島 一 典 風 間 和 夫 数 又 紀和子 亀 井 隆 岸 田 千佳子 木 村 一 雄 高 田 恵美子 玉 利 達 人 中 村 郁 子 村 上 一 典 山 本 正 子	北海道函館児童相談所 函館市中学校長会 函館市民生児童委員連合会 函館保育協会 函館市私立幼稚園協会 函館市社会福祉協議会 函館市学童保育連絡協議会 道南地区私立幼稚園連合会 函館市ファミリー・サポート・センター 函館市小学校長会 函館市町会連合会
子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	◎ 池 田 延 己 ○ 原 子 はるみ 三 浦 稔 山 田 豊	函館大妻高等学校 函館短期大学 函館臨床福祉専門学校 函館市医師会
保 護 者	小野田 府	函館市PTA連合会
公募による者	佐 藤 雅 子 山 形 麻衣華	一般公募 一般公募

(注) ◎印は会長，○印は副会長を示す。

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
【平成25年度】	
平成25年 7 月23日	○「函館市子ども・子育て会議」設置 (委員20名, うち一般公募委員 2名)
	○第1回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援新制度の概要について ほか】
8 月27日	○第2回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)の概要について ほか】
11月14日	○「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
平成26年 2 月20日	○第3回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の集計状況について ほか】
【平成26年度】	
平成26年 5 月14日	○第1回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計について ほか】
6 月 5 日	○第2回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて ほか】
7 月31日	○第3回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)の協議方法について ほか】
8 月28日	○第4回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)の協議について ほか】
9 月29日	○第5回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)の協議について ほか】

平成26年10月29日	○第6回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)のとりまとめについて ほか】
10月31日	○庁内関係各課へ計画(素案)の確認依頼
11月20日	○子ども・子育て会議から市へ検討結果報告書の提出
11月27日	○政策会議に計画(案)の報告, 協議
11月28日	○市議会民生常任委員会に計画(案)の資料配付
12月3日	○市議会民生常任委員会に計画(案)の報告, 協議
12月10日	○計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)手続の実施 (計画(案)等を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載 ～平成27年1月9日)
平成27年2月10日	○市議会民生常任委員会にパブリックコメント実施結果の報告
3月11日	○函館市子ども・子育て支援事業計画の決定

○ 函館市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 目的

この調査は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て家庭の現状やニーズ、子どもの生活実態などを把握するため、国の基本指針等に基づき実施した。

2 実施概要

(1) 基準日

平成25年10月 1 日

(2) 調査地域

函館市全域

(3) 調査対象

調査対象者は以下のとおり抽出した。

【保護者】

①就学前児童保護者：

0～5歳の就学前児童のうち、5,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、その保護者を対象者とした。

②小学校児童保護者：

市立小学校1～6年生の児童のうち、2,000名を無作為抽出し、その保護者を対象者とした。

③中学校生徒保護者：

市立中学校1～3年生の生徒のうち、1,000名を無作為抽出し、その保護者を対象者とした。

【児童・生徒】

①小学校児童：

市立小学校1～6年生の児童のうち、1,000名を無作為抽出し、対象者とした。

②中学校生徒：

市立中学校1～3年生の生徒のうち、1,000名を無作為抽出し、対象者とした。

【上記以外】

①未成年者：

15～19歳の未成年者のうち1,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、対象者とした。

②成年者：

20～49歳の成年者のうち1,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、対象者とした。

③母子・父子・寡婦家庭：

母子家庭は児童扶養手当受給世帯，父子家庭は住民基本台帳上で父子で構成され
ると思われる世帯，寡婦家庭は平成19年度から平成20年度までの間に児童扶養手当
受給資格を喪失した世帯者とし，これらの世帯から合計1,000名を無作為抽出し，対
象者とした。

(4) 調査方法

小学校児童およびその保護者，中学校生徒およびその保護者については，学校を通
じて配布，回収。それ以外については，郵送により配布，回収。

(5) 調査日程

調査票の配布 平成25年11月14日

調査票の回収 平成25年11月25日

(6) 回収結果

区分	配布数（名）	回収数（名）	回収率
①就学前児童保護者	5,000	1,907	38.1%
②小学校児童保護者	2,000	1,429	71.5%
③中学校生徒保護者	1,000	717	71.7%
④小学校児童	1,000	702	70.2%
⑤中学校生徒	1,000	700	70.0%
⑥未成年者	1,000	204	20.4%
⑦成年者	1,000	256	25.6%
⑧母子・父子・寡婦家庭	1,000	269	26.9%
計	13,000	6,184	47.6%

函館市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

編集：函館市子ども未来部

発行：函館市

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3946 FAX 0138-26-6657

印刷：(株)プリントハウス

